

管理とする、新穀期の出廻り殺到を防ぐため低資を融通することとし、外米管理とこの低資融通額とは合計三億圓を目標とすること

五、有賀光豊氏案Ⅱ朝鮮米の一時に出廻り殺到を防ぐため、鮮内に農業倉庫を設け米の無料保管を行ひ、これに對し低資を融通し一定期間内は賣出さしめぬこと、別に政府は新穀期において概三百萬石を買上げ、翌年四月以降毎月平均的にこれを内地に賣出すこと

六、上山滿之進氏案Ⅱ調節は一般物價を標準とし米價がこれより二割低落した場合は買上げ、二割上廻りたる時は賣り出動する、臺灣米の移入を月別平均ならしむる方策をとり、外米の輸入を管理すること

七、安川雄之助氏案Ⅱ調節は數量のみに止め價格の調節は廢止すべし

八、東郷實氏案Ⅱ外米の輸入は政府これを統制管理し、鮮臺米は月別平均移入許可制とし且つ官民農業倉庫を増設し保管米に對し低資を融通する、米穀法は存続することとし、一定の基準のもとに出動するよう改正の上、他の施設と相俟つて調節の實を擧げるようにする、一方出來秋の出廻り調節手段としては政府は低資融通の外、米穀の一時預りを行ひ且つ農業倉庫を助成して米穀の貯藏を奨励し、共同販賣の方法を講ずること

この外々米商方面よりの提案もあつたが、要するに大體においては

米穀法の存続、出動の基準設定、植民地米の月別平均的移入、米穀需給特別會計の損失一般會計移管等が、一二の例外を除いては共通した主張であつた。

かくて米穀調査會は昭和四年六月十三日の第一回總會開會以來、特別委員會廿回、小委員十回と四回の總會において審議の結果、五年三月左記答申案を決定した。

米穀の需給及價格の調節に關してとるべき方策

一、米價基準を設定するは緊要なりと認む、仍て政府は速かに米穀法の發動に必要な米價の最高最低基準を調査決定すべし

二、農業倉庫を奨励しこれに低資を融通すること

三、内地に移出する朝鮮米の數量を月別平均的に調節するため速に朝鮮總督府において適當なる方策を樹立すべし

四、外國米輸入許可制度を設け一定數量の輸入を許可し、同時に輸出をも許可を受けしむることとし外米輸入の統制管理をはかるべし

五、從來の米穀需給調節特別會計の損失を一般會計に移すこと

發動基準の決定

この答申に基いてさらに米穀法により市價を調節するため米穀の買入又は賣渡をなす場合の基準となすべき最高および最低價格は左記三項を基礎としてこれを決定するの可否如何

一、米穀生産費

二、家計費

三、米價指數の物價指數に對する割合(率勢米價)の趨勢により算出したる米價

の第二の諮問事項が十月初旬の米調總會に附議され、その可否を中心に十二月十三日まで三ヶ月に跨つての審議が續けられた。

特に當時においては生産費、家計費の調査完了せず、この諮問事項を決定し、これに基いて法律の改正が行はれても、これが完成までの一時的方便として率勢米價一本によつて米穀法を運用されることとなつてゐたため、主としてこの點が議論の中心となつたが、結局十三回にわたる特別委員會の審議を経て、十二月の第七回總會で左記答申が可

決され、引續き鮮米平均移入外米輸出入許可制等の諮問に對しても答申された。

諮問第二號に對する答申

米穀法により米穀の市價を調節するため、米穀の買入または賣渡をなす場合の基準となすべき最高最低價格は、米穀生産費、家計費、率勢米價を基礎として別記基準價格要綱によりこれを決定すべし、仍て政府は直ちに米穀生産費および家計費の調査に着手し適當なる資料を得ることに努むべし、その資料の整備するに至るまでは暫定方法として率勢米價を基礎として別記基準價格要綱に準じ基準價格を決定すべし、この場合においては率勢米價の上値二割および下値二割に相當する價格をもつて最高および最低基準價格とす

基準價格要綱

- 一、基準價格決定の基礎は最高最低價格は米穀生産費、家計費、率勢米價の三項を基礎として決定すべし
- 二、基準價格決定Ⅱ(イ)最低價格の決定方法は米穀生産費と、率勢米價の下値二割に相當する價格との間において適當と認むる價格を以て最低價格とす(ロ)最高價格の決定は、家計費の調査により算出されたる米價と、率勢米價の上値二割に相當する價格との間において適當と認むる價格を以て最高價格とす(ハ)基準價格は毎年十二月これを決定す
- 三、基準價格の改定Ⅱ(イ)經濟界異常の變動により物價の變動著しき場合においては、基準となるべき最高及最低價格の決定方法に準じ基準價格の改定を行ふものとす(ロ)九月一日より次の基準價格決定までの期間中米穀需給状態に著しき變動を生じたる場合、またはその虞れありと認めたる場合においては、改定せんとする月の前月の物價指數により算出したる率勢米價の下値二割に相當する價格をもつて最低價格とすることを得
- 四、基準價格の適用期間は次の基準價格公表の前日まで適用す
- 五、基準價格に基く買入賣渡Ⅱ東京(深川、神田川)および大阪正米市場における中米の現物時價(中米各銘柄の

總平均價格)が基準價格を超え低落または騰貴したる時は米穀の買入または賣渡しを行ひその趨勢を抑制することに努む

附帶希望

米穀生産費および家計費の調査方法および調査項目に附いては本會審議の經過に鑑み政府において適當にこれを定められんことを望む

昭和六年の改正

昭和四年五月に設置された米穀調査會は斯界の權威が、一年有半にわたつて智能を傾け研究討議を重ねこの答申を決定したが、これに基いて昭和六年の米穀法改正が行はれた。いふまでもなく運用の基準が新たに定められたのと、特別會計の借入金限度を八千萬圓擴張して三億五千萬圓としたこと、その眼目で爾後の調節は統制法の實施まで、この改正法によつて行はれて來た。最もその間、朝鮮臺灣米の統制を行ふようになったのと、根本的内地米統制策の樹立などの應急手段として、特別會計の運用餘力を増大すべく借入金の限度を一億三千万圓擴張して四億八千万圓とする關係法規一部の改正が、七年九月の臨時議會で承認實施されたが、なほ一時凌ぎの對策に過ぎずして、面目一新の威力を發揮するには至らなかつた。

米穀法運用經過

米穀法は大正十年創始以來十三年間にわたつて米價調節の根幹をなして來たが、作柄の豊凶により騰落の抑制に如何に運用されて來たか——統制法の施行によつて廢止を目前に控へてその詳細の運用經過を見、合せてその功罪を検討して見たい。(資料は農林省米穀要覽による)

大正十年

- 一、米穀法及米穀需給特別會計法を制定(四月四日法律公布)
- 二、農商務省官制を改正して食糧局を新設し、臨時米穀管理部を廢止して、その所有に係る外米約四十九萬石を食

糧局に移轉保管(五月七日)

- 三、米穀委員會設置(五月十四日勅令公布)
- 四、内地米百萬石買入を發表し六月十日より卅日まで受附買上數量卅五萬八千石
- 五、米および粃輸入税を十一月廿二日より十一年十月まで免除の勅令公布
- 六、内地米十二萬石を十二月中入札の形式による隨意契約にて買換へ(買入七萬五千石、賣却約六萬石)
- 七、五月より十月にわたり外國米を一般市場に十萬石、司法省に三萬石計十三萬石を賣却

大正十一年

- 一、六月中内地米約六千八百石買換へ、賣却六千七百石、買上は應募皆無
- 二、九月中内地米六萬七千石買換へ(實行數量五萬六千石)
- 三、五月中外國米四萬九千石買換へ(買上四萬五千石、賣却四萬八千石)
- 四、六月中外國米五萬石買換へ(賣却四萬八千石、買上一萬一千石)
- 五、十月より十二月までの期間に外國米九萬五千石を帝國領土外處分の條件附にて賣却
- 六、米および粃の輸入税を十一月一日より復活

大正十二年

(1) 震災前

- 一、内地米百萬石の買入(二月廿日より三月廿日までの買入數量廿二萬一千石)
- 二、内地米約卅五萬石買換へ、一月十五日より廿九日まで入札の形式による隨意契約にて卅六萬五千石を買上げ二月より六月にわたり内地玄白米合計廿四萬六千石、七月中粃七千石を賣却

三、外國米十萬石買換へのため、八月中十一萬三千石を買入れ(賣却は震災のため實施不能となる)

(2) 震災後

- 一、九月十二日より十三年三月末まで米および粃の輸入税免除
 - 二、震災後十二月末までに廿六萬二千石を震災地に賣却
 - 三、十月十三日内地米五十萬石の買入を發表し、十月中に卅萬石、十一月中廿萬石の買入れを實行する豫定であつたが、十月中廿九萬九千石を買入れたのみで他は實行見合せとなる
 - 四、十一月中買換への形式により内地米一萬九千石を賣却
 - 五、震災直後支那駐屯軍經理部に委託し支那米五萬三千石を買入
- なほ政府米の震災被害として發表されたものによると、京濱倉庫所在政府米は左の如く粃廿萬石の損害を蒙つてゐる。(單位石)

	震災前			震災後		
	在 高	殘 高	總失高	在 高	殘 高	總失高
内 地 米	三〇三、〇八	二四、三〇〇	一七、八六八	計	三六、二五	三〇〇、六〇一
外 國 米	五、〇六八	四、三三三	三、七三三			
大正十三年						

- 一、三月末で満了の米および粃の輸入税免除期間を七月末まで延長
- 二、米穀法施行に關する事務は農務局の所管として食料局を廢止
- 三、一月より二月末まで震災地において二萬七千石賣却
- 四、三月より十一月までの間に内地米を一般市場に廿六萬四千石、陸軍に一萬一千石計廿七萬五千石を賣却しこれ

が買換へのため七月中八千石、八月中三千石を買入

五、四月および五月に指名入札の形式による隨意契約をもつて外國米百三萬石を買入れ、十月より十二月にかけ十萬四千石を賣却

六、四月一日帝國經濟會議設置の勅令公布（十三年十一月廿五日廢止）

大正十四年

一、米穀法を改正し市價調節を加味することとし四月一日より施行、これに伴ひ米穀需給特別會計法も改正、十四年度より施行

二、米穀輸入税を一月廿六日より八月末まで免除、さらに十月卅一日まで延長

三、二月十二日より十四日までに内地米廿五萬一千石を買入れ、七月十日より十月廿七日まで内地米廿七萬七千石を賣却して買換へを行ひ、さらに同期間外國米四萬九千石、支那米三萬四千石、加州米二萬七千石を賣却

四、前年十月以降價格を公示し外米七萬一千石を賣却

大正十五年

一、米穀法第二條を七月十五日より臺灣に施行

二、前年十二月の發表に基き買換へのため内地米四十萬七千石を一月七日より九日までに買入

三、外國米を一二月中五萬一千石、十二月中一萬三千石を各整理賣却

昭和二年

一、内地米の買入Ⅱ（イ）九月十三日十五年産米百萬石の買入發表、九月廿日より十月五日までの買入數量廿一萬三千石（ロ）新米五十萬石買入、十一月九日出廻り早き地方産新米五十萬石十一月十七日より十二月十日まで買入を發表

十一月廿四日まで五十一萬四千石の應募に達す（ハ）新米百萬石買入、十二月十五日發表、十二月廿三日より翌年一月末まで一日の買入豫定數量五萬石を限度として受附、一月廿一日までに百二萬一千石に達し締切る

二、内地米買換Ⅱ（イ）買入、一月十三日より十五日まで入札の形式により十七萬七千石買入（ロ）賣却、二月中五千石、三月中四千八百石を賣却

三、内外米整理賣却Ⅱ（イ）内地米四萬一千石の賣却發表、十一月廿九日實施の結果約二千石賣却（ロ）外國米を一月廿二萬八千石、二月中三萬石、十一月中二千石を入札の形式により賣却し、さらに十一月より翌年一月まで四十九萬三千石を海外市場へ委託賣却す

四、輸入税の免除、復活Ⅱ二月十四日、十月末まで輸入税免除を發表し、八月十三日期限を繰上げ復活の勅令を公布
五、人口食糧問題調査會設置Ⅱ七月七日勅令公布（昭和五年四月十日廢止となる）

昭和三年

一、米穀法第二條を二月十二日より朝鮮に施行

二、三月七日米及粳の輸入制限の勅令省令を公布即日施行、八月、十二月各期限を更新して昭和四年末まで延長

三、内地米五十萬石買換Ⅱ一日五萬石を買換への限度とし十二月廿一日より翌年一月廿日まで實施の結果買入四十萬三千石、賣却四十七萬六千石に達す

四、米應作急資金三千萬圓の融通を決定

昭和四年

一、米穀需給特別會計法の借入金限度を七千萬圓擴張して二億七千萬圓に改正四月一日より實施

二、内地米を四月十一日より五月十日まで百三萬四千石を調節買入

- 三、内地米買換Ⅱ(イ)九月十八日十四萬九千石を賣却(ロ)十二月廿日より五年一月十一日まで四十萬石を賣却(イ)の賣却を加へて一月十四日五十五萬石の買入れを發表、實施の結果は賣却三十八萬八千石、買入四十三萬二千石に終る
- 四、米および粳の輸入制限期間を昭和五年末まで延長
- 五、米穀調査會設置、五月廿二日勅令公布(七年四月一日廢止)

昭和五年

- 一、内地古米百廿五萬石整理賣却Ⅱ七月、八月各五十萬石、九月廿五萬石の整理拂下を實施したが實際の賣却數量は七月四十三萬八千石、八月卅三萬八千石、九月十八萬五千石に終る
- 二、米穀法第二條を十月卅日より樺太に施行
- 三、米および粳の輸入税従來の每百斤一圓を十一月廿日より昭和六年末まで二圓に引上げ、かつ輸入制限期間も同様六年末まで延長の勅令公布
- 四、二百萬石買入Ⅱ内地米の市價調節のため十二月十六日より廿日まで二百一萬九千石を買入
- 五、農家の自衛策として各道府縣をして自治的に粳或ひは玄米の貯藏を奨励することとなり數次にわたり右に關する通牒を發す
- 六、大藏省預金部より米穀應急對策低利資金三千萬圓を融通
- 七、大豐作による過剩見越しから政府米の海外委託販賣を實施
(昭和五年十月より開始、六年末までに百五十六萬三千石を賣却)

昭和六年

- 一、内地米調節のため二月廿日より廿四日まで百萬石買入實施のところ應募七十四萬三千石に過ぎざるため、三月

五日より七日まで廿五萬七千石の追加買入れを實施し兩回の實際買入高百二萬三千石となる

- 二、米穀法改正Ⅱ(イ)七月一日より米穀法改正法を施行し米穀法發動に必要な米價の最高最低の基準を設定するとともに米穀輸出入は常時政府の許可を要すること、右米價の最高、最低基準は米穀生産費、家計費および率勢米價を基礎としてこれを定むることとし、當分のうち率勢米價の上下各二割に相當する價格により最低最高の基準とするに決定(ロ)米穀法の改正に伴ひ、米穀需給特別會計法も改正し米穀證券借換へのためにも米穀證券を發行し得ることとし、同會計の負擔に屬する證券及借入金の限度を八千萬圓増額して三億五千萬圓として四月一日より實施
- 三、米穀法第三條、第七條を七月一日より朝鮮、臺灣、樺太に施行
- 四、米穀法第四條の規定に基き七月一日最高價格廿七圓四十二錢、最低價格十八圓廿八錢と定めいはゆる基準米價をはじめて告示
- 五、十月卅一日より十一月二日まで内地米百萬石の調節買入實施(買入數量九十九萬六千石)
- 六、米穀輸入税增加期限を七年末まで延長
- 七、十二月十五日内地米百萬石の調節買入を實施したが買入量僅かに二萬七千石
- 八、十二月預金部より米穀低利資金三千萬圓を融通
- 九、十二月廿三日基準米價を最低十六圓卅一錢、最高廿四圓四十七錢と告示

昭和七年

- 一、内地米百五十萬石買換Ⅱ四、五、六各月五十萬石づゝ計百五十萬石の買換へを實施(賣却百四十八萬六千石買入同量)
- 二、基準米價を最低十七圓九十一錢、最高廿六圓八十七錢に改訂

- 三、農林省官制を改正し六月廿九日より米穀部を新設
- 四、米穀法および關係法規改正(イ)米穀買換へのため賣渡しをなす時は道府縣に對し貸附し得ること(ロ)米穀法第四條の最低價格は米穀生産費によること(ハ)當分のうち朝鮮、臺灣米の内地移入數量を月別平均的ならしむるため鮮臺米の買上賣渡加工貯蔵をなし得ること(ニ)粟の輸入税増減、免除し得る規定の新設(以上十月四日より實施)(ホ)米穀需給特別會計の負擔最高限度を一億三千萬圓増額して四億八千萬圓とし九月七日より實施
- 五、新米穀法による基準米價の最低價格を廿圓五十八錢に改訂、十月六日告示
- 六、米穀現在高調査方法整備のため道府縣に専任職員を設置
- 七、内地米二百萬石買入(十月十三日發表十一月より十二月にわたり三回に實施の結果買入實際數量は合計廿萬一千石の不成績に終る
- 八、十一月九日米穀統制に關する重要事項審議のため米穀調査會を設置
- 九、朝鮮米五十萬石買入(十二月中五十萬石買上を發表二回に互つて實施せるも買上量三萬四千石に止まる
- 十、十二月十六日基準米價を最低廿圓八十六錢、最高廿九圓五十七錢と決定告示
- 十一、米穀の輸入税增加期限を昭和八年末まで延長

昭和八年

- 一、内地米五十萬石買換(十一月十一日發表、賣却廿萬七千石、買入四十九萬四千石)
- 二、鮮米買入(一、二月の二回にわたり玄米各卅萬石、粳各廿萬石買入れ發表、一月の買入數量玄米十一萬二千石、粳二萬千石)
- 三、米穀、肥料資金三千萬圓融通(一月十八日預金部委員會で決定)

- 四、内地米五十萬石買換(二月廿三日發表、賣却廿八萬七千石、買入五十萬一千石)
- 五、粟輸入税引上(内地每百斤六十七錢、朝鮮五十錢を各一圓に引上げ五月十八日より施行(五月以降内地米の買換二回、鮮米の拂下數同にわたり行はる)

米穀法の功罪

高下値巾の縮小

米穀法施行以來、米穀生産の上にもたらされた影響も少くはない。勿論効果もあつた代りには弊害と認められるものもあつた。効果として第一に挙げねばならぬものは、價格變動の範圍即ち値動きの程度が、縮小されて來たことである。施行前と施行後の累年の動きを見るに次表の如し。

米穀法施行前後の期正米相場の動き(單位圓)

年	深川正米				東京期米				大阪期米			
	米穀法施行前	高値	安値	値巾	高値	安値	値巾	高値	安値	値巾		
大正五年	一七・四〇	三・四〇	五・〇〇	七・九	三・九	五・〇〇	六・〇	一三・四	二・九	二・九四		
同六年	二四・〇	一五・四〇	九・三〇	二四・七三	一五・七	九・二五	二四・〇	一五・六	九・五三			
同七年	二〇・〇	三・四〇	三・六〇	二六・九	三・〇	一四・九	二四・〇	一三・八	一三・九			
同八年	二〇・〇	三・九〇	一九・四〇	二六・九	三・〇	一四・九	二四・〇	一三・八	一三・九			
同九年	二五・〇	三・三〇	一九・三〇	二六・九	三・〇	一四・九	二四・〇	一三・八	一三・九			

施行役年	深川正米			東京期米			大阪期米		
	高値	安値	値巾	高値	安値	値巾	高値	安値	値巾
大正十一年	四・三〇	三・五〇	六・〇〇	四・九〇	三・六〇	二・〇元	四・九元	三・三三	三・三〇
同十二年	四・六〇	三・四〇	六・〇〇	四・二九	三・八〇	二・六元	四・九元	三・三三	三・三〇
同十三年	四・七〇	三・〇〇	八・七〇	四・三〇	三・五五	二・二〇	三・七元	三・三三	三・三〇
同十四年	四・〇〇	三・四〇	七・六〇	四・四〇	三・九〇	七・四元	三・九元	三・三三	三・三〇
同十五年	四・〇〇	三・六〇	九・〇〇	四・九〇	三・七〇	九・一九	四・三三	三・三三	三・三〇
昭和二年	四・〇〇	三・六〇	六・六〇	四・〇〇	三・五五	六・五五	四・五元	三・三三	三・三〇
同三年	四・〇〇	三・八〇	八・三〇	四・五五	三・五五	二・一〇	四・五元	三・三三	三・三〇
同四年	三・〇〇	三・〇〇	七・〇〇	三・五五	三・六六	八・〇三	三・五五	三・三三	三・三〇
同五年	三・三〇	二・七〇	四・〇〇	三・五五	三・〇〇	六・五五	三・五五	三・三三	三・三〇
同六年	三・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・五五	二・四〇	一・六〇	三・五五	三・三三	三・三〇
同七年	三・五〇	二・六〇	四・〇〇	三・五五	二・五九	九・〇元	三・五五	三・三三	三・三〇
同八年	三・九〇	二・八元	四・五元	三・五五	二・九元	六・八元	三・五五	三・三三	三・三〇
同九年	三・九元	二・八元	四・五元	三・五五	二・九元	六・八元	三・五五	三・三三	三・三〇
同十年	三・九元	二・八元	四・五元	三・五五	二・九元	六・八元	三・五五	三・三三	三・三〇

る程度まで減殺して来たことはいふまでもない。

經營への安心

米穀法はまた米穀生産者に對してもある程度の安心を與へて来た。一年草である米は作柄の豊凶によつては價格の激動は免れない。特に近年の如きは作柄が比較的順調であり、かつ財界不況の影響を受けて米價が漸落の一途を辿つて来たが、なほかつあまりの安値は政府の買上げ調節によつて阻止されるものとの期待も繋がれて来たし、また實際において法の威力はたしかに安値を幾分でも食ひ止めて来てゐる。一方高値に對する調節は極めて稀であつたが、とにかく消費者も法外に高價な米を消費せねばならぬ場合には、高値抑制の出動を頼みとすることが出来た。米穀法が強化された新統制法の運用成績は今後にまつほかはないが、米穀法は

統制法の施行によい經驗であつたといへる。

備荒貯蓄の役目

一方また備荒貯蓄に役立つたことも見逃がせない。大正十二年の震災においては、政府米配給の役を迅速に果してゐる。米穀法に附隨して昭和七年から實施された米、粳貯藏獎勵規則に基く年額五百萬圓以内の奨励金交附や、その以前から實施されて好成绩を収めつゝある農業倉庫の助成、産業組合の米穀共同保管なども平常の米價調節に有形無形の効果を擧げてゐる以外に、一朝有事の際の配給上には缺くべからざる役割をつとむることはいふまでもあるまい。

國帑の濫費

轉じてその反面を見ると、運用の當を失した爲に、巨額の國帑を費やし特別會計の損失は二億圓以上を計上し、この整理は將來の財政上の痛とさへ見られてゐるやうな所もある。立法當時、當局者の説明によれば安値で買上げて高値で賣るのであるから、特別會計に損失を來たすが如きことはあり得ないといふにあつた。然るに事實は皮肉にもその反對を行き、結果においては高値の米を買ひ、安値でこれを處分した形になつてゐる。特別會計がかく損失を來たしてゐることは、米價の調節といふことが社會政策の一である以上やむを得ぬといへばそれまでであるが、貧弱なる財政に殊さらに重大なる缺陷を潜藏してゐることは遺憾至極である。

政略にも利用

大體また米穀法は、時によつては眞實に米價の調節をはかるといふのではなくして、政略的に、人氣取りのために無理な運用を敢へてして來たこともある。昭和六年の改正までは運用の基準が確立されてゐなかつた關係にもよるが、政友會内閣なり民政内閣なりが、自黨の人氣取り政策にこれを運用して來たこともあるのであるから、今日特別會計に大損失を來たしてゐるのに不思議はない。昭和二年の府縣會議員選舉の際の如きは政略的運用の最も露骨な一例で、事務當局が保管に適せずとの理由で除外した新潟佐渡米を、特に

加へるために追加買上げを發表したこともある。また昭和四年にも一般物價に比して米價は割高なるに拘らず、突如百萬石の買上げを發表して選舉に利用したこともあり、建て前を離れて逆用されて來た歴史も少くはない。

米穀取引所の衰微

米穀法施行によつて米價の値幅が縮小されたことは、この値動きを唯一の投機の対象となす取引所の取引を衰退に導きつゝある。近年の取引所取引は株式といはず、商品といはず概して振はないが、米穀取引所における取引は政府の調節出動によつて特にこれを利用するものを減退せしめてゐる。施行前と施行後の東西米取における取引高および受渡高を見るに、時に消長はあるが右の如く漸減を辿つてゐる。(單位石)

年次	東京米商		堂島米穀	
	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高
米穀法施行前	4,445,500	3,440,000	7,810,800	3,813,300
大正五年	9,588,800	3,440,000	6,455,600	3,110,000
同六年	9,588,800	7,100,000	5,621,000	5,680,000
同七年	9,588,800	9,100,000	9,443,000	3,600,000
同八年	9,588,800	6,200,000	7,810,800	2,945,500
同九年	9,588,800	3,300,000	7,810,800	833,300
米穀法施行後	7,988,500	3,300,000	7,810,800	3,510,000
同十年	8,055,000	3,600,000	6,062,300	3,790,300
同十一年	8,055,000	3,600,000	6,062,300	3,790,300
同十二年	8,055,000	3,600,000	6,062,300	3,790,300
同十三年	8,055,000	3,600,000	6,062,300	3,790,300
同十四年	8,055,000	3,600,000	6,062,300	3,790,300
同十五年	8,055,000	3,600,000	6,062,300	3,790,300

昭和二年	元,923,400	1,101,100	2,033,600	1,875,500
同三年	4,827,700	2,200,000	5,455,600	1,910,000
同四年	元,321,100	2,311,000	3,009,400	1,720,600
同五年	9,588,800	1,500,000	7,530,300	2,000,000
同六年	9,588,800	1,800,000	7,039,000	3,600,000
同七年	9,588,800	5,527,000	8,810,300	3,600,000

かく取引所取引が漸減を來たしてゐるために全國米取では、事毎に米穀法の運用を嫌つて來たし、また米穀調査會や、米穀統制調査會等に委員を送ることに政府の調節に對して反對の態度を表明し、また現實の取引高減少の對策として頻りに振興策を練つて來た、一方商工省は地方小米穀取引所をして、正米市場に轉身せしむる方針をとり、正米市場要綱を發表するや、これと前後して大阪堂米が正米市場を併設し、昭和四年東京米商も深川神田川正米市場を合併して實物取引をその傘下に收容し、越えて昭和六年より銘柄別清算取引を開始するなど、業績低下の防止に腐心してゐるが、統制法により最高最低價格が公定されたので、その後においては自然一段と取引低下して來てゐる、事實また公定された最高、最低價格が今後も都合よく維持されるやうでは、價格公定機關としての米穀取引所存立の意義はなくなるわけで、これに對して全國米取聯合會では、この政府の價格公定による業績の低下に對し、その補償を要求するといふやうな運動を續けてゐる。

根本策の研究

昭和六年の改正によつて運用の基準を確立された米穀法も、時恰も農村非常時に際會して、この危局に善處するた

めにはあまりにも威力に缺けてゐた。改正法実施早々に問題になつたのは、基準価格が低きに過ぎることであつた。また米穀法は不徹底なる彌縫策であるから、これを一層進歩した米穀専賣案の如きものを實施するに如かずとの輿論も擡頭して來た。昭和七年二回にわたつて開會された時局匡救のための臨時議會は農村問題が中心となつてゐただけに、米價問題については特に論議の焦點となり強力なる米穀統制、調節の根本政策樹立の必要が強調された。勿論、この間應急處置としてさきの米穀調査會において答申され、未だ實施を見なかつた二三の施設の實現を見たが、米穀政策は一大轉回の必要に迫られ、このまゝ放置出來ぬ事態に達着したので、七年十一月米穀制度の根本策研究立案のため「米穀統制調査會」が設置された。

統制法案成る

この調査會に諮問された事項は從來米穀の需給調節は米穀法によつてこれを行ひ、すでに三度の同法改正を見たるも内地、朝鮮、臺灣における米穀需給狀況の變化等各般の事情はなほ米穀統制の方策につき深く研究を必要とする情勢にありとし「米穀統制に關する方策如何」といふにあつた。統制調査會においてはさきの米穀調査會におけると同様に専賣法案をはじめとして各方面を代表する委員により種々の提案を見たが、數次の審議を経て八年一月十四日に至り統制案の要綱を左の如く決定答申された。

米穀統制法要綱

- 一、本制度の目的は米穀の數量および價格の調節を圖るにあり
- 二、數量の調節
 - (イ) 米穀の輸出入許可
 - (ロ) 政府は必要ありと認めたる時は期間を指定して外國米、粟その他の雜穀の輸入税の増減或ひは免除をなしまたは粟その他の雜穀の輸入を制限することを得

(ハ) 米穀の季節的出廻り數量の調節および地方的偏在の匡正をはかるため政府は毎年各道府縣、朝鮮臺灣の各月の管外移出數量を推算し全國を通じ移出數量を月別平均的ならしむるため出廻り期において買入を行ひ出廻り期後賣却を行ふ

三、内地における價格の公定

- (イ) 最低價格は米穀生産費、物價その他の經濟事情を參酌してこれを定め最高價格は家計米價、物價その他の經濟事情を參酌してこれを定む

(ロ) 政府は公定價格を維持するためその指定する市場において最低價格による買上の申込および最高價格による賣渡の申込に應じて米穀の買入または賣却を行ふ

四、前各項の實行上必要な調査に關しては命令を發しまたは處分をなすことを得
附記、本制度の實施については左記事項を實行することを要す

一、産業組合農業倉庫をして自治的統制を圖らしむること

二、内地、朝鮮、臺灣を通じて米穀の生産を統制的に計畫實行すること

三、出廻り期における朝鮮、臺灣米の殺到を防止するため有効適切なる方途を講ずるにつき中央及兩總督府において十分なる協議を遂げ萬遺憾なきを期すること

四、現行米穀需給調節特別會計はこれが整理充實をはかること

統制法初の試練

この答申によつて米穀統制法が生れ、八年三月廿九日公布され十一月からいよ／＼施行された。一方需給調節特別會計は新たに二億二千萬圓を増額され、總額七億圓まで運用限度を擴張されたが、このうちにはなほ米穀法運用による損失、現在の政府手持米代金の固定も包含されてゐるので、實

第二篇 各論

際の運用餘力は四億圓を多く出でない模様であるが、八年の收穫高は七千八十四萬石と空前の巨額に上り朝鮮また千八百九十餘萬石と發表され、しかも新穀期への持越在米も近年稀に見る巨額を算してゐるのであるから、統制法は實施早々一大試練に直面したわけである。

*

穀

紡績業

はしがき

この十年間といへば歐洲戦後の反動につゞく、長い鬱陶しい不況の連続である。たゞ時々思ひ出したやうに瞬間的、局部的に景氣らしい外觀を呈したことはあつた。しかし大勢は年一年と悪化の行程にあつたことは誰しも疑ひのないところであらう。かうした環境において紡績の如きは確に恵まれてゐた。利潤こそ減つたが段々伸びて行く力は、反動後の本邦財界の一異材であらう。しからば紡績發展の原因とみるべきものは何か。大雑把に考へて次の諸點は第一に氣のつくところである。

- (一) 強靱なカルテル組織—大日本紡績聯合會の下に、需給統制を行つて來たこと。
- (二) 労働賃銀は世界的に割安であり労働組合の力が弱いこと。
- (三) 原棉政策が傳統的にうまいこと、うまいといふよりむしろ成功し得る地位にあること。即ち米印棉の選擇買、獨特の混綿技術の發達が可能であつたこと。

以上の諸理由により國際市場の日本品市價は割安であり、歐洲戦時に獲得した市場を引つゞき保持することが出来たのみならず、更に新市場を開拓し得た。たゞ海外市場は爲替關係で賣行が旺盛でも利潤は内地より少く、この點において内需の復活は望ましい問題である。しかし最近十年間、この方面は概して振はなかつた感がないでもない。

生産設備擴張と操短

この十年間に紡績の生産設備は著しく擴張された。これが十年史の第一の特色である。この原因として数ふべきものは色々あらう。即ち(一)歐洲戦争の勃發後英國品の杜絶に乗じて本邦紡績製品のマーケットは急に膨脹した。インド以東は勿論、遠くバルカン、南阿、南米、近東地方にまで羽翼を伸ばした。戦後も英國品の復興は意の如くならず、安い日本綿糸布の地位は相對的に却つて強靱となつた。(二)關東大震災の結果全燒二〇八千錠全潰二九三千錠、半潰および部分的被害に至つては四七五千錠の多きを算した。この結果紡績は品不足と震災後の爲替安のため一時變態的好況を呈したが、これに刺戟されて罹災工場の復興より、一般會社も増錠に努力することとなつた。(三)昭和四年七月より實施される深夜業廢止を氣構へて二年ほど前から各社の計画的増錠が企てられた。深夜業廢止による減産率は能率向上を差引いてせい／＼一割見當とみられてゐたに拘らず各社の増設率は別表の如き急膨脹となつてゐる。(四)更に昭和五年春以來英國の金再禁後にかけて、輸入紡機の割安に乗じ、しきりに機械の輸入商談をすゝめた。また六年秋以後はわが國の金再禁見込、爲替安による糸布の輸出増加を期待して一層この傾向を助成した。(五)この間にあつて機械臺數は昭和四年以來漸減して、一見奇怪な成行を示してゐるが、これは大中織機の普及期における舊式織機の整理時代を表現したものにすぎない。織布の減産などいへないことは後の生産統計が語る通りである。なほ最近十年間の増設時代における一特色は所要資金のかなり大きい部分が借金で賄はれたことだ。大正元年末より十年末にわたる十年間には精紡機において二、一五三千錠より四、一六〇千錠に、即ち約二倍の急膨脹を演じたにも拘らず、外部負債(社債借入金)は二〇、〇八九千圓より二二、六六三千圓に増加したのみ。換言すれば負債一割増に對し増設十割であつた。しかるに最近十年間は増錠九割に對し負債は約五倍となつてゐる。この變化は何を意味するものであらうか。大正十年に終る十ヶ年には戦時好況期が挟まつてゐる。各社は尨大な利益をあげ、また株主に酬いる意味において増資や拂込徴收を行つた。當時の増錠は

社内保留益乃至高率配當を豫約された株式資本をもつて賄はれたわけである。勿論最近十年と雖も、社内保留金乃至株式資本をもつて増錠に振當てられた部分も少しとしない。別表はその事實を物語つてゐる。しかしこの種の勘定課目に比し外部負債の斷然増加したことは注目せねばならぬ。從來無借金主義をもつて誇りとしてゐた一流紡績さへ、今では一二の例外(東洋紡大日本紡等)を除けば悉く社債を背負つてゐる。そしてこれは配當率の高い紡績會社として必らずしも不利であつたとはいへないだらう。第一表に過去十年における株式資本、積立金および社債、借入金を生産設備の膨脹振りと對照する。

(第一表) 紡績資本および設備發展表

各 年 末	資本金	拂込金	諸積立金	社債借入金	リソグ	ミユル	撚糸機	織機
大正十一年	四六、二〇七	三七、二四八	二〇、七七四	二四、九三三	四、四七三	五、〇〇〇	六、八五	六、〇七
同十二年	五〇、三三三	三七、七三三	二七、四〇七	二五、八四四	四、四三三	一四	五〇	六、四四
同十三年	五五、三〇三	三八、一三三	二九、〇四三	四六、三三	五、一〇〇	三五	六、五	六、五
同十四年	五九、三六三	三八、七二四	三三、五二	五、六二五	五、四三三	四	七、九	七、三
昭和元年	五九、三三三	三九、三〇五	三三、二〇九	七、四九	五、六四四	五	七、九	七、〇
同二年	五五、〇七	三九、一五〇	三三、三六七	七、九六	六、〇六	五	七、七	七、三
同三年	五三、一六	四九、七九三	三九、七七八	九、三五四	六、四四	四	八、〇	八、二
同四年	五〇、八六	四九、四四五	三五、七六	一三、七九	六、七五	四	八、八	七、八
同五年	五二、九九	四五、三六	三五、〇九四	一三、一三	七、七一	四	八、三	七、四
同六年	五七、六四	三九、八五	二四、〇八	一四、六九	七、四九	五	八、〇	七、七
同七年	五〇、五二	三九、七四	二五、九三	一四、三九	七、九	五	八、〇	七、二

【備考】 社債借入金は聯合會加盟會社。その他は全國各會社。

紡績の設備擴張と操業短縮はあさなへる繩である。ドン／＼生産設備が膨脹するに伴つて生産過剩の傾向顯著とな

り、糸價は漸落してゆく。そこで操業を短縮して人為調節を行ひ、徐ろに市況の恢復をまつて新しい躍進を迎へるの慣例となつてゐる。これを歴史的に見るも明治三十二年に初めて操短が行はれて以來(明治二十三年に一回あれど、これは別問題として)大正九年の決議操短に至るまで前後廿三年間に約十ヶ年は操短をやつてゐた。殊に明治四十年以降の十五年間には八年半を操短してゐる。最近十ヶ年もまたこの例にもれなかつた。昭和二年の春金融恐慌を動機として足掛け五年振りに操短を復活して以來、頻りにこの常套手段が講じられてゐる。操短撤廢期間は四年七月より五年二月までの半年餘にすぎない。しかもこれさへ深夜業廢止といふ事實上の操短が法定されたものと見られぬことはなからう。左に最近十ヶ年の紡績操短史を要約する。

- (一)、昭和二年五月一日より一ヶ年月四晝夜休業、一割五分休鍾および一日四時間休轉を行ふ。
- (二) 同年十一月十五日より更に休鍾八分を追加す。
- (三) 四年七月一日、深夜業廢止を機として操短全廢。
- (四) 五年二月十五日より一晝夜十七時間操業、一ヶ月四晝夜休業および一割休鍾を行ふ。
- (五) 同年六月十五日より更に休鍾一割を追加す。
- (六) 同年十月一日より休業二晝夜追加。
- (七) 六年四月一日より休業一晝夜を緩和す。
- (八) 同年七月一日より一晝夜十七時間操業一ヶ月四晝夜休業を基準にして一割八分の休鍾を行ふ。
- (九) 同年十一月一日より前述の基準において一晝夜休業および二割休鍾を行ふ。
- (一〇) 七年七月一日以降は片番操業工場を除外し新設紡績に對し特別の高率操短を課す旨、改正を行ふ。
- (一一) 同年十月一日より更に休鍾五分を追加す。

(一二) 八年一月より休業一晝夜および休鍾五分を緩和す。

かくの如く操短率は時に高低があつても引續き行はれてゐる。最高率の昭和五年十月乃至六年三月末はパーセンテージに換算して三割四分四厘といふ法外な高度に上つてゐた。設備擴張と需給關係の調節策として、如何に頻繁に操短政策を濫用したかどわかるだらう。操短を度外視して紡績十年史はわからぬと斷言してよいと思ふ。

綿糸生産の内容の變化

生産設備の擴張につれ、綿糸出來高は大勢的にだん／＼増加して行つた。操業の短縮は法外の増産を防止した程度に過ぎない。第二表に最近十年間の綿糸生産額を表示する。

(第二表) 綿糸生産内容異年表 (單位千捆)

年	太糸	中糸	細糸	撚糸	ガス糸	合計
大正十二年	一、四八四・七	四九二・二	一〇・一	一七・四	四九・五	二、一七三・一
同十三年	一、三〇〇・九	四九〇・〇	一三・四	一八四・五	五四・七	二、〇七三・八
同十四年	一、四一四・六	五七〇・〇	一六・一	三三〇・〇	三三・九	二、四四七・七
昭和元年	一、六九六・六	六七五・五	一六・一	二四八・八	七五・五	二、六七七・七
同二年	一、五〇〇・九	六四三・三	二〇・六	三三四・九	七〇・九	二、五三〇・六
同三年	一、四四三・三	七七〇・〇	二〇・九	三二〇・七	六六・七	二、五二一・八
同四年	一、六六四・四	八四四・〇	三〇・九	三三五・五	七三・五	二、七九二・五
同五年	一、五八八・九	八三四・四	一〇・四	三二七・五	七三・五	二、五三四・六
同六年	一、六三三・二	八二四・三	一三・四	三二九・四	七三・一	二、五五七・一
同七年	一、六九三・九	九七〇・九	一八・四	—	—	二、八〇〇・三

この統計は先づ第一にわが國綿糸が段々高級化しつゝあることを物語つてゐる。廿手以下の太番ものに比して中糸

や細糸は遙かに増加率が高い。これは國際市場におけるわが紡績の地位に重大な變化の生じたことを意味するものでなければならぬ。従來國産綿糸は高級品—内地向、下級品—輸出向と大體相場が決つてゐた。蓋し國際市場においてインドや支那の紡績は未だ發達せず、二大供給者たる日英兩國のうち自ら分業が行はれ、日本は主として下級品を供給する立場にあつた。しかるに最近十年間、殊に大正十四年の英國金本位復歸以來、英紡の南東洋市場は急激に寂れて來た。勢ひわが國が英國の後を襲つて比較的高級品に進出する機會を得たわけである。しかしこれと同時に支那とインドとの内地紡績が勃興する機運となつた。彼等は勞銀も比較的安く、原料を國內に産出する點に獨自の強味をもつてゐる。たゞ綿業發達といつても後進國の常として生産技術低く、かつ彼等の主たる使用原料たる印棉は纖維が太短で高級品の紡出に向かないため、折角の新興紡績も専ら二〇手以下に限られてゐた。その後だん／＼改善されて今日では中糸の紡出も行はれてゐるが、大體の傾向としては矢張り太糸本位と見てよい。丁度、日英競争時代の英國の地位が日本に占められ、これに代つて往年の日本の地位に消費國の國産が代位した譯である。勿論趨勢の英紡と雖も全然その極東市場を失つたわけでない。六〇番以上には矢張り牢固たる勢力を占めてゐる。さればこそ細番手に對するインドの關稅引上げ等が畫策されるのであらう。しかし何れかといへば英紡の勢力は地に墜ちんとし、中糸以上に日本品の進出が目立つて來たのは事實である。支那市場においてもまた同様だ。戦後上海を中心として雨後の筍の如く輩出した支那人紡績は大がいに太糸専門である。在支日本人紡績さへこの方面は支那人紡績に讓つて、漸次高級化したようとしてゐる。内地紡績の大手は市價が特別に安くない限り原糸のまゝで輸出することがない。たゞ太糸に加工した粗布、綾木綿等々の下級綿布が依然としてこの方面に輸出されるため、太糸紡出の必要を感じさせる程度である。だがこの種の下級綿製品もやがて凋落する運命にあるのかも知れない。最近數年間の對印支輸出はこの傾向を物語つてゐる。第二表に示す製造綿糸の内容的變化が行はれた最大の原因はこゝにあるといつてよからう。

次に綿布出來高を見る。何より注目すべき變遷は粗布、綾木綿、白木綿等の下級品が減つて來たことだ。その理由は上述の通りだから繰返さない。これに反して増産傾向が顯著なのは高級綿布である。第三表は産額の多いもの五種を選んだに過ぎぬが、これで見ても金巾類と細布殊に二巾三巾の高級金巾の増加著しきを知る。最近十年間に金巾の生産が倍加したのは異常の變化といふべきであらう。更にこの統計に現れない各種加工綿布等も徐々に増加し、また爲替安に乗じて頻に新市場を開拓して來た。

(第三表) 綿布生産内容異年表 (單位千方碼)

年	粗布		金巾		綾木綿		細布		白木綿		其他共計	
	單位	數量	單位	數量	單位	數量	單位	數量	單位	數量	單位	數量
大正十二年		二六,七〇		五二,三三		一四,五三		四〇,〇七		四〇,〇六		一,〇〇,七九
同十三年		三九,六〇		四〇,八〇		一〇,八四〇		八九,六八		五,八七		一,〇〇,九六
同十四年		三〇,三六		四三,五〇		三〇,一三		一三,三三		九,三三		一,二九,五五
昭和元年		二七,七六		四三,三九		一五,〇九		一四,六五		三,三二		一,二七,七七
同二年		一九,〇五		五四,八三		一六,三五		一四,〇五		三,三九		一,三〇,六九
同三年		一八,〇二		七九,五九		一七,五七		一四,三四		五,三七		一,三八,〇四
同四年		一五,〇三		八五,五四		一六,九二		一五,四三		四,七三		一,五八,三九
同五年		一三,八四		七四,九六		一五,八八		一五,二七		五,四四		一,三八,四三
同六年		一〇,三三		七四,九六		一五,八八		一〇,九七		四,四六		一,四〇,六八
同七年		三〇,二五		八九,八四		一三,一〇		二四,六五		五,八三		一,五三,八六

使用棉の變遷

生産の内容的變化は當然原料の上にも現れてゐる。わが國は内地に一依の棉も出來ず、全部海外に求めてゐるが、この際これは頗る有利な状態といはねばならぬ。

米棉の米國紡績業における、印棉のインド紡績業における、何れも國産原料に束縛されて自由に方向轉換をやりかねる憾みがある。しかし本邦紡績は極めて自由な選擇を行ひ得る。これは綿糸布の品質關係を別問題としてもまた妥當

しよう。即ち大體において印棉は二十手以下、中糸は米棉、細糸は米棉上物とエジプト棉、極細物はエジプト棉であるが、これは必らずしも厳格な標準といへない。太糸と雖も米棉裾物をもつて印棉に替へることが出来、中糸も印棉上物をもつて米棉に代位し得る。同じことは米棉とエジプト棉の場合にも可能だ。従つて本邦紡績は各棉産地の市價と、爲替相場の如何によつて割安品を買つけ得る便利があり、且つこの原棉政策につれて本邦一流の混棉技術の進歩向上となる。これを最近十年間の趨勢に徴しても米、印棉の間に往々輸入額の激増を生じてゐる。大正十二年乃至昭和元年頃は米棉の減産や割高に乗じて印棉の使用が多かつた。しかし昭和二年以後は、この形勢が變化して漸次米棉の使用率は増加した。これも市價關係が有力な原因となつてゐる。昭和六年下期以後の如きは米棉稀有の値下りに乗じて印棉の買付けは手控へられ、七年には往年の印棉六分半、米棉四分半といふ慣例がスツカリ逆轉してしまつた。以上は専ら市價關係より見たものであるが、大局的に米棉の使用漸増し印棉がその割に振はないのは、本邦綿製品の品質向上傾向を物語るともいへよう。市價の動きと品質の變化と、これが二大原動力となつて輸入棉花のパ―センタージを決定する。しかし往年微々たる數量にすぎなかつたエジプト棉が、近年著しく増加したのは専ら品質關係によるやうだ。六十手以上は技術的にも米棉上物をもつて代用する餘地が極く少い。第四表は本邦紡績の各年使用棉を示す

(第四表) 使用原棉内容累年表 (單位千貫)

年	印棉	米棉	支那棉	エジプト棉	其他共計
大正十二年(下)	四〇,三三三	一八,九七〇	一,五二六	一,四八八	六三,七五九
同十三年(下)	三三,三三三	一六,五九〇	一,五二二	一,三二八	五二,七七三
同十四年(下)	四三,三三三	一六,九一〇	三,三三三	一,四〇八	六四,九八四
昭和元年(下)	三三,三三三	三三,三三三	四,四四四	一,三三三	七二,四四四
	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇
	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇
	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇
	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇
	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇
	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇

年	印棉	米棉	支那棉	エジプト棉	其他共計
同二年(下)	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇
同三年(下)	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇
同四年(下)	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇
同五年(下)	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇
同六年(下)	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇
同七年(下)	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	一,三三三	七〇,〇〇〇

内外市場観

過去十年間における市場の變遷はかなり目覺ましい。海外市場において第一に注目されるのは支那輸出の激減だ。從來支那は本邦綿製品の最大市場である。輸出總額の五割内外は支那向と定められてゐた。これが大正十二―三年頃までの常識であつた。しかし、昭和年間に入つてこの増勢は出鼻を挫かれ、最近十年間の最高、大正十四年の一九四萬圓に比し、昭和七年の綿布輸出は僅か三八萬圓にすぎない。七年間に七割餘の激減となつた譯である。綿糸は金額に換算して殆んど問題にならぬ。支那綿布市場の收縮は本邦紡績にとつて痛い打撃である。しからばわが綿布の輸出激減は何に基くか。第一に支那紡績の駈々たる發展である。大正十二年末の支那紡はタツタ百五十萬鍾に過ぎなかつた。しかるに昭和七年は四百五十萬鍾に激増してゐる、驚くべき増加率といはねばならぬ。自給能力の擴大に伴つて日本綿布の販途が收縮するのは當然である。加ふるに日支國交上の不安が始終つき纏つてゐた。この十年間においても數回の大不祥事が起つてゐる。即ち大正十二年四月の旅大回收問題、同十四年二月の國權回復運動、昭和二年六月の山東出兵事件、翌三年五月の濟南事件、同六年八月の萬寶山事件

並びに之に續く滿洲事變、同七年二月の上海事變。以上の七つは無数の排日運動のうち最も深刻味を帯びた事件であつた。その都度日本綿製品は第一に槍玉に擧げられたのである。たゞ前記の條件が完成しないうちは、即ち支那紡の發達しない時代は、政治問題より引火した排日貨も十分の効果を擧げなかつたが、もはや最近は從來のやうに抵制の效力を見縊り得ない客觀的情勢となつてゐる。支那市場に反して、最近十年間に開拓されたものは英領インド、蘭領インド、エジプト、南阿、近東、濠洲、南米等である。このうち最も増加したのは英領インドだ。十年前には支那の半分乃至三分一見當に過ぎなかつたものが今では、支那の二倍となつてゐる。インドと支那とは斷然その地位を轉倒した譯である。これに次いで、蘭領インドの開拓も著しい。大正十二年に比し二倍以上となり、英領インドにつぐ第二の顧客となつてしまつた。エジプト市場への進出も素晴らしい。インド、蘭印、支那に次いで第四位を占めてゐる。これらの市場が開拓されたのは色々の理由があらう。しかしその最大原因は爲替安である。大正十三年より昭和四年まで圓價は三十八弗乃至四十五弗であつた。その高低につれて多少の増減はあるが圓價の平價以下に低迷してゐたことは、この期間における新市場の開拓を招致した最大原因である。しかるに濱口内閣が成立して金解禁政策をとるに及んで、この勢ひは鈍つた。内地物價の低落によつて爲替高を或程度までカヴァしたが、輸出總額は結果において遙かに從來を下廻らざるを得ないことになつた。一方において國際經濟界の不況がこの期間に深刻化したと雖も、圓價の回復はこれに劣らぬ有力な輸出減の原因であつた。果して昨年金の再禁後、この方面への輸出は俄然増加した。蘭領インドは過去十年間の最高記録であり、エジプトは昭和元年を除けば、これもまたレコードである。日本品の進出は各地ともその本國にとつて相當大きい打撃であつた。殊にインドの如きは英本國紡績の大切な市場だけに、頻りに植民地政府を使喚して日本綿糸排斥の方法を廻らしてゐる。インドは大正十五年六月特別關稅調査委員會をつかつて鋭意關稅引上げの準備を進め、その後引續いて兩三回綿糸布の關稅障壁を高めた。今では六十番手以上の綿糸は全く

進路を斷たれ、綿布もまた著大の打撃を受けることとなつた。インド關稅改正の方針は専ら本國商品のためその市場を確保するにあるが、わが國は先方の關稅引上げに應じて、市價の引下げを計り、また爲替安に恵まれて、その障壁を或る程度まで突破して來た。最近數年間の對印輸出はかうした方法で維持されたものである。第五表は本邦綿布の連年輸出額を示す。

(第五表) 綿布輸出高仕向地別累年表(單位千圓)

年	英領印度	蘭領印度	支那	埃及	滿洲	其他共計
大正十二年	三、五五	一〇、三三	一四、六三	三、四七	三、四七	三、四七
同十三年	三、二五	一〇、七三	一五、七〇	三、六七	三、六七	三、六七
同十四年	三、〇九	一〇、三三	一四、〇三	三、九〇	三、九〇	三、九〇
昭和元年	三、〇九	一〇、三三	一四、〇三	三、九〇	三、九〇	三、九〇
同二年	三、〇九	一〇、三三	一四、〇三	三、九〇	三、九〇	三、九〇
同三年	三、〇九	一〇、三三	一四、〇三	三、九〇	三、九〇	三、九〇
同四年	三、〇九	一〇、三三	一四、〇三	三、九〇	三、九〇	三、九〇
同五年	三、〇九	一〇、三三	一四、〇三	三、九〇	三、九〇	三、九〇
同六年	三、〇九	一〇、三三	一四、〇三	三、九〇	三、九〇	三、九〇
同七年	三、〇九	一〇、三三	一四、〇三	三、九〇	三、九〇	三、九〇

【備考】 大正十二年乃至昭和元年のエジプトは他のアフリカ諸國をも含む

市場の變遷に伴つて輸出綿布の内譯も亦徐々に變化して來た。支那市場を中心とする時代は生地もの主であつた。しかし印度、蘭印、エジプト、南阿、近東等の新市場は生地綿布も出るが、加工綿布の進出が著しい。支那市場へも加工綿布が出ぬ譯ではないが、少額だから問題にならぬ。昭和八年夏より九年一月にかけてシムラ及びデリーに開かれた日印通商會議もかゝる事情の下においては當然必要であつた。この協定の結果棉花輸入量と綿布輸出量に相

開々係が出来、事実上の輸出制限となつたので、本邦紡績としては今後の印度輸出に非常な不利を蒙らねばならぬこととなつた。しかし若しこれが決裂せば通商條約が、破棄され晒その他の加工綿布は致命的打撃をうけねばならなかつたのである。この協定の損益については茲に論じようとしませんが、只かうした協定の要求さるべき客觀的狀勢の下にあつたことだけは銘記さるべきであらう。

さて市場の變遷に伴つて輸出綿布の内容も亦徐々に變化して來た。支那市場を中心とする時代は生地物が主であつた。しかし印度、蘭印、エジプト、南阿、近東等の新市場は生地綿布も出るには出るが加工綿布の進出が特に目覺しい。殊に晒の進出は驚異的である。支那市場へも加工綿布が出ぬ譯ではないが、この方面は、近年國産加工綿布の發達見るべきものがあるため、本邦品の伸力は鈍くなつた。第六表は輸出綿糸布の品種別内容を示す。

〔第六表〕 綿布輸出高品別内容年表

年	輸出綿布			輸出綿糸			
	生地綿布 百圓碼	晒綿布 百圓碼	加工綿布 百圓碼	合計(量) 百圓碼	合計(價) 百圓碼	數量 千圓	價額 千圓
大正十二年	674	258	650	1,482	36,577	820	19,600
同十三年	856	280	800	1,797	43,850	934	33,226
同十四年	731	288	754	1,514	42,266	706	27,766
昭和元年	598	199	631	1,230	35,732	41	8,500
同二年	769	355	632	1,537	38,733	388	3,586
同三年	674	258	650	1,482	36,577	249	3,844
同四年	856	280	800	1,797	43,850	332	3,755
同五年	731	288	754	1,514	42,266	288	1,503
同六年	598	199	631	1,230	35,732	21	8,500
同七年	769	355	632	1,537	38,733	288	3,586

輸出綿布を三大別にしたのは昭和三年以後であつて、それ以前は統計を缺く。

〔備考〕 綿布合計には種類不明の分を含む。價格合計は大藏省貿易月報に、その他は紡績聯合會月報による。生産が加盟會社分なるに對し、貿易はその他の中小企業による分をも含む

次に内地市場を見よう。輸出が専ら綿布本位なるに對し、内地は綿糸を主とする。即ち半製品としての綿糸は全國各機業地に送られて製織加工されるか、或は紡績會社の織布用原糸に潰されるか、二者いづれかに屬する。ところが内地機業家は勞銀こそ割安だが原糸の割高と内需の萎縮に挾撃されて、餘り振はない。勢ひ紡績の操短擴張を馴致し、それが循環的に實需を不振ならしめる結果となつてゐる。震災直後、金融恐慌後の變態景氣時代、並びに先年の金再禁直後や七年秋の爲替低落期に思惑筋の買進みをみたが、内地購買力の收縮により、豫期の實需を伴はなかつた。却つて思惑人氣の反動として荷凭れを生じ、機業家も問屋も共倒れになるといふ状態であつた。内需の勃興には何といつても、消費の大宗たる農村の景氣復興にまたねばならぬ。ところが農家の經濟は歐洲戰後、概括的に悪くなる一方である。殊に昭和五年以後はその傾向が強い。内需の引立たぬ筈である。第七表は紡績の織布用原糸、内地供給高、阪神綿糸在荷を示すが、この統計より推して、直ちに内需の増加と結論するのは早い。寧ろ前述の理由により内地市場供給の餘力は増大したが、實需はこれに伴はず、内地向綿布の増産のため、却つて各機業地のストック増を見込まれる。たゞこの種ストックは統計化し難いから數字的にいへないだけである。

〔第七表〕 綿糸消費在荷年表(單位千圓)

年	消費在荷			供給高		
	織布原糸	内地供給高	阪神在荷	織布原糸	内地供給高	阪神在荷
大正十二年	608	1,341	330	775	1,640	180
同十三年	635	1,257	101	740	1,842	179
同十四年	689	1,499	264	744	1,738	55
昭和元年	704	1,637	216	750	1,736	73
同二年	739	1,635	258	847	1,961	219

相場の足どり

綿糸布の需給右の如くである。即ち内地市場の冴えない上に海外市場は値嵩が高くなれば忽ち行詰る。かうした需給関係の下において相場の伸びてゆく筈はない。しかし事實はこの十年間に相當の反撥を見たこともある。大正十二年の三品當限は平均二四八圓半であつたが、十三年と十四年には三百二十圓乃至三百三十圓の高値平均を示現した。その後昭和一、二年の低迷期を経て三四年には再び小反撥を演じ、四年下半年期よりまた一反落して昭和六年秋に大底をついた。百圓の大臺を割つて三品期限がたゞの八六圓、先限九四圓といふ戦後の新安値を示現したものである。その後金再禁で反騰歩調に轉じ七年春の高値、夏の反落を経て秋より再び騰勢を盛り返して年末には二百圓中心の強調を呈した。需給の大勢は十年間を通じて必らずしも好くなかつたに拘はらず、相場がかうした高低波瀾を示したのはなぜであらうか。それは爲替騰落と原棉市價の動きが強く作用してゐることを認めなければならぬ。左に米印棉の各本國相場を示さう。

(第八表) 米印棉相場表

	紐育現物(仙) プローチ先物(留比)				紐育現物(仙) プローチ(先物留比)				
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
大正十二年—同十三年	三〇五	三〇五	六五	四四	昭和三—同四年	三〇五	一七五	三五	三三
同十三年—同十四年	三〇五	三〇五	四四	四〇	同四年—同五年	一九五	一三五	一五	一五
同十四年—昭和元年	二七五	二七五	四四	三〇	同五年—同六年	一三五	八五	三〇	一六
昭和元年—同二年	一九〇	一九〇	三三	三六	同六年—同七年	八五	五〇	三七	一四
同二年—同三年	三〇	三〇	四八	三三					

國際綿業界の深刻な不況、周期的な大豊作にたゞられて産地の相場は、この十年間に急激な反落を演じた。殊に米棉の落調は餘りに激しかつた。しかしこの半面においてわが對米爲替もまた暴落してゐる。震災前四九弗の正金建値は同年十二月以降矢繼早に引下げられて十三年四月には四二弗、同十月には三八弗半の新安値に陥つた。その後再び

騰勢を盛返して十四年末には四三弗丁度、昭和元年末には四八弗四分三にまで戻し二年以後は再落したが大體四六一七弗の大幅保合をもつて濱口内閣の成立前に至つた。同内閣成立以來は金解禁を目標として反騰、六年秋の英國金本位停止までは先づ四九弗半を中心に安定することが出来た。英國の金本位停止よりわが國の追従へと急轉換を見るに及んで爲替はまた一崩れ立ち昭和七年春の三二弗より夏には二七弗に晩秋以後には二〇弗乃至二二弗に激落してしまつた。かうした事情のもとにおいて紡績の使用棉が本國相場に順應して安くならなかつたのはいふまでもない。この事實は第九表の大阪市中相場の足どりに徴して明らかだらう。左に綿糸と原棉との内地相場を示す。

(第九表) 綿糸棉花内地相場表

	相場(圓) 指数				相場(圓) 指数			
	綿糸	棉花	綿糸	棉花	綿糸	棉花	綿糸	棉花
大正十二年	二四・五	六八	一〇〇	一〇〇	三三・〇	三三七	三三	三九
同十三年	三六・二	八六	一三三	一三三	三〇・八	二八	三三	三九
同十四年	三〇・五	五二	二九	二九	一四・九	四三	二九	三六
昭和元年	三三・七	四七	三三	三三	一三・八	三九	三三	三六
同二年	三三・一	五二	三三	三三	一五・八	三三	三三	三六

【備考】 綿糸II三品當限平均。棉花II大阪市中平均。但し近年米棉本位に轉換されたため、昭和三年以後はストリクトミドルリングを、それ以前は印棉プローチを掲ぐ。昭和七年分は概算。

綿糸と棉花の相場は傾向的に同じ歩調をとつてゐるが、概して糸の方が下げ足は早い。これは需給關係の不良を反映したものといふべきであらう。綿製品は標準品がないからこゝに統計を略したが、低落率の高いことにおいておそらく第一である。昭和四年以後六年までは、原糸よりの加工益が擧げられないといふ状態であつた。従來の販路を維持するため、また固定資産の休轉を防止するため操業を續けてゐたのみ。かくの如く綿布は勿論、綿糸さへ原料の割高に

惱まされてゐる。本来ならばこんな事情の下において企業の収益率は相当悪くならねばならぬ筈だ。しかも大した尻尾を出さず、兎も角本邦産業界の王座を持続し得たのは何故であらうか。紡績の原棉政策がうまいのも一應の理窟であるが、更に恒久的原因として重要視されるべきは労働賃銀の割安と各会社の社内保留の充實してゐることである。以下この点について研究しよう。

労働能率の引上

紡績聯合會は労働統計のうち、労働能率を示さない。對内的にも對外的にもそこまでさらけ出すのは不利益だといふのである。しかし過去十年間において労働能率が騰貴したとは考へられぬ。誰が見ても低落傾向にあるといふ外はない。殊に昭和四、五年頃には可なり急激な引下げが行はれてゐる。たゞ數字の上に現はれてゐないだけだ。

労働能率以外の労働統計——労働能率についてはどうか。紡績の増産は先に述べた通りである。本来ならば労働者の數も増加しなければならぬ。ところが實際は大正十四、五年頃を天井として、その後は連年減少してゐる。紡績の女工は周知の通り季節的交替率が非常に高い。これは一方から見れば定時昇給を必要ならしむるとともに、不況時には積極的に減首しなくとも補充の見合せにより自然的に整理し得る妙味がある。最近七八年間本邦紡績はこの方法によつて労働者數を整理し、その能率を引上げることが出来た。織布においてもまた同様である。殊にこの方面は近年におけるハイドラフト式紡機や自動織機の増加につれて、各職工の受持臺數は殖えてゆく。紡績、製織以外、斯業に従事する一切の労働者に割り當てて見ると、一人平均の擔當精紡機並びに織機臺數は近年急激に増加して來た。十年前に比し紡績、製織共に約倍加してゐる。第十表にこの事實を示さう。

給料の低落、職工數の減少、能率の向上、これは近年の不況時においても紡績會社が相當の成績を維持し得た有力な原因となつてゐる。十年前の紡績採算では二十手一柵の労働銀五十圓乃至五十五圓と稱せられた。しかし年々低落し

(第十表) 綿糸紡及織布操業状況累年表

年	綿			織布		
	運轉機平均	職工一人平均受持臺數	運轉機平均	職工一人平均受持臺數	運轉機平均	職工一人平均受持臺數
大正十二年	四、〇七九	一五	五、七〇七	四	四、〇〇三	一〇
同十三年	四、二二五	一五	五、七〇七	四	四、〇〇三	一〇
同十四年	四、六六九	一五	五、七〇七	四	四、〇〇三	一〇
昭和元年	五、〇〇三	一五	五、七〇七	四	四、〇〇三	一〇
同二年	四、八三二	一五	五、七〇七	四	四、〇〇三	一〇
同三年	四、八三二	一五	五、七〇七	四	四、〇〇三	一〇
同四年	五、七六四	一五	五、七〇七	四	四、〇〇三	一〇
同五年	五、八七七	一五	五、七〇七	四	四、〇〇三	一〇
同六年	五、九〇四	一五	五、七〇七	四	四、〇〇三	一〇
同七年	六、三二一	一五	五、七〇七	四	四、〇〇三	一〇

【備考】職工のうちには紡績、製織以外の男女雑工をも含む
 て今日では三十圓乃至二十七圓といふのが普通である。紡績資本家が労働階級に不況の負擔を轉嫁したと見られぬこともなく。

各社の業績内容は良好

紡績會社の帳簿内容はなか／＼よい。戦後十餘年の財界反動期に大概の事業は深刻な創痍を蒙つたが、紡績は本稿冒頭に述べた理由により、衰へたりと雖もなほ綽々たる餘力を残してゐる。この十年間において一流紡績が打揃つて缺損を出したのは、たゞ昭和五年下期のみ。勿論この年と雖も一流紡績は過去の蓄積に喰込んだ程度に過ぎない。帳簿上には立派に利益を計上し相當の配當も行つてゐるが、實質上各社例外なく缺損であつた。この外大正十二年下期には關東方面の紡績は震災のため赤字を出して

ある。しかしその他の年は収益に相違こそあれ、何れも利益勘定だ。綿糸布の時價採算で不割りとなつたことは甚だ多いが、それは各社の原棉値上益や預金利子収入等がいつも補ひをつけてゐる。採算といへば中品二十手で二十圓乃至三十圓の儲けとならねば一流紡績の高率配當は維持出来ない筈だ。しかし時價採算で、そんなべら棒な利益がいつもあるだらうか。せいぜい十圓内外の利益があれば上等である。時價採算と實質的採算との差は、紡績の良好なパランス・シートから生れて来る。第十一表は紡績事情参考書の示す、各社の総合的内容である。

(第十一表) 紡績會社資本及収益成績累年表 (單位千圓)

年	上	下	拂込金		諸積立		社債借入金		固定資本		固資償却		當期益金		平均配當率	
			上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
大正	十二	年	三〇,九七	三〇,九七	二〇,九六	二〇,九六	三,四五	三,四五	三三,四四	三三,四四	五,五七	五,五七	元,九四	元,九四	二,二	二,二
同	十三	年	三九,〇七	三九,〇七	二七,八三	二七,八三	三,八四	三,八四	三三,六一	三三,六一	三,四七	三,四七	三〇,九	三〇,九	一,七	一,七
同	十四	年	三九,〇七	三九,〇七	二七,八三	二七,八三	三,八四	三,八四	三三,六一	三三,六一	三,四七	三,四七	三〇,九	三〇,九	一,七	一,七
昭	和	元	三九,〇七	三九,〇七	二七,八三	二七,八三	三,八四	三,八四	三三,六一	三三,六一	三,四七	三,四七	三〇,九	三〇,九	一,七	一,七
同	二	年	三九,〇七	三九,〇七	二七,八三	二七,八三	三,八四	三,八四	三三,六一	三三,六一	三,四七	三,四七	三〇,九	三〇,九	一,七	一,七
同	三	年	三九,〇七	三九,〇七	二七,八三	二七,八三	三,八四	三,八四	三三,六一	三三,六一	三,四七	三,四七	三〇,九	三〇,九	一,七	一,七
同	四	年	三九,〇七	三九,〇七	二七,八三	二七,八三	三,八四	三,八四	三三,六一	三三,六一	三,四七	三,四七	三〇,九	三〇,九	一,七	一,七
同	五	年	三九,〇七	三九,〇七	二七,八三	二七,八三	三,八四	三,八四	三三,六一	三三,六一	三,四七	三,四七	三〇,九	三〇,九	一,七	一,七
同	六	年	三九,〇七	三九,〇七	二七,八三	二七,八三	三,八四	三,八四	三三,六一	三三,六一	三,四七	三,四七	三〇,九	三〇,九	一,七	一,七
同	七	年	三九,〇七	三九,〇七	二七,八三	二七,八三	三,八四	三,八四	三三,六一	三三,六一	三,四七	三,四七	三〇,九	三〇,九	一,七	一,七

【備考】 紡績聯合會加盟會社のみの分

紡績聯合會の加盟會社は六十餘社を算す。しかし生産能力においても資力においても所謂五大會社が壓倒的勢力を持つ。先づ總錘數について見る。昭和六年大會合同紡を併呑した東洋紡績の百三十萬を筆頭に、大日本紡約八十萬錘、鐘紡七十萬錘、富士紡五十萬錘、日清紡五十五萬錘、以上五社の合計三百八十萬錘に垂んとする。全國總錘數の五割弱に相當する譯だ。次に最近の拂込資本金は五社合計一八二萬圓、利益金は一八百萬圓弱だから全國紡績に對するパーセンテージは前者四割七分、後者六割六分である。即ち紡績の内容充實といふ言葉は結局五大會社の充實を意味すると解してよからう。勿論中小紡績のうちにも大會社に劣らぬ立派な會社もある。福島紡、錦華紡等はこの種類に屬す。内外綿は支那本位の特殊性をもつから中小扱ひにするのは酷かも知れないが、内容においてやはり東洋、鐘淵、日清、大日本等に次ぐ。

人絹事業

業事編人

人絹工業の最近十年といへば、世界的にも、また日本だけに見ても、それは人絹工業發展史の殆ど全部だといつてよい。むしろその歴史としては、それよりも遙に昔に遡るが、少くとも今日の人絹工業を完成したのは最近十年の勃興に屬し、それまでは創生期であり、事業としての基礎が漸く確立されたといふ方が適切で日本では右の形が一層強く濃く、極言すれば昭和年代に入つてからのそれが全部だといふも過言でない。

順序として最近十年に入る前にそれまでの推移を一應略記する。

創生期より企業基礎の確立まで

日本で人造絹絲が始めて研究され出したのは明治の末年である。即ち當時兵庫縣網干に鈴木商店の事業として創立されたセルロイド會社の研究室で、今の桐生高工の西田博太郎博士が技師長として手を染めたのである。この會社は「日本人造絹絲セルロイド會社」といふ看板をかけて可なり努力したらしいが、しかし人絹生産はどうしても研究室以上に出でず、結局セルロイドのみをその事業として終らざるを得なかつた。しかし、この研究は當時の金子直吉氏をして無爲に傍觀せしめることを許さなかつたのであらう。果して大正二年になつて金子氏は米澤に「東工業株式會社」なるものを興し、もつて人絹生産に第一步を踏出した。無論これとて全く問題にもならぬ幼稚なものだつたらしく、それに天然絹絲に悠久

222

なる歴史と世界一の地位をもち、國民に特殊な愛着心があり、しかも人絹は當時の技術の拙劣、設備費の嵩増——従つて生産費の非常なる高位をどうすることも出来なかつたので、東工業の事業も極めて惨めなものだつたらしい。だが東工業のこのこと——金子氏の當時の努力は實に日本人絹工業史の第一頁を飾る貴重なものだ——がその後の數年において一般の注意を喚起し、將來の事業界に對して新たな宿題を課すに至つたことは明確な事實である。

かくて大正七年にはこの東工業の人絹部が分離され、資本金百萬圓の別會社として創設されたが、これが實に今の「帝國人絹」である。そしてこの帝國人絹の創立は東工業によつて課せられた宿題に對する大きな解答となり、これと前後して他にも新たな計畫が數個具體化されるに至つた。大正五年に出來た「日本人造絹絲」その他の三、四がそれである。年代的にいへばこの大正五年乃至七年の間は研究室から出て人絹工業の創草期をなした譯である。

だが帝國人絹以外の新會社は、その後において結局何らかの形ちによつて、淘汰整理されざるを得ない運命に陥つた。それは要するに技術の未熟、機械設備の不完全、採算不引合の諸點に起因するものであつた。かくてこの創草期に創立されたものうち、すでに經營難を啣つてゐた富士人絹は大正十一年五月に滋賀縣膳所にあつた「旭人絹」と共に別個の新會社に整理統制されてしまつた。これがその後の「旭絹織」——この會社は更に昭和八年に至つて後述の如く「旭ベンベルグ」となつた——で、同社はドイツのグラントップ會社から、ヴィスコース法の特許權をうけ、グ社と日本綿花の共同出資を土臺として創立されたのである。——尤も日綿の資本はその後において全く退却された——。その他の新會社も揃つて同じく經營難に陥つて存亡を危惧されてゐたが、ともかく形態だけは漸く保つて、最近十年の第一年に相當する大正十二年に入つたのである。

従つて嚴格に最近の十年を書く場合こゝからスタートするのだが丁度この年に關東の大震災に見舞はれた結果、淘汰整理はさらに大きく行はれざるを得なくなつた。即ち新會社中最も餘命を永らへてゐた日本人造絹絲は震災に倒

業事編人

223

れ、他に松阪町にあつた「東洋人絹」と共に津の岡合名に買収されて今の「三重人絹工業」に變形され、神奈川縣松田にあつた個人工場「東京人造絹絲」も震災で一旦没落、新たに靜岡縣吉原に工場を建設して更生したのである。たゞ一つ大正九年に出來た「川越人絹工業」がそのまゝの形ちで存在して來たが、それは殆ど問題にもならぬ微力なものであつた。

以上、十年史以前の推移を略記したが、それは創草期から淘汰期への變轉がその全部であり、全體を通じて企業確立前の初期試練時代といひ得よう。無論この時代の人絹の生産や消費は、今日から見れば寔に微々たるもので、大正十二年の統計は生産七十八萬封度、輸入九十五萬封度であつた。だが、この數字はその以前に比せば非常な膨脹で、それは同時に人絹の新纖維品としての價値の飛躍的向上と、従つて事業の發展の著しい歩調を物語るものであらねばならぬ。

初期の人絹需給(單位封度)

年	生産	輸入	生産	輸入
大正七年	100,000	7,000	同	同
同 八年	140,000	5,700	同	同
同 九年	200,000	9,800	同	同
同 十年	250,000	13,000	同	同
同 十一年	370,000	36,000	同	同
同 十二年	700,000	93,300	同	同

人絹時代の出現—第一期發展

以上初期の時代を経て人絹そのもの、新しい使命と分野、即ち生絲と綿糸の中間に介在して獨自の新勢力を得るに十分の見透しがつけられたこと、

弱小企業の淘汰、企業採算の漸次的確立等の諸基礎が固められるに至つて、この工業は素晴らしい勢ひで新しいスタートに立つた。殊に前掲三事情のうち第一と第三は根本的な重大條件であつた。簡単に註釋を加へるなら次の如くである。人造絹絲は天然生絲をもたぬ歐米において生絲に代るべき新纖維として非常に重視され、多くの研究と企業計畫が樹てられ、日本の生絲に多くの宿題を課した。無論人絹が天絹の分野を全部的に侵すことは出來ないが、少くもその

勢力範囲のある部分を奪取し得ることは確かであり、すでにその事實が試練時代においても確められた。かつ人絹はそれのみで、すでに生糸と綿糸の中間的存在としての地盤があり、この地盤は綿糸から生絲へ移るものに漸進的な新段階を與へるものである。それのみでない、人絹は天絹と交織することによつて從來の絹布にやゝ劣るものを安價に提供せしめ得、一方には綿と交織することによつて綿布を高級化し、これは人絹の需要を増加せむると同時に、すでに行詰りを感じしめつゝある綿布に新局面を展開せしむるのである。

この人絹の新使命こそ人絹工業勃興の根底をなす絶対的條件であらう。しかもその價格は非常に安く、且工業的に自由に生産されて生絲の如く自然の力に制肘されないといふことは、この工業を世界的に大きく發展せしめるに大きな力を與へるのである。殊に日本においては生絲によつて與へられた永い歴史の經驗が、人絹の生産および取扱ひ技術の上に大きく貢献するといふことが手傳つた。今日の日本人絹工業の發展はこゝに相當の理由を求めても決して不當でないと思はれる。

以上の根本問題が土臺をなした上に、前掲第三の事情としていつた企業採算の確立が齎らされた。特に前項で表示した如く生産の累進的增加の一方に、更に輸入が大正七年から十二年へかけての數ヶ年間に十數倍、直前の十一年に比べてもなほ五倍近い九十五萬封度といふ大數字を示したことは、これ國內需要の飛躍的增加を立證するものであり、しかも内の生産會社は既述の如く當時において帝國人絹と旭絹織の二社が、その殆ど全部を動かしてゐたが、その量は漸く七十八萬封度(大正十二年)で輸入に遙かに及ばなかつた。このため人絹絲價は當時において一函(百封度)四百圓乃至四百五十圓を唱へたのである。無論、その昔における最高一千圓(大正八年末から九年三月に出現した)といふのに比せば半分以下ではあるが、それでもなほ且この間における生産技術の進歩——生産費の急速な低下との間に莫大な利益を収めることが出來たのである。例へば帝國人絹は大正十二年において對拂込資本四割五分の利

益率をあげてゐた。即ち企業採算は、無論全部の会社とはいはぬが、すでに確立して寧ろ稀に見る高率成績を得てゐたのである。

恰も時代は戦後の反動以來、一般事業界をして年々窮迫の度を深めつゝあつた時である。この場合、事業家が有利な企業を僅か二つの会社に獨占せしめて傍觀する筈はない。かくしてこゝに第一期の人絹事業發展期が迎へられたのである。

即ち既設会社では帝國人絹が廣島工場操業開始（大正十年）に引續いて岩國工場建設を初め、旭絹織また延岡工場建設を企畫——但しこれはその後暫く中止となつた——し、東京人絹は震災後吉原工場を建設して十四年に完成操業開始、三重人絹工業また大正十五年に五十萬圓から百萬圓に増資してその秋増設工事を完成して漸くその殷盛ぶりを示したが、それと同時に新會社として次の如きものが現はれるに至つた。

東洋レイヨン 三井財閥の事業として大正十五年二月創立、資本金一千萬圓、工場滋賀縣石山、初期能力日産三噸、製法ヴィスコース式

日本レイヨン 大日本紡績の子會社として大正十五年三月創立、資本金千五百萬圓、工場京都府宇治、初期能力日産二噸、製法ヴィスコース式

倉敷絹織 倉敷紡績の傍系として大正十五年六月創立、資本金一千萬圓、工場岡山縣倉敷町、初期能力日産一噸半、製法ヴィスコース式

東洋紡績の兼營 工場滋賀縣堅田、初期能力日産一噸、投資概算五百萬圓、製法ヴィスコース式（これは昭和三年春、東洋紡から分離され、資本金五百萬圓拂込済の昭和レヨンとなつて獨立し同時に千二百萬圓に増資）

日本毛織の兼營 名古屋工場内に施設、初期能力日産半噸

このほかに福井の丸和織物、帝國火藥、江商株式會社の諸計畫あり、鐘紡も研究を始め、三菱人絹の計畫さへ傳へられたのである。

第一期發展後の需給及び市況

だが、この猛然たる人絹時代の出現は、事業採算、従つて經營成績の點に關しては決して所期の豫算をそのまゝ受入れしめなかつた。そこには多くの齟齬挫折が見受けられたのである。それを述べる前に先づ第一期發展後の人絹需給と市況の推移を見よう。

既設會社の、或は新會社の増加新能力は大正十五年から昭和二年にかけて順次完成活動しだした結果、生産高は素晴しく増加し、それらが全活動をした昭和三年には遂に千六百五十萬封度を出した。この數字は大正十一年に比して正に三十餘倍、若しそれ十年前の大正七年に比せば實に一六五倍に相當する。

そしてこの生産激増は當然の結果として輸入を大きく減少せしめた。輸入高は先にも記した如く大正十二年には九十五萬封度、十三年、十四年には八十餘萬封度に減じ、十五年には突如三百三十萬封度へ上つた。しかしこの三百三十萬封度は常態の需要を根柢とするのでなく、歐洲品、特にイタリ品の東洋市場へのダンピングと、十五年四月から輸入關稅が引上げられたに基因する思惑輸入があつたため、翌昭和二年には再び八十萬封度に還り、三年には國內生産の激増と相俟つて僅に二十五萬封度に激減してゐる。

第一期發展前後の生産と輸入（單位千封度）

年	生産	輸入	生産	輸入	年	生産	輸入
大正十二年	七〇	九三	同	十四年	三、三〇	八三	
同 十三年	一、一八	八〇	同	十五年	五、〇〇	三、三八	
			同	昭和二年	一〇、五〇	七六	
				三年	六、五〇	三六	

かくして漸く自給時代に入り、逆に輸出へ大きく進展したのである。しかしその輸出は、無論織物輸出を主とし、原糸の輸出はまだ問題でなかつた。尤も統計的には二年に六萬九千封度、三年に十五萬六千封度、四年に三十萬八千

封度を計上されてゐる。だがこれは純然たる輸出でなく内地絲價との関係を見てなされた再輸出がその殆どで、そこには戻税取得を目的とする取引が行はれたからに他ならず、眞の輸出はそれから以後に屬する。

従つて前掲の大需要の根柢をなしたものは、矢張り織物輸出である。先にも記した如く日本人絹の最大目的は織物輸出にあつて、内需は寧ろ従であつた。織物とする場合、そこに日本の各機業家は特殊な技術をもち、それと低廉な賃銀——生産費を以て歐洲品と對抗する限り、そこには絶大な力が加へられたからである。それに生絲が永い間悪く、各機業家が絹織物を製織することよりも人絹織物に轉向することによつて行詰りを打開し、大きく利益をあげ得たといふ事實は、當然各機業地の情勢を一變せしめざるを得なくなつた。かくて福井、兩毛の機業地を始め各主要絹機業地は部分的に或は全部的に續々として人絹織物に轉向するに至つた。しからば人絹織物の生産高が幾何に達したか、現實が急速な變化であつたため過去からの詳しい統計を缺くが、福井と兩毛だけで昭和三年に千五百萬圓といふ數字が發表されてをり、これは翌四年において約二倍の二千九百萬圓に飛躍してをり、原絲の生産千六百五十萬封度に對し福井で五百廿五萬封度、兩毛で四百廿七萬封度、京都で三百八十萬封度、その他機業地で三百十二萬封度、計千六百四十四萬封度を消費してゐる。

一方、人絹織物の輸出も過去の統計を缺くが昭和三年において千三百萬平方碼、八百三十餘萬圓を數へてをり、これは無論非常に大きな膨脹進展である。しかも翌年には四千七百萬平方碼、二千七百萬圓に達してゐるのである。しかしこの輸出情勢については後段に詳記することとして、こゝでは以上に止めておく。

以上第一期發展前後の需給状態を概記したが、まことにその發展膨脹ぶりは驚異に價するもので、恐らくかゝる情勢は歐米においても全く見られないものだつたらう。

だがしかし、一面においてはかゝる生産の激増があつたため、一方に前記の如く織物としてよく消化したに拘ら

ず、なほ絲價を昔日の位置におくことを許されなかつた。これは需要供給の原則に基く當然の傾向であるが、その推移を回顧しても次の如くである。(帝人一五〇B品一函相場)

大正十二年九月	四〇〇	同	十五年七月	三〇〇	昭和二年	高 三六〇	低 三〇〇
同 年 十一月	四〇〇	同	九月	三〇〇	同 三年	高 三〇〇	低 二〇〇
同 十三年四月	四〇〇	同	九月下旬	三〇〇			
同 七月	三〇〇	同	十二月	三〇〇			

即ち四百圓臺は十三年下半年に入つて三百圓臺に落ち、九月には更に二百圓臺に墜落、その後は二百八十圓臺から二百十圓臺を前後してゐる。二年三年の安値は、丁度大正十二年頃の半値である。無論この糸價の急低下が、同時に需要に大きく拍車をかけたのであり、寧ろそれは慶賀すべき必然の傾向であつたのだが、しかしこの事實は生産會社に別な問題を投げかけた。本項の初めに述べた企業の齟齬挫折がそれである。

それはなにか、要言すれば新會社の企業豫算の顛落である。即ち既設會社が四割五割の収益を得、人絹黄金時代を迎へんとしたのを見た事業者は、こゝに既述の如き新計畫を立ててその大利益を得んとしたもので、無論彼等も人絹價格の前景を必ずしも企畫當時の高値に望まず、可なり内輪に見積つて企業豫算をとつたのであつたが、しかし現實は彼等の見込以上に崩落した。しかも同じく纖維工業と稱しても人絹の生産は寧ろ純然たる化學工業であるだけに技術的に多くの試練を経ねばならず、それは新會社として豫め可なりの研究が積まれてあつたにせよ、實際にブツ突かつては、さう巧く行くものではなかつた。即ちこゝにおいて一方に絲價の大崩落で食違ひを生じ、一方に製品品質の拙劣、従つて販賣價格のより以上の低下を招來し、更に操作技術の未熟からする生産能力の活動不十分が手傳つて、遂に凡てが大きく齟齬してしまつたのである。これについて次の表を示さう。表は當時新設されたものうち日本レ

イオンと東洋レーヨンの營業開始早々の収益成績である。(單位千圓)

拂込金	損益	拂込金	損益	拂込金	損益
日本(昭和二年上期)	六,〇〇〇 損 壹	同 (同下期)	六,〇〇〇 益 一毛	東洋(昭和二年下期)	一,〇〇〇 損 三三

企業豫算で三割四割の収益を豫定したものが右の如き始末であつた。無論既設會社として絲價互落の打撃を免れることは出来なかつた。例へば帝國人絹は元年上期の収益率四割一が、その後二割前後に落ち、旭絹織また五割から二割餘へ顕著してゐる。けれども、これらはその生産力の増加、コストの低下である程度カバーし得た。だが新會社ではさうした餘力は全然なかつたから、どうにもならぬ。當時、初めに出た多くの計畫のなかで計畫倒れに終つたものが相當あつたのも、かうした現實を見せられたからで、この事實は第一期發展における「企業」を論じる場合、特に注目すべき問題であらねばならぬ。

輸出貿易上の重大地位獲得

先にも述べた如く人絹業がその發展への最大目標としたのは織物の輸出であつた。丁度、往年イギリスの綿糸紡績が、その優位を後進日本の紡績に壓倒驅逐された如く、最近數ヶ年前からの日本の紡績は、後進國における彼等自國の紡績保護の諸政策に多くの障害と脅威を感じて高級品への轉向、即ち加工綿布或は細物をもつて後進國の市場に迫りつゝあつた時機である。

この時機において人絹織物をもつて、これ等の諸市場に當ることは、その市場の織物需要實情乃至は綿紡工業發展への初期における諸問題に照して、非常に興味ある前途が見透されたのであつた。しかもそれ等の國には未だ人絹工業の勃興を見ず、専ら歐洲品の獨占到まかせてゐたのだから、ここを日本人絹の進出地とすることは最も喫緊な問題であり、且つ市場および取引、運輸、織物技術等の諸點から見ても、それは十分に可能性あり、更に將來あることであつたのである。

事情右の如き結果、日本の機業家は先づ輸出織物製織に向つた。無論このことある前には「輸入人絹を以て製織輸出したるものに對しては原絲の輸入税を返戻す」といふ戻税制度があり、更に内國消費の場合は「絹織物としての消費税」がかけられ——これはその後多少緩和されたが——それが従つて織物販賣價格を高め、延いて内國市場で大きな發展を急速に期待し得ない等の事情があつたため、人絹織物は出發頭初から輸出物本位として進んだといふこともある。しかし、兎も角、かうして輸出市場の獲得に向つて突進したのであつた。

然らば輸出貿易上に如何なる情勢を示したか。こゝにも不幸にして昭和三年以降の統計しかない。既記の如くその發展が極めて短時日の間に急速に行はれたからである。しかしてその後の輸出がどうなつたか、單に左の表を見るのみにて十分だと思ふ。

人絹織物輸出高(單位、數量千方碼、價額千圓)		數量		價額	
數量	價額	數量	價額	數量	價額
昭和三年上半期	三,六三三	二,七〇〇	昭和三十七,〇〇〇	昭和三十七,〇〇〇	二七,六六七
同 下半年期	九,四四四	五,六六六	同	同	二六,〇〇五
計	一三,〇〇〇	八,三六六	計	四三,五八三	五三,六七二

【註】このほかに羽二重として三年四千萬、四年百萬三千圓、五年二百七萬一千圓がある。

右では特に半期々々の状態を明示したのであるが、これによつて當時の進展ぶりが如何に顯著だつたかを知り得よう。年計算に見ても昭和三年と五年を比較して數量は實に六倍四分、價格また約四倍に當る。恐らく日本の輸出貿易品を見て、かゝる驚異的な事實を示したものは古今未曾有であらう。しかもこの間には昭和五年の三月にインドで最初の人絹關稅(雙人絹、交織ともに従價一五%)が設定されて大きな打撃をうけてゐるにも拘らず、五年下半年は價額が若干減じたのみで數量は依然として相當の増勢を繼續し、同年における日本輸出貿易上の地位は生絲、綿織物、

絹織物に次いで第四位を占めてしまった。

しかもこの情勢は、更に進展されてゐる。即ち六年は左の如く三千九百萬圓に達した。

数 量	普通		合 計	價 額	普通		合 計
	人絹織物	羽二重絹			人絹織物	羽二重絹	
【註】 羽二重は一斤が八平方碼	五、八五五	五、五五五	一一、四一〇	六、四八六	二、三三四	八、八二〇	三、七三三

日本輸出貿易は昭和時代、それも最近數ヶ年において全く新しい巨大な商品に恵まれ、全輸出貿易を大きく増大せしめた譯で、これは貿易歴史にも特筆すべき事實だといひ得る。

しかもこの間にも多くの新しい障害が加へられた。何よりも昭和五年は金解禁の一年で、爲替關係は當然輸出貿易に不利に働いたのであり、その上にインドは五年に既記の如く新關稅を設定したが、六年四月に至つて更に従價二〇%に引上げ、進んで九月にはイギリス本國絹織業者の運動が政府を通じて行はれたため、こゝに差等稅率が布かれ雙人絹は本稅四〇%、附加稅二五%、計五〇%とされ、交織物は本稅二七・五%、附加稅二五%、計三二・五%に引上げられたのである。爲替の不利と關稅高壁、これはインド市場が後述する如く最大の需要地であるだけに、日本の人絹織貿易にとつては殆ど致命的な大鐵槌だったのである。然るに輸出の實情は前記の如く五年より二割餘を増して三千九百萬圓を得たのであるから、その潜在的な實勢力は寔に素晴らしいものと云はねばならぬ。

金再禁止後の飛躍と新障礙の續生及び新市場開拓

而もこの時、金の再禁止が行はれ爲替が公知の如き瓦落を演ずるに至つて、この潛勢力には更に絶大な力が加へられた。即ち七年の輸出高は二億四千一百萬圓、六千五十四萬圓で六年對比は一億一百萬圓、二千八十八萬圓の激増であつた。

しかしそれだけでなくさへブロック經濟強化の世界大勢は、この日本の金禁止を見、その低爲替の迫力によつて日本商品が猛烈な勢ひで世界市場に肉迫するのを見て、決して拱手傍觀してゐなかつた。即ちこゝに輸入防遏乃至禁止の諸手段が相次いで行はるるに至つた。試みに七年中における主要なこうした障害を例記しても次の如くである。

昭和七年中の主要人絹關稅引上げ國

カナダ 一月 輸入制限令

輸出國における工場渡最低評價額を決定しこれを基準として課稅す、人絹織物一封度に一弗二五仙と評價

エジプト 六月 全般的改正

人絹織物は未晒並に晒友禪二〇〇ミリアム、その他二五〇ミリアム

支那 八月 全般的引上げ

人絹絲每ピコル五八兩より七三兩に引上げ人絹織物および交織物従價四五%より七〇%へ引上げ

南阿 十月 一部引上げ

人絹織物は三〇吋以下のもの一碼に三片、それ以上はこれに比例して増稅、人絹シャツ男物一打六志に、女物四志に引上げ、大體一志を七十五錢の爲替として見ると従價計算は二二%五から七四%五へ引上げたことになる

濠洲 十月 絹物一般引上げ

人絹織物従價三五%より四〇%に、人絹メリヤス従量物据置き、従價物五〇%より五五%に引上げ、人絹絲従價一

〇%より一七%五に引上げ

マレイ 十月 一部改正

人絹織物従價一〇%より二〇%に引上げ

フィリッピン 十一月 爲替關稅設定、十割關稅制限撤廢、積戻輸入禁止稅設定

人絹布從價五〇%より六〇%へ、人絹製品同五〇%より六五%へ

殊に一九三二年(昭和七年)夏に開かれた例のオッタワ會議の結果は、七年暮から八年上半に互つて至る所の各英屬領の關稅引上げを見、八年二月には印度で「双人絹は一平方碼に四アンナ、交織は二アンナ三パイ」といふ當時の相場に比して前者十一割、後五割に相當する稅率に引上げられた。云ふまでもなく英國が同じく世界の大人絹織物としてその織物輸出市場で日本品と相對抗することの多い結果で、特に人絹織物の世界的な大消費市場なる印度が自國の支配下にあり乍ら、人絹織物で全く日本品の獨占到委せられてしまつたため、こゝに日本品(日本の印度向輸出の殆ど全部は双人絹織物)を驅逐すべく前記の如く双人絹のみに十一割に相當する禁止的高稅を課せしめたのであつた。

だが、わが人絹織物は右のやうな諸障害の發生にも拘らず、よく前記の業績を收めたのであり、更に翌八年の事實を見ても、その増勢は單價騰貴のためや鈍つたが、尙かつ二億六千萬碼、七千七百萬圓を示した。その増加率は數量七%五、價額二七%七で、單價の騰つたことは量の増加量を鈍らせたが、價額では右の如き喜ぶべき結果を示したのである。左の如し

昭和七年	數量 千方碼	増加率 %	價額 千圓	増加率 %	昭和八年	數量 千方碼	増加率 %	價額 千圓	増加率 %
	二四、七九	七三・二	六〇、五元	五三・四		三〇、〇五	七五・〇	七三、三五	三七・七

昭和七年における六千萬圓は、その前年まで第四位にあつた人絹織物の日本全輸出貿易における地位を第三位に進めたのであり、八年もこの第三位を續けたのだが、而も第四位の絹織物との間には一層大きい隔りをつくつた。その日本の輸出貿易上における地位たるや寔に偉なるものと云はねばなるまい。

しかし前記した各市場での諸障害が全然打破されたといふのではない。打撃は打撃として十分うけてゐる、殊に英

印市場の如きは七年の九千二百六十萬碼が、八年には六千二百萬碼に減つてをり、その他にも比律賓、カナダ、米國東アフリカ等、何れも同じ形ちを示してゐる。それにも拘らず尙全體の數字を大きく増大したといふのは、全く新市場開拓への努力が奏效したもので、それは次の表によつてよくこの間の事情を知り得るだらう。

最近三ヶ年人絹織物輸出高(單位千方碼)

	八年	七年	六年
關東州・滿洲國	六、三三	一、三三	A一、三三
海峽殖民地	二、六三	八、五七	七、三三
英領印度	三、〇〇	三、五九	六、三三
比律賓	二、九〇	六、七七	八、六九
蘭領印度	六、〇三	五、四一	三、四六
英・佛・獨	三、三三	四、九三	—
中南米諸國	四、五〇	四、七六	—
エチプト	一六、三六	一九、七〇	—
南アフリカ	九、七三	三、一九	九、五四
東アフリカ	二、六六	五、二二	二、五九
其他アフリカ	三、七三	八、五九	二、六三
濠洲・新西蘭	三、七三	九、三四	一、三九

かくて金禁前全輸出に對して四四%、七年でも尙三七%を占めた英印は八年に二二%八に降り、蘭印市場がこれに伯仲する數量を需要して一九%三の地位を占めるに至つた。その他濠洲、中南米等特に著しく、最も興味あるは歐洲の、且つ世界的な大人絹織物なる英佛獨への進出で、就中英國へは右三國への分の過半數を輸出した。皮肉な現象であると同時に以て新市場の開拓が如何に顯著な成績をあげたかを知り得る。

かくして日本人絹織物は全く驚異的な發展をとげたのだが、しかも、最大の市場インド市場にしても交織物ではイタリの勢力が半分を占め、英、日品はそれよりズツと下位にあつて伯仲してゐるが、双人絹では完全に日本品の獨占場なのであり、人絹織物貿易に關する限り、日本は世界第一の地位を確保してしまつたのである。

生産の累増—質的變化—消費激増

既述の如き輸出の加速度的な發展は、従つて生産の猛烈な膨脹を伴つた。實をいへば生産會社は、在來の二大會社を除いては前記した

やうな第一期發展後の企業上の重大な齟齬のため全くその出鼻を挫かれ、従つて生産設備の連続的擴張——生産増加に多くの疑問がかけられたのであつた。だがそれには多くの修正さるべき事情があり、それは高利潤の分前を暫く犠牲にすることによつて局面を打開し得るものであつた。かくてこゝに利益配當の最低限度の満足乃至配當停止といふ方法がとられ、更にその後における建設費の非常なる低下を利用しての生産設備擴張による生産費の低減といふ方法が講ぜられるに至つたのである。後にも述べるがこの二つ、殊に前者は企業計畫が非常なる齟齬を來したにも拘らず、その後の比較的短時日にこの事業を強固にし、大きく繁榮せしめた重大な事情となつたのである。

しからば生産設備がどんなに擴張されたか、事實を列挙してもよいがあまりに数多く、何れの生産會社も殆ど繼續的にやつたので、こゝでは敢て省略しておく。たゞ織物輸出が既述の如く素晴らしい好調を持續して、ともすれば生産がそれに追はれるかの如き状態を示したこと、そして一工場の生産能力が十噸をもつて一經濟單位となることといふ二つの事情を附加しておけば十分だと思はれる。

かくて昭和三年に千六百五十萬封度に上つた生産高は、四年において一躍二千七百萬封度に上り、以後次表の如き驚異的な果増を示すに至つたのである。

最近四ヶ年の生産(單位函—百封度入)

昭和	當年生産		對前年增加率	
	單位函	百封度入	%	%
四年	三三、六八四	三三、六	同	七年
五年	三五、五九	三三、一	同	八年
六年	四七、六四一	三〇、〇		

即ち四年は三年の六三%六増加であり、その後も年々その前年の三〇%から四〇%を増加してゐるのである。この

間における全世界の生産は一九二九年(昭和四年)が四億五千四百萬封度、一九三二年が五億一千五百萬封度、三三三年が六億二千五百萬封度だつたからこの間の増加量一億七千五百萬封度の三分ノ一以上は日本によつてなされた譯で、増加率の上では全く問題にならぬ懸隔である。かくて世界地位に見ても、昭和二年頃第九位の生産量をもつてゐた日本は、その後第八、第七、第六と進み昭和七年では第四位を占め、更に八年にはイタリーを抜いて世界第二位に上つてしまつたのだ。量的に見ても「人絹國日本」の勢力は驚異でなければならぬ。

だが、この間には人絹業が初めて経験した重要な事實を注意しておく必要がある。それは以上の如き加速度の生産果増が如何に一方に消費—輸出の激増があつたとはいへ、當然過剰生産の形を現はしつひに操業短縮といふ手段をとつたことである。即ち昭和四年十一月、人絹聯合會(これは昭和二年三月、人絹消費稅撤廢共同運動のため成立された)當時操業中だつた六社が加盟、その後新會社が續々加盟した)は増産懸念による絲價暴落に對するため生産制限と義務輸出の方法をとり一割を制限したのである。参考として當時の絲價を表示しておく。(帝人岩國二二〇C)

昭和四年	高値		安値	
	單位函	百封度入	%	%
上半期中	三五	三五	同	十月
七月—九月	三六	一七	同	十一月

以上生産量の趨勢を記したが、この間には生産の「質的」變化に多くの事實のあつたことも記憶せねばならぬ。何よりも大きなことは新絲の出現で、従來は全部ヴィスコスの普通絲であつたのが昭和五年頃からマルチ・ファイラメント絲を加へ、更にベンベルグ絲を加へたのである。しかし前者はヴィスコス法の進歩によるもので従來の單絲織度六デニールに對し、これは最細二・五デニールといふ極めて細いものであつて、これによつて従來ヨリ以上の細絲を生産し得るのみならず、同デニールの絲にしても單絲數を多くして柔軟さを増し光澤を和らげ得るのである。ま

た後者のベンベルグ絹絲は昭和四年、旭絹織の姉妹會社としてドイツのベンベルグ會社から特許權を得て創立された。「日本ベンベルグ絹絲（この會社は昭和八年旭絹織と合併して旭ベンベルグ絹絲となつた）」によつて生産されだしたもので銅アンモニア法によるもの、織度は前記のマルチ・ワイラメントを更に超して〇・六デニールを得るのである。かくしてこの新絲の出現は從來のヴィスココース法の一層の進歩と相俟つて細絲生産への傾向を進め六年乃至八年において次の如き推移をもたらしたのである。

番手別生産内容（單位函）

デニール	六年	七年	八年	デニール	六年	七年	八年
一〇〇以下	六〇六	三、九九	一七、八〇三	二〇〇以上	三〇、三〇	三、九五	七、〇三
一二〇	三三、三三	三三、八六	五五、〇二	計	四七、六二	六三、八四	九四、三五
一五〇	一五、二六	一五、四三	三三、四九				

即ち全體の大増加にも拘らず太絲は少増したか逆に減少したかであり、これに對して細絲は一二〇デニールで六八年間に全體増加の八〇%を増し一〇〇以下は絶対數こそ少いが完全に三倍したのを知るだらう。

次に消費の推移を見よう。無論既述の如く人絹絲、従つて織物の消費は主として海外に依存する。これも前に述べた如く一つには原絲輸入時代における關稅戻稅關係、二つには内國消費稅關係、三つには輸出市場での猛烈な需要擡頭等の事情があつたからだが、しかし一方内國消費も非常に大きく増大したことは否めない。これに關して統計の完備せる範圍内で掲出すると次の如くである。

人絹織物生産高（單位千圓）

種類	四年	五年	六年	七年	八年
雙人絹織物	四、九	五、九七	七、〇三	八、三〇	一一、四七〇
廣幅物	三、九元	五、九七	七、〇三	八、三〇	一一、四七〇
小幅物	五、三	三、〇〇	三、一四	三、八三	三、〇七

種類	四年	五年	六年	七年	八年
特殊物	五、二〇	三、九七	三、五三	一、九七	一、八四
計	五、二〇	三、九七	三、五三	一、九七	一、八四
交織物	三、九元	三、三六	三、七四	三、三〇	三、八五
合人絹廣幅物	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六
除く他の合計	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六
雙人絹廣幅物	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六

【註】 雙人絹には絹との交織を含む

一方輸出は既記の如く、四年二八、一六六千圓、五年三四、九二八千圓、六年三九、七一二千圓、七年六〇、五三九千圓、八年七七、三六五千圓で、これは殆ど廣幅雙人絹織である。だからこれを前表の生産高から差引くと大體内地消費として次の統計が推考される。（單位千圓）

昭 和	四 年	五 年	六 年	七 年	八 年
同	四、三三	四、七三	五、〇八	五、四三	五、九元

無論消費稅關係を考へると、この價格だけの比較は決して適正なものではないし、また交織物では人絹の含まれる分量が非常に少いから、これを全部人絹消費とすることは出来ない。だがそれにしても内國消費も非常に大きく増加したことは、十分に窺知し得る。

もう一つこれを説明する確な統計を示さう。調査は古いが八年に入つて農林省蠶糸局が調査發表した統計は、昭和四、五年の内地消費を次の如くしてゐる。

原糸全體消費（單位千貫）	實數		比率%	
	四年	五年	四年	五年
生糸	三、六九	三、九七	元	三
絹糸	二、〇六	二、三三	三	七
人絹				
計	五、七五	六、三〇	一〇〇	一〇〇

これを見ても人絹の内地消費は明確にかつ加速度に増加してゐる。

生産會社の繁榮

生産と消費の推移は以上で大要盡したと思ふ。次は事業としての變遷である。

前にも記した如く、第一期發展時代における新會社は企業豫算の齟齬からして全く期待を裏切られたが、これに對して各生産會社は直ちに修正を初め、何よりも配當の制限乃至停止をやつた。無論これは豫想の利益がなかつた結果として當然の措置ではあつたが、過去における多くの事業の挫折破綻が、配當偏重にその大禍根をもつてゐたといふ教訓が、よくその措置をして誤らしめなかつたのであらう。即ちその事實を指摘するならば東洋紡はその人絹工場を分離して昭和レヨンとするに當つて投資額を可なり切詰めて獨立せしめ、かつ昭和四年下期に至るまで全く配當を行はなかつた。また日本レヨンも創立以來昭和三年上期まで配當を行はず、倉敷絹織も昭和四年上期に至つて初めて五分配當をなしたのみであつた。

尤も既設會社と雖も帝人は昭和二年の金融恐慌に基く鈴木商店との不良手形關係で整理されたため配當を元年下期の一割七分から二年上期は無配、その後八分としたが、ともかく斯の如くして大きく整理運動が進められた。

然るにその後における人絹市價は織物の輸出激増に伴つて時に一張一弛はあつたがダグ／＼伸び、絲價またそれにつれて昂進するに至り、従つて生産會社の經營も大きく餘裕を生ずるに至つた。かつ一面にはこれを土臺として生産設備の擴張、従つて生産増加があり、これは第一期發展後における建設費の逐次的低下といふことと、人絹生産工場經營が十噸（日産能力）をもつて經濟單位とするといふ事情が相待つて大きく働いたのであつた。それ故にかうした事情による生産費の低下は、これも加速度に進められ、一層その經營を榮にするやうになつたのである。恐らくこ

の生産費の低下といふ點は、人絹業が非常に新しい事業であり、しかも技術的研究の餘地が大きく残されてゐただけに、他の如何なる事業にも見ない著しい事實を見せたものとして注意すべきであらう。そしてこれがまた事業収益を大きく増加せしめたのである。

然らば事業投下資本の上に、また収益の上にとんな發展を示したか、先づ統計を表示しよう。

人絹會社資本 (單位千圓) 商工省會社統計による		年 末		社 數		公稱資本		積立金	
年	末	社數	公稱資本	積立金	年	末	社數	公稱資本	積立金
昭和二年	二	五、一〇五	一、四〇九	同	五年	九	七、〇〇〇	五、三三七	
同 三年	一〇	七、三六〇	二、八六六	同	六年	一〇	一〇七、〇〇〇	四、八三三	
同 四年	八	七、〇〇〇	三、九七七						

右では取敢ず昭和二年以後のものを見たが、この間、公稱資本金だけでも逐年増加して六年末には一億七百萬圓を計上されてゐる。

しかしこれは本當の投資額でない。實投資は、あるものは公稱資本より大きいし、あるものは少いが、こゝで筆者が調査した數字を引用すると、東洋紡の人絹事業が獨立して昭和レヨンとなつたそれ以後の變化は帝人、旭、日本昭和、倉敷の五社で次の如くである。(單位千圓)

公稱資本		實投資		公稱資本		實投資	
昭和三年下期末	六、〇〇〇	六、三〇七	同 六年	同	六、〇〇〇	六、三〇七	
同 四年	六、〇〇〇	七、三五四	同 七年	同	六、〇〇〇	六、三〇七	
同 五年	六、〇〇〇	七、三五四					

これをもし第一期發展時代前の既設會社のものに比せば、それは全く隔世の感があらう。しかも右は單に五社のみであるが、これに東洋レヨンを加へた六社の總資産を見ると次の如き數字を得る。

昭和六年下期末 三,一九〇 同 七年 同 八,五五〇 同 八年 同 一四,〇五〇

【註】八年は日本ベンベルグが旭と合併した。

更にこれ以外にも東京人絹、三重人絹工業、日本毛織の兼營等があり、これ等を合すれば少くも一億七千萬圓の實投資となるだらう。

次に収益状態の變遷を見る。これについても先づ商工省の會社統計を引用すると次の如くである。(單位千圓)

昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
純益 三,〇四一	四,三〇〇	四,三〇六	四,〇九四	四,三九六
配當 一,六六元	二,四〇五	一,七三三	二,七〇八	二,八七九
純損 一,四〇四	二,一七二	—	—	—

しかし右は前表と同様の範圍であり弱小會社乃至は操業早々のものは缺損を示してゐる實情だから、これのみでこの事業の景況推移を語ることは出来ない。そこでこれにも前記同様の六社で筆者が調査した統計を示さう。

主要六大會社収益成績 (單位千圓)

昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
利益金 六,一八六	五,六五〇	六,七〇三	九,三七四
収益率 二・二六	二・〇三	二・三四	三・三〇
配當金 一,七〇二	一,五九〇	二,一五九	二,八四二
同 下期 五,六五〇	同 下期 二,三三	同 下期 一,五九〇	同 下期 五,九三三
同 上期 六,一八六	同 上期 六,〇九	同 上期 六,七〇三	同 上期 九,三七四
同 下期 六,二〇五	同 下期 二,三三	同 下期 一,五九〇	同 下期 五,九三三
同 上期 六,一八六	同 上期 六,〇九	同 上期 六,七〇三	同 上期 九,三七四

たゞその發展の著しさに驚くの外なく、殊に金再禁後の業績は全く驚異的数字である。そして配當率も前表の配當金支出に見ても判るが、次表の如く引上げられたのであり、八年下期の最高は帝人の一割八分、最低は旭ベンベルグの一割で平均率は一割四二に當る。同時にこの間において各社は未拂込株金の徴收と蓄積金でその増産工事を進める一

面、八年中に帝人は二千百萬圓から三千六百萬圓へ、東洋は一千萬圓から三千萬圓へ、倉敷は一千萬圓から二千萬圓へ増資し、更に旭は八百萬圓から千六百萬圓へ増資して引續き日本ベンベルグ絹絲、延岡アンモニア絹絲との合併によつて四千六百萬圓の資本となつたのである。従つて株價の暴騰は諸事業中最も華々しく、三井物産の東洋レーヨン株公開、豪銀所有の帝人株肩替問題などの産物さへ伴つた。

各社配當率變動表 (單位割)

昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	日本	倉敷	東洋	平均
帝人 〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	〇・六	〇・五	〇・三	〇・三
旭 〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	〇・六	〇・五	〇・三	〇・三
昭和五年 上期 〇・八	昭和六年 上期 〇・八	昭和七年 上期 〇・八	昭和八年 上期 〇・八	日本 〇・六	倉敷 〇・五	東洋 〇・三	平均 〇・三
昭和五年 下期 〇・八	昭和六年 下期 〇・八	昭和七年 下期 〇・八	昭和八年 下期 〇・八	日本 〇・六	倉敷 〇・五	東洋 〇・三	平均 〇・三
同 八年 上期 一・一五	同 八年 下期 一・一〇	同 七年 上期 一・一〇	同 七年 下期 一・一〇	日本 〇・六	倉敷 〇・五	東洋 〇・三	平均 〇・三
同 八年 下期 一・一八	同 七年 上期 一・一〇	同 七年 下期 一・一〇	同 六年 上期 一・一〇	日本 〇・六	倉敷 〇・五	東洋 〇・三	平均 〇・三
同 八年 下期 一・一八	同 七年 下期 一・一〇	同 六年 下期 一・一〇	同 五年 上期 一・一〇	日本 〇・六	倉敷 〇・五	東洋 〇・三	平均 〇・三
同 八年 下期 一・一八	同 七年 下期 一・一〇	同 六年 下期 一・一〇	同 五年 下期 一・一〇	日本 〇・六	倉敷 〇・五	東洋 〇・三	平均 〇・三

【註】(A)(B) は共に普通配當一割二分の外に一株當り五圓の特別配當を加算する。

かくて日本人絹業の「事業として」の基礎は完全に固められかつ大成し、以て日本の事業界全體に萬丈の氣を吐くに至つたのであるが、しかもこれは單に日本事業界全體に對してのみならず、世界の人絹工業中にあつても歐米の逆轉傾向に對して獨り比類ない發展をとげたのである。

第二次發展時代と新しき諸問題

大な發展を遂げしめ、しかして、日本、否、世界の纖維工業に大革命を與へたのだが、恰もこの時において更に第二回の大發展を見せることとなつた。昭和七年來の新計畫の續出がそれである。

無論前記した如く第一期發展後における最近までの情勢は、各生産會社とも増産設備遂行に日もなき状態で、八年年初においてその活動日産能力は約九十噸、即ち日産約二十萬封度、年にして七千餘萬封度といふ龐大なものとなつてしまつたのである。ところが七年の金禁以後における情勢は前にも述べた如く織物輸出の未曾有の大量を現出せしめ、遂に昭和四年十一月以來續けられた糸の生産制限を全く撤廢せしめるほどにまでなり、同時に絲價も非常な昂騰を示すに至つたので、こゝに再び大々的企業計畫の續出を促すに至つたのである。

しかもそれは、無論既設會社のみでない、全くの新會社の出現をも見せたのである。先づ在來會社及び既に六年頃に創立されて、建設工事を進めつゝあつたものゝ増産計畫から列擧すると次の如くである。

各社能力増大推移（日産能力、單位噸）

社名	七年末		八年増加能力		八年末	
	能力	上期中	下期中	能力	能力	能力
帝國人絹	二六〇	五	一	三三	九・五	四
旭絹織（膳所）	七・五	五・五	三	一六	一〇・〇	四
A 同（延岡）	—	—	五	五	—	—
B 日本ベルグ	—	—	三・五	七	—	—
東洋レーヨン	二〇	三	三〇	三	二	—
昭和レーヨン	七・五	九	四・五	三	一・五	—
計	—	—	—	—	八・〇	—
倉敷絹織	—	—	—	—	二九・五	—
日本レーヨン	—	—	—	—	四・五	—
B 日本化學製糸	—	—	—	—	—	—
東京人絹	—	—	—	—	—	—
三重人絹	—	—	—	—	—	—
日本毛織	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

即ち七年末に八十八噸だつた能力は旭絹織の新工場と日本ベルグ、日本化學製糸の二新會社のものを加へて八年上期中に約三十噸を増し、更に下期中に約四十五噸を増加して年末には遂に百六十六噸半とこの一年間に完全に二倍してしまつた。

しかもこの勢ひはなほ止まず、九年に入つては帝人の岩國増加五噸、旭の延岡新工場第二期五噸、同ベルグ工場増加三噸、日本レーヨン宇治第三工場七噸等、合計二十噸が既に三月初までに完成されて全能力を百八十六噸半とした上に、帝人の三原新工場第一期十噸、昭和の敦賀新工場第一期十噸、倉敷の増加六噸半、同新居濱工場（舊日本化學製糸）第二期十噸、東洋レーヨンの増加四噸、東京人絹の増加五噸、日本毛織の増加四噸等合計五十噸が四、五月及び九、十月頃に完成されることゝなつた。

以上の事實に加へるに昭和七年末から、所謂人絹景氣に掉して新生したものがあつた。先づそれ等を一束して表示しよう。次頁表の如し。

これによると合計十九社で、その第一期計畫能力は人絹絲四八噸五、ステイブル・ファイバー四一噸二である。無論その計畫能力は今後に変更されるものもあらうが、假にこの數を基礎とし、建設費の一噸當りを人絹絲六十萬圓、ステイブル・ファイバー四十萬圓とせば前者で二千九百萬圓、後者で千六百五十萬圓、合して約四千五、六百萬圓が投下される勘定である。文字通りレーヨン・ラッシュであり、それは大きな驚異的變化として人絹工業史に永く記録されるべきである。

而してこゝに與へられた新しい問題といふのは、前記計畫内容でもわかる如くステイブル・ファイバーの生産である。ステイブル・ファイバーは人造棉花或は人造羊毛といふべきもので人絹と全く同操作により、たゞ絲とせず單絲をドシ／＼吹出し、これを適當に切斷して綿狀のものとしたものだが、それは棉花と混紡することにより、また羊毛と

新設人絹會社の陣容

社名	創立年月	資本金(千圓) 公稱 拂込	資本系統	工場所在地	工場敷地(千坪)	日産能力(噸)		第一期竣工年月
						第一期	最大計畫	
庄内川レーヨン	七・三	三,〇〇〇	七五〇	豊田紡織	三〇	一〇〇	一〇〇	八・二
錦華人絹	八・二	一五,〇〇〇	六,〇〇〇	名古屋市北郊	一五〇	二〇〇	一五〇	九・四
日清レーヨン	八・二	一〇,〇〇〇	二,五〇〇	廣島市宇品	五〇	二〇〇	一五〇	九・三
日東紡績	八・二	兼	營	愛知縣岡崎市	三〇	二〇〇	一五〇	八・三
福島人絹	八・三	七,〇〇〇	三,五〇〇	福島市外杉妻	一〇〇	一五〇	二〇〇	九・四
大日本紡績	八・六	兼	營	山口縣防府町	一〇〇	一五〇	二〇〇	九・六
東洋モスリン	八・六	兼營(別會社を計畫)	營	岐阜縣西大垣	一〇〇	一五〇	二〇〇	九・六
富士紡績	一	兼營(同)	營	新 潟 縣	一〇〇	一五〇	二〇〇	九・五
新興人絹	八・八	一〇,〇〇〇	二,五〇〇	廣島縣小方村	三〇	一〇〇	一五〇	九・五
鐘淵紡績	八・七	兼	營	兵庫縣高砂	三〇	一〇〇	一五〇	九・八
太洋人絹	八・二	五〇〇	五〇〇	福井縣丸岡町	一〇	一〇〇	一五〇	九・三
日本人造羊毛	八・二	一〇,〇〇〇	二,五〇〇	豐橋市豊川	一七	一五七	二〇〇	九・八
太陽レーヨン	八・二	一〇,〇〇〇	三,五〇〇	廣 島 縣	一〇〇	一五〇	二〇〇	九・二
濤製作所	八・二	兼	營	廣 島 縣 廣 村	三〇	一〇〇	一五〇	九・二
吳羽紡績	八・二	兼	營	兵庫縣揖保	一〇	一〇〇	一五〇	九・二
東海織維	八・三	一〇,〇〇〇	二,五〇〇	靜岡縣島田	一〇	一〇〇	一五〇	九・七
紡機製造	八・三	兼	營	兵庫縣赤穂	一〇	一〇〇	一五〇	九・七
國光レーヨン	九・一	一〇,〇〇〇	三,五〇〇	廣島縣海田市町	一〇	一〇〇	一五〇	九・八
明正レーヨン	九・一	五,〇〇〇	一,五〇〇		一〇	一〇〇	一五〇	九・八

【註】 錦華人絹は更に右第一期と同能力を九年中に完成の豫定
混紡することにより、そこに別な新絲を製出し得るのである。そしてこれは綿糸紡績の新たな天地開拓として將來に

多くの問題を提供するが故に、前記の計畫でもわかる如く主として紡績會社が企業したのであり、しかしてこれは日本人絹工業の歴史に重大な一問題を與へたものである。
以上で人絹業十年の回顧を終る。人絹業にとつてこの十年こそ、あまりにも變轉多き歴史であり、しかして幼児から成人への急速な成長であり更に飛躍である。
しかもこの工業の原料關係が外國に依存するところの極めて少く、そして日本輸出貿易に大きな役割をもつに至つたこと、纖維工業に大革命を與へたこと、更にまた僅々十年の歴史において絲だけで年額一億圓(昭和八年の推定)の生産を日本の工産額に加へ、約四萬の工場労働者を收容(資本主義的労働搾取云々の問題は別として)するに至つたといふ事實等は、正に日本經濟に齎らされた驚異的な收穫でなければならぬ。

〔附記〕

- (一) 日本化學製絲株式會社は昭和七年夏創立されたもの、資本金一千万圓で住友合資と大原及び倉敷絹織の共同出資にかゝり住友は伊豫新居濱の埋立地その他の設備を現物出資したが、これは三井(東洋レーヨン)、三菱(三菱は日本窒素肥料會社を通じて旭ベンベルグに資本關係をもつ)に對抗してこの事業に住友が進出した事實として注目すべきである。而してこの會社は昭和九年三月、倉敷絹織に合併された。
- (二) 「旭絹織」と同じく日本窒素系の人絹會社として昭和五年創立された「日本ベンベルグ絹織」及び日窒の延岡工場を分離獨立せしめて別會社となつた「延岡アンモニア絹織」とは昭和八年七月合併し新に「旭ベンベルグ絹織」と變形した。
- (三) 昭和三年に東洋紡績の兼營業から分離されたものだったが、昭和八年二月、また東洋紡績へ合併されることに決定した。

製 絲 業

はしがき

最近十年におけるわが蠶絲業を資本主義發展の立場から見れば、技術的進歩の跡頗る顯著なるものがあり、所謂産業合理化の推進に對し、一應の準備を進めたことは事實である。もとより手工業の域を脱せず、大小資本の群立顯著なる製絲業の技術的變革は他の近代工業の比ではない。震災火災による焼失生絲問題をきつかけとし、その損失の癒えざるにアメリカの株式恐慌を導因とする生絲恐慌は絲價を有史以來の安値に暴落せしめ、その間絲價安定融資補償法の發動があり、次いで補償絲の政府買上げといふが如き劃期的諸對策が施された。その十年間における製絲業界の受難は、合理化への促進に拍車を加へざるを得なかつた譯であるが、企業形態において近代工業の域に達し得ないわが製絲業は業界の統制の運動に一步を踏み入れながら、未だその實效を奏し得ず、懊惱のうちにこの十年間を経過したのであつた。

生絲生産消費の概観

わが國蠶絲經濟は歐洲大戰終了後をもつて一應の産業革命を完成した。大正九年の恐慌は一般商品を暴落せしめ、蠶絲業もその渦中に巻き込まれたけれども、その後

における

(一) アメリカの繁榮による生絲消費の増進

(二) 生産増殖一途の政府の蠶絲政策

は、當分の間蠶絲業の安泰を保たしめたのである。

わが國生絲はその八〇%まで外國に輸出せられ、しかも輸出額の九五%がアメリカに向けられる状態であるから、アメリカの景況如何は直ちにわが蠶絲業の死活を決定することになるが、一九二八年十月の生絲恐慌期に入るまでは殆んど消費減退の跡を示してゐない。このアメリカにおける需要増進がわが生絲の生産量を増大する有力な原因となつた。と同時に多年わが國輸出の大宗として尊重せる生絲の保護獎勵一點張りの政府の蠶絲政策が、生絲の生産増大従つて繭の生産量を増大せしめ、アメリカにおける生絲需要の増大に對應せしめた。無論この十年間のうちには、生産量の増大を阻止せしむべき諸種の對策が講ぜられたけれども、多年の惰性は容易に改められず、生絲恐慌の痛撃にうちめされて、初めて本格的に生産統制の問題が注視されるに至つた程度である。

生産増殖一途のわが蠶絲政策は獎勵、教育、取締、補助金の交附等に少からざる國費を費して、歐洲大戰中の好景氣の生産擴張によく對應し世界における獨歩の地位を占むるに至つた。即ち歐洲大戰を機とするわが蠶絲業の産業革命完成は

(一) 國際市場において歐洲絲を驅逐し

(二) 支那絲を凌駕し、遂に米國市場において獨占的地位を占むるに至り

(三) 米國絹絲業をして原料供給上の懸念を絶たしめ、その意のままに發達せしめた

戦後の反動は絲價を反落せしめたが、生絲の生産並びにその輸出貿易は減退を示すことなく生絲恐慌期に入つてもこの傾向は更まることなく持續してゐる。即ち最近十年間における生絲の生産額は八二%五を増進し、その輸出額も六二%八の激増ぶりを示してゐる。たゞ昭和四年以來の生絲恐慌期における價格激落があるため輸出金額においては

左表の如く四六%五を減ぜざるを得なかつた。

最近十年間の生糸生産輸出の推移

年	生糸生産高 (千斤)	輸出高 (千斤)	輸出額 (千圓)	増減率 (△印減)
大正十一年	元、九八五	三、四九	三、四九	△二・五
昭和六年	七、〇七	五、〇七	三、五、九三	△四・五

生糸生産と米消費との對照表 (單位千斤)

年	大正十一年を百とする指數		
	(A) 生産高	(B) 米消費高	(C) 同上日本米消費
大正十三年	四三、七三	三、七、〇一	二八、〇九
同十四年	五七、七〇	五、〇、四三	三三、〇一
昭和元年	五八、八三	五、〇、四六	三三、〇一
同二年	六七、五九	五、一、三九	三三、〇一
同三年	六二、五五	五、一、〇〇	三三、〇一
同四年	七〇、七五	六、九、七五	三三、〇一
同五年	七〇、三三	六、三、三六	三三、〇一
同六年	七〇、二六	五、四、八九	三三、〇一

かくの如く生糸生産量の増大はアメリカにおける生糸消費の旺盛に對應せる結果にほかならぬが、近年におけるアメリカの恐慌はやや退勢を示してゐるに反し、生糸の生産量は毫も減退を示さず、ここに生産消費の不均衡即ち生糸恐慌の悲劇が醸されるに至つた。

以上は生糸の生産消費の大觀であるが、更に養蠶、製絲二部門の發展概況並びに技術的改善の跡を示さなければならぬ。

養蠶業の發展と合理化

さきにも述べたるが如く、わが蠶絲政策が、多量生産主義に偏傾し従つて繭生産量の増大は、生糸生産量増大の直接原因となつたこと勿論である。この傾向は絲價激落時代に入つても容易にあらためられず、養蠶戸數従つて産繭額は逐年増加の一途を辿つて來た。その主なる原因は、(一)養蠶業の全国的普及(二)養蠶収入が、農家所得の重要な部分を占むるに至つたこと(三)桑園その他の養蠶施設を急激に縮小することの困難等々によるものであるが、就中繭價激落の影響を産繭額の増大によつて埋合せようといふ、結果において繭價低落の原因を自ら作つて來たのは現金収入の多きを望む農家としてはまたやむを得ない情勢であつた。

養蠶戸數の激増は、養蠶の副業價値に支配されたものであるが、現在においては二百萬戸を超え、しかも養蠶家の標準型たる農村の中間分子の殆んど大部分が養蠶家と稱して差支へない状態となつてゐる。桑園反別もこの十年間には五三萬町歩から六八萬町歩と一五萬町歩の増加を示してゐる。殊に産繭額の増加に至つては大正十年の六千三百萬貫より昭和七年には八千九百萬貫と四割一分の激増ぶりである。米作その他に比し養蠶經營は遙かに勞力を集約化する必要があり、かつ繭を通じての現金収入は農家所得の重要部分を占め、養蠶本業化への進展は頗る顯著となつて來たに拘らず、繭價格の暴落はかゝる養蠶經營をして一大岐路に立たしめるに至つたのである。即ち大正十四年における産繭額八千四百萬貫に對する農家の金錢的收入となるべき繭價格は實に八億二千四百萬圓の巨額に達してゐたが、昭和七年のそれは産繭額はもつと増加して八千九百萬貫となつてゐるに拘らず、繭價格は僅かに二億九千六百萬圓に過ぎなかつた。たゞこゝに注目すべきは養蠶技術の發達である。この點を如實に示すべき證左は、養蠶戸數、桑園反別、産繭額の増加に反し、掃立枚數の減少傾向である。これを一戸當りについて見ると、大正十年における九・一枚の掃立枚數は昭和七年においては八・〇七枚に減少してゐるが、一戸當り收繭額は三十五貫餘から四十三貫に激増し

てゐる。更に桑園反當りの收繭額、蠶種一枚當りの收繭額から見ても著しい技術的發展の跡がうかゞはれる。

養蠶經營の發展

	大正十年	大正十四年	昭和七年
養蠶戸數 (千戸)	一、八〇三	一、九四六	二、〇〇五
桑園反別 (千町)	五五	五九	六三
産立繭量 (千枚)	一七、四四七	一七、七三〇	一六、六三三
産立繭額 (千貫)	三、三三三	三、四九六	三、五五九
繭一戸當り額 (千圓)	四〇九、七七	八四、三五	二六、七六
▲桑園一反當り	二、九六	二、八九	三、二六
桑園反別 (枚)	九、〇	九、一〇	八、〇七
收繭額 (貫)	三、三三三	三、四九六	三、五五九
▲桑園一反當り額 (圓)	三、七〇〇	四、三三九	一、三三六
收繭額 (貫)	二、八二	一、五〇六	一、三三七
▲蠶種一枚當り額 (貫)	三、六〇	四、七三	五、三六

農村勞働の季節的分布の合理化、共同的經營組織等の合理化傾向は單に如上の收繭額に現れたのみでなく、その質的改良を少からず促進し、養蠶經營の規模擴大は益々農村における養蠶家階級の政治的地位を向上せしめ、利益擁護の政治的運動を益々盛ならしめるに至つたことも時代的特色として見のがし得ない。

製絲業の大規模化

製絲業の原料たる繭の生産量のかゝる増大は、わが國農業の特殊の經濟事情に依存すること勿論であるが、また一面において海外特にアメリカにおける生絲需要の増加が製絲

業の發展と合理化を促進せしめたことは、逸すべからざる原因でなければならない。

大戰を機として擴大せる生絲の工場生産は、すでに僅少の國用生絲のための座繰生絲を壓倒し、輸出市場において全く支配的地位を擁立するに至つた以上従來の座繰生絲については殆んど論ずる必要を見ないであらう。これを統計に徴するまでもなく、座繰生絲の絶對的激減、機械生絲の躍進的傾向は最近十年間において特に顯著なるものがあつた。

	大正十二年	昭和六年	大正十二年	昭和六年
機 械 釜場數	三、七五	三、六六	玉 糸 釜場數	八、九五
座 繰 釜場數	一、五、三六	三、九、四八	計 釜場數	七、〇三
	一、五、〇〇	七、九五		二、〇、三三
				四、八、四〇

かくてわが製絲業は大戰後益々舊式の企業形態を脱して近代的な資本を中心とする機械制工場生産の組織を擴大するに至つた。即ち機械製絲の釜場増加にも拘らず、工場數の減少を示してゐるのは、會社企業において有利なる大規模化が行はれ個人企業を壓倒するに至つたからに外ならぬ。大戰後の大體傾向として百釜以下の小經營は著しく減少し、二百釜以上の工場數の増加傾向が顯著となり、これを生絲生産高によつて見ても最近においては二百釜以上の工場によつて六〇%以上が占められ、更に大規模なる四百釜以上によつて四割の生産が擧げられつゝある。かゝる大經營の發達は必然的に生産能率を増進するに至り、大正十二年における一釜當り生産高一九貫五百匁より最近においては三〇貫を超過する有様である。もとよりかゝる能率増進の裏面には動力使用並びに煮繭、繰絲の分業等が急角度をもつて普及し、従來女工の技能と熟練のみに殆んど委ねられてゐた多くの作業中、索緒、接緒等の作業が自動式機械によつて代替せられる等の技術上の進歩が偉大な貢獻をなしてゐるのである。原研究所が發明してその完成に努めた自動製絲機械は従來に比し四倍半乃至七倍の生産能率をあげてゐるのみでなく、百斤當り百圓乃至百五十圓のコスト

切下げに成功してゐる。片倉製絲が實際化した御法川式多條繰絲機もまた從來に比し八倍の生産能率を高めてゐる。かくの如き新技術によつてわが製絲業は次第にその手工業的域を脱し、大資本下に集中化傾向を高めて來たのが少くとも概觀的に見たわが製絲業の近代史である。

養蠶業の特殊性

かくの如き原料供給部門としての養蠶業、加工部門としての製絲業の量的發展にも拘らず、原始産業としての養蠶業の統制難と製絲工業の内部的缺陷とは絲價の低落運動に對しては全くの無力を幾度か暴露しなければならなかつた。そして兩部門における技術改良、合理化の所産は結局において生絲の消費過少に當面し、生産制限の徹底し得る他の近代工業に比しヨリ大なる打撃を受けて所謂生産過剰に拍車をかけ、わが蠶絲界未曾有の絲價惨落と大滞貨の山を築いたことは特筆すべき重大事である。

こゝで、更に養蠶業と製絲業の依然たる内部的缺陷を一應記述する必要がある。それは最近十年史の最後に際會せる生絲恐慌の原因を究明することにもなり、更に將來への展望の基調ともなり得るからだ。前にも述べたる如く、わが養蠶業の發達は政府の保護、奨励、救済政策によつて益々量的に發展を遂げたのであるが、このことは決して養蠶經營が採算有利の證據にはならない。繭價格は大正十二年および十四年の十圓臺を最高値とし、昭和元年以來殆んど下落の一途を辿つて昭和五年以降には三圓臺に激落するに至つた。

しかるに繭の生産費は繭價低落に正比例せず、大正十二年、十四年、昭和元年の春繭、大正十四年の夏秋繭を除けば殆んど養蠶家は損失を招いてゐる。しからば何故に養蠶家はかゝる採算不引合の状態を持續し、繭の生産量を増大して來たのであるか。桑園を初めとし養蠶經營設備を容易に變改または縮小し得ぬこともその原因の一つであるけれども、わが農家經濟の特殊性と商品としての繭の特殊性がしからしめるものである。即ち農家經濟上における養蠶所得の重要性と、繭價の下落を量的に補填しようとする養蠶家の苦惱を露骨に示したもので、彼等は自家勞力を供給し

全國平均上繭一貫當り價格(單位圓)

年	春繭	夏秋繭	平均
大正十二年	二・四〇	九・二	一〇・〇
同 十三年	七・七	九・三	八・三
同 十四年	二・五	一〇・七	一〇・六
昭和元年	九・六	七・三	八・五
同 二年	七・八	四・七	六・三
同 三年	六・八	六・三	六・六
同 四年	七・七	六・三	七・〇
同 五年	四・〇	二・四	三・〇
同 六年	三・〇	二・六	三・〇
同 七年	二・五	四・七	三・五

繭一貫當り生産費(單位圓)

年	春繭	夏秋繭
大正十二年	九・九	一〇・五
同 十三年	八・三	一〇・四
同 十四年	七・三	八・三
昭和元年	七・七	八・五
同 二年	七・四	七・三
同 三年	六・九	六・五
同 四年	五・五	四・三
同 五年	三・七	三・五
同 六年	三・六	三・五

【備考】蠶糸同業組合中央會調

ながら、現實には無報酬に甘んじてゐるからであり、も一つは加工部門における製絲家との對立關係において常に不利なる繭價決定が行はれてをり、商品としての繭の特殊性は常に養蠶家をして弱者の地位に立たしめたからである。更に繭生産費の構成要素を見てもわかる通り桑葉代が四四%乃至四七%を占め、この桑葉生産のためにはその三七%を肥料代として支拂はなければならぬところに工業品とのシエールの犠牲となつてゐるのみか、桑葉につぐ勞力費を殆んど無償で供給しなければならぬ悲境に立ちながら、生絲恐慌期に至つては製絲家の損失を更に轉嫁されなければならなかつた。

貧困なる農民經濟に於てはかくの如くその目標を利潤とする能はず、單に所得額の多額を望まざるを得ないのみならず、製絲家との對立關係に於て常に劣勢の地位に置かれてゐることが重大なる缺陷である。されば組合製絲の勃興、繭取引の改善、養蠶實行組合の助成等、爲政者も當業者も必死の努力を傾けたが、未だ合理的統制の域に達し得ない。

昭和六年 繭生産費明細

項目	春繭		夏秋繭		春繭		夏秋繭	
	生産費	同上割合	生産費	同上割合	生産費	同上割合	生産費	同上割合
桑葉代	一・七	四・三	一・三	四・二	〇・七	四・七	〇・六	二・〇
蠶種代	〇・九	五・一	〇・八	五・五	一・〇	二・九	〇・八	二・五
勞賃	一・六	三・七	一・三	三・五	〇・五	四・一	〇・三	三・七
蠶室使用料	〇・四	三・九	〇・〇	三・一	〇・五	四・一	〇・三	三・七
器具使用料	〇・六	四・三	〇・三	三・七	三・六	一〇・〇	三・五	一〇・〇
計								
補償金								
雑費								
温室								

繭價對策

(イ) 組合製絲の勃興 組合製絲は零細なる養蠶家の出資と供繭とを基礎にし、産業組合法に準據し、免税と中央金庫の融資その他の特典を與へられ漸次に發達して來たが、養蠶業と製絲業輸出商との對立關係は中間商人の排除、製絲家の壓迫排除の旗色を鮮明するに至つたことはこの十年間における一つの特徴である。近年における組合製絲發展の概況を表示すれば次の如くである。

組合製絲發展表

年次	生糸販賣 組合數(千) 額千貫		生糸販賣 組合數(千) 額千貫		生糸販賣 組合數(千) 額千貫		生糸販賣 組合數(千) 額千貫	
	數	額	數	額	數	額	數	額
昭和元年	五七	元 五八	同	同	同	同	同	同
同 二年	五八	元 六六	同	同	同	同	同	同
同 三年	五七	元 七六	同	同	同	同	同	同
同 四年	五七	元 七三	同	同	同	同	同	同
同 五年	五七	元 七三	同	同	同	同	同	同
同 六年	五七	元 七三	同	同	同	同	同	同
同 七年	五七	元 七三	同	同	同	同	同	同

組合製絲業者はその生産生糸を直接輸出する目的をもつて昭和二年大日本生糸販賣聯合會を設立したが、全國生糸生産額の一割にも満たぬ生産状態では未だ大なる期待にそふことは出來ぬ。

(ロ) 取引の改善 繭出廻りの季節性並びに貯藏の困難は養蠶家をして製絲家からの著しい制約下に立たしめざるを得ない。繭取引の形態は養蠶家の自宅販賣から特約取引、加工販賣乃至は乾繭貯藏へと發展するに至つた。繭の

共同保管は絲價思はしからず、一時に市場へ殺到せしめて繭價が暴落する危険に備へる施設であるが、政府の保護助長にも拘らず、未だ絲價安定に多大の効果をあげ得る状態にまで進んでゐない。即ち昭和二年以來農林省は多額の養蠶應急資金を融通するとともに助成金を交附して共同繭倉庫、乾繭倉庫、乾繭施設ならびに夏秋蠶共同保管施設を奨励し、金融上の便宜をはかつたが、その取引數量は左表の如く全國産繭額の一割にも満たない。

共同繭倉庫及乾繭取引數量

年次	府縣團體 數量 對割合		府縣團體 數量 對割合	
	數	額	數	額
昭和元年	六	九三	同	同
同 二年	一〇	二二七	同	同
同 三年	三	三二四	同	同
同 四年	一七	四〇三	同	同
同 五年	一九	四八五	同	同
同 六年	二〇	五三三	同	同
同 七年	三	六八七	同	同

政府による共同繭倉庫、共同乾繭施設に對する保護奨励は繭取引方法の改善を目標にしたものに相違ないが、(一) 倉庫が過度の固定資本を擁するに至つたこと(二) トラックの發達によつて長距離の敏速なる運輸が可能となつたこと等のために一般に經營難に陥りつゝある。それは製絲資本の猛威が特約組合組織を發達せしめ原料確保の地位を確立し、一層有機的なる關聯をもつて原料繭と製絲場が結合され、商品繭の特殊性によつて自由市場を失ひつゝあることに基づいてゐるのである。

かくて、弱者たる養蠶業者の地位を安定せしむべき幾多の積極的施設は概して奏功してゐないことが明かとなつたであらう。

(ハ) その他の統制策 如上の積極的諸施設のほかに政府ならびに當業者は繭價維持調節を行ひ、繭價暴落による養蠶家の打撃少からんことに努力したこと勿論である。しかし、それは養蠶應急資金の名において間接的に前述の繭

保管を奨励したものであり、昭和七年の臨時議會を通過した桑園整理および改植補助が生産制限としてやゝ効果ある方法として認められるに過ぎない。何となれば桑園の整理改植は少くとも養蠶への糧道を一時的にもせよ絶つことが出来るからである。

更に一步を進んだ原絲種管理案は政府も當業者もその實現を期してゐるが、最近十年史の最後を彩る統制案といひ得よう。しかし最も組織的なる蠶絲業の統制策は昭和六年發布の蠶絲業組合法による養蠶、製絲、蠶種、産業組合製絲、生絲問屋、生絲輸出商の各々の單一なる縦斷的團結である。けれども蠶絲業組合は未だ漸くその組織化を終つたばかりであり、共同事業の效果を見るのは今少し將來のことに屬する。

製絲工業の缺陷

しからば製絲業の經營内容はどう改善されたか。生産設備の改善、能率増進、近代工業への躍進についてはさきに述べた通りである。製絲業は主要工程たる繰絲を女工の手に委ねなければならず、如何にそれが近代工業化し、機械化したとはいひ得ない。殊にその經營規模から見れば、製絲業の工場制手工業の域を脱し得ぬ憾みがある。即ち、新しい工場は二百釜以上のものが次第に優越となつて來たが、これと並んで百釜以下の小經營の小工場が非常に多く存在し、新設工場でも小規模の經營が減少してゐない。これを企業組織別に見ても製絲業の群立状態が如何に亂脈を極めてゐるかどわかる。左表を見よ。

規模	大正			昭和		
	十二年	元年	四年	六年	四年	六年
十釜以上五十釜未満	一、六四一	一、七七一	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九
五十釜以上百釜未満	八八	八八	九五	九五	九五	九五
百釜以上三百釜未満	六六	六六	六六	六六	六六	六六
計	一、七九五	一、九一四	二、〇四〇	二、〇四〇	二、〇四〇	二、〇四〇

企業組織別機械製絲工場数及釜数

企業組織別	大正十三年度		昭和五年度		大正十三年度		昭和五年度	
	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数
個人	一、九三三	四、七三三	一、八七〇	三、三三三	四〇〇	六、五五五	四〇〇	四、三三三
合名	六	四、八九	六	三、三三	五	四、七五	五	二、四八
合資	一七	五、九九	一七	六、七三	一	一、五〇	一	五〇
株式	四四	七、七三	四四	一〇、五七	四〇	五、二八	七	四、八三
株式合資	三	一、四	五	一、〇七	三	三、三三	三	三、七四
計	二、〇二三	二二、三三	二、〇二三	二二、三三	二、〇二三	二二、三三	二、〇二三	二二、三三

【備考】農林省蠶糸局「全國製絲工場調査」による、工場は十釜以上の分、年度は當該年の六月より翌年五月に至る期間とす。

製絲業の經營規模が弱小であるのは(一)工場の建設費が小額ですむこと(二)生産行程が主として女工の技術に委ねられ、その生産費は必ずしも大、中經營に比し嵩まないこと(三)製絲業が投機的で原料買付の巧拙に左右されたこと、(四)生絲問屋の資金前貸制度が残存してゐる等の複雑なる諸事情に基づくものといへよう。

絲價對策の無力

かくの如くであるから、製絲業の統制は早くから唱へられてゐるに拘らず、そしてまた多くの諸施設が施されたに拘らず、絲價低落に對應し得ることが出来なかつた。歐洲大戰後と雖も大正の末期頃までは絲價は暴落の後に反騰の傾向を繰返し、殊に大正十二年の年平均は百斤當り二千八圓の高値を示した。しかし、昭和に入つてからは絲價の水準は根本的に低下し、反騰は殆んど絶望の状態に陥り、昭和四年に初まつた生絲恐慌は遂に四百圓臺にまで暴落した。絲價の維持對策は主として政府の手によりまたはその援助のもとに幾度か講ぜられて來た。試みに大正九年の恐慌以來における主なる絲價對策を見よ。

横濱市場生糸相場(單位圓)(標準格、百斤)

年次	高値			安値			平均		
	高値	安値	平均	高値	安値	平均	高値	安値	平均
大正九年	三、六八	一、二八	一、六三	同	同	同	一、四六	一、三九	一、三三
同十年	一、七〇	一、四〇	一、五二	同	同	同	一、三五	一、四二	一、三一
同十一年	二、二五	一、六〇	一、九四	同	同	同	一、四二	一、二九	一、三〇
同十二年	二、三五	一、八五	二、〇〇	同	同	同	一、二九	一、三三	一、三三
同十三年	二、二六	一、五〇	一、七三	同	同	同	一、二九	一、三七	一、三三
同十四年	二、〇六	一、八三	一、九七	同	同	同	一、二〇	一、三〇	一、三三
昭和元年	一、九三	一、四一	一、五五	同	同	同	一、二〇	一、三〇	一、三三

大正九年〓千八百圓以下賣止、操短、荷受制限、出荷制限、定期市場賣禁禁止、政府融資による第二次帝蠶會社設立—生絲買収

大正十一年〓操業短縮、出荷制限、入荷制限

大正十二年〓操短、入荷制限、千七百圓以下賣止

大正十三年〓操業休止、二千二百圓以下賣止

昭和元年〓千六百圓以下賣止、操業休止、共同保管

昭和二年〓帝蠶會社設立、共同保管

昭和四年〓絲價安定融資補償法發布、操短、共同保管、強制共保

昭和五年〓絲價補償法發動、新絲先賣禁止、操短、荷受制限千五百圓以下賣止

昭和六年〓操業休止、輸出商の右違反者に對する年内生絲買入拒絶申合、銀行の操業休止違反者に對する融資拒絶申合補償限度擴張

昭和七年〓政府の滞貨生絲買上げ

かくの如く從來多く採用された絲價維持對策は共同保管または買収により、市場から一時商品生絲を吸収し、もつて絲價の回復を計らんとする應急策に過ぎなかつた。しかるに世界恐慌以來の絲價の革命的暴落は、人絹の壓迫、生絲販路の停頓による殆んど恒久的暴落であつて、從來の絲價低落とは大いにその趣を異にするものであつた。であるから、操業休止、操業短縮等の生産制限を初めとし共同保管、補償保管等による供給制限が、恐慌切抜け策に無力であり、未曾有の大滞貨を政府が多額の犠牲を拂つて買上げを行はねばならぬ始末となつた譯である。

恐慌期の對策

恐慌期における絲價對策のうち、絲價安定融資補償法の發動は最も露骨にその無力さを發揮したものであるが、今その概略を記述して置くことにする。

昭和五年三月三日横濱清算市場(十近建)先物は百五圓四十錢の安値を示し、共保維持價格千二百五十圓を下廻るに至つたので、當業者の要望により三月八日絲價委員會を開催し、昭和四年度(事業年度)十五萬梱に對する補償法の發動を見るに至つた。即ち

- 一、損失補償の條件
 - (一) 損失補償は昭和五年六月十日までに融通したる資金につきこれをなす
 - (二) 補償金額は擔保生絲一荷につき千九百圓を限度とすること
- 二、銀行の資金融通條件
 - (一) 擔保生絲一荷につき二、五〇〇圓
 - (二) 擔保生絲は農林大臣の承認を受けたる検査に合格し、その指定する倉庫に保管すること
- 三、損失補償の契約の相手方たることを得るものは、正金銀行、産業組合中央金庫、その他横濱神戸において現に生

絲を擔保として資金の融通をなす銀行にして農林大臣の指定するものたること

しかして右に關する貸附は四月五日に初まり、六月十日をもつてしめ切つたが、この期間中における貸付總計は八三九四口（一四五、七五三柵）この金額一〇四、九二五、〇〇〇圓に達した。しかしそれにも拘らず、七月に至り絲價はいよ／＼崩落して七百圓臺となるに至つて十月一日再び絲價委員會を開催して補償契約期間を昭和七年六月卅日まで延長し補償金額一荷口に對し一、六一六圓、金利倉敷料八一六圓、品質價格下平均額八〇〇圓を増加することとなつた。かくて補償絲一四五、七五三柵、帝蠶組合の共保絲四六、一〇三柵と合せ一九一、八五六柵の大滞貨の山を築いた。

この滞貨絲の處分は昭和七年四月廿五日の絲價委員會の議を経て、横濱正金銀行および旭シルク株式會社に對し融資擔保生絲賣買契約締結を認可し、もつてその壓迫から逃れようとしたが、種々なる裏面の陰謀暴露し、農林省は右契約の解除を認可し、絲價安定のため滞貨絲の買上げを斷行するため第六十二議會において絲價安定融資擔保生絲買收法を可決するに至つた。かくて、その買上絲は内外市場に絶対に賣出すことなく、新規の用途または販路開拓に努め、絲價に影響を與へざるよう今後五ヶ年間に處分することとなつた。しかして滞貨絲の難關たる政府、銀行團、製絲業者間の損失處分については左の如く決定した。

滞貨生絲損失分擔（單位千圓）	
一、政府負擔	三、六五〇
補償法によるもの	三、〇〇〇
買上げによる損失	六、五〇〇
計	九、一五〇
二、製絲業者負擔	一〇、二〇〇
計	一〇、二〇〇
三、銀行負擔	三、六五〇
金利倉敷料（自昭和六年十一月一日起至昭和七年七月末日）	三、六五〇
買上處分による損失	四、〇〇〇
計	七、六五〇
計	一〇、二〇〇

右のほか製絲業者負債にかゝる三八、五〇〇千圓の利子一一、〇〇〇千圓ならびに買上資金公債の分割交附に伴ふ利子を負擔するものとす。

蠶絲業統制計畫へ—將來の展望

強力なる斯業の統制策の緊要なることが強調されるに至つた。しかしながら

- (一) 養蠶業自身では、繭の生産制限および價格維持等の高度の統制を確保し得ぬこと
- (二) 製絲業者自身も、また現在の如き小規模經營のもとにおいては生産制限、價格維持等の高度の統制を効果的ならしめることが出来ぬこと

(三) 繭、生絲の販賣組織を今日の如く無統制のままに放任したのでは前二項の統制を益々困難ならしめること

(四) 絲價水準の低下によつて生産費切下げが絶對的に必要となりつゝあること

(五) 絲價暴落の一大原因たる人絹の壓迫に對抗するため生絲品質向上が急務となりつゝあること

等の事情に差迫られ、輸出生絲強制検査、製絲等の免許制度、蠶種業免許制度、蠶絲業組合法等の実施によつてやゝ統制計畫の片鱗を示してゐるが、更に統一ある全面的統制策として原蠶種管理案、輸出生絲販賣統制案等が政府、民間によつて考究されすでに第六十五議會に提案され可決される筈である。かくて最近十年のわが蠶絲業は、政府の政策と農業經濟の特殊性と、アメリカの需要等に基づき量的に發展をとげたのみならず、質的にも改善の跡を示したが、未曾有の生絲恐慌に當面し、統制計畫への第一歩を踏み入れることになつた。しかし特殊産業たる製絲業はなほ當分幾多の受難を経なければならぬであらう。

製糖業

はしがき

糖界は昭和七年下期より俄然好轉した。しかし最近十年といふ比較的長い目で見るならば、矢張り反動期の一語に盡きる。なぜかうした長期の受難時代を迎へねばならなかつたであらうか。領臺以來わが國の砂糖政策は増産を目標としてゐた。ジャワ糖の輸入を杜絶し自給自足計畫を樹てることが、國際貸借を維持する上にも、また一朝有事に處するためにも必要不可欠と考へられた。關稅・耕作獎勵金・一定區域における在來糖廓の禁止等々をもつて、政府は専ら臺灣製糖業の基礎確立につとめた。そのおかげで増産政策は所期の目的を達し、殆んど自給自足に近い状態となつた。極く最近には自給自足より更に一步を進めて生産過剰の傾向をすら生ずるに至つたほどである。かくの如く増産計畫は一應成功したが、その反面に生産費の節約を輕視せざるを得なかつた。世界中でわが國ほど高い砂糖を管めてゐる國民も少い。これを手近な事實に徴しても精製糖相場は八年々廿三圓見當だ。この相場が維持されてゐる根據は原料糖のコスト約六圓半、分蜜糖をつり上げるための外糖關稅五圓卅三錢、更に消費稅七圓七十五錢を算ふ。國民は砂糖を舐めるのか保護制度を舐めるのかと反問したいくらゐだ。この手篤い保護——自給自足政策のおかげで、今日の日本人は領臺前のやうに安い砂糖を舐められなくなつた譯だ。歐洲戰時は糖價が世界的に暴騰したため臺灣糖の割高も匡正され、臺灣明治等の一流會社は最高十割の高率配當を行つた

ほどである。しかし戰爭が終り、景氣が悪化するとともに世界の糖價は急落した。生産費の安い國ならばこの反動期に際しても多少の餘裕はあらう。ところがわが製糖會社は増産を第一として來ただけにコストは高い。不況の影響も自ら深刻とならざるを得ない。加ふるに戦後の産糖各社にはジャワ糖の値下損がある。内地産糖で足りない部分ならば、輸出精糖の原料はジャワより輸入してゐたが、急激な値下損のため多量のストックを擁する各社は非常な打撃をうけた。昭和二年の鈴木系破綻、臺灣銀行の休業はその主因をこゝにもつてゐる。鈴木系の東洋製糖や鹽水港製糖がジャワ糖問題にからんで如何に苦しんだかはまだ世人の記憶に生々しい。

戦後の生産過剰、コスト割高、ジャワ糖値下損の大穴。この三者は最近十年のわが糖業を不況の底に引すりこんだ主因である。勿論、會社の經營方針が堅實ならば、この不況時にも大したボロを出さずに済んだだらう。しかし好況時に増配政策をとり、また反動後も頻りに積極的擴張政策をとつたため、大正九年下期以降の業績はドン／＼低下せざるを得なかつた。

そこでおきまりの保護要望と糖業聯合會、販賣組合等のカルテル強化である。時恰も海外糖況は景氣下降の一途であつた。昭和六年チャドボーン協定の出來るまで、深刻な濫賣戦が行はれ、老大なストックの重壓下に置かれてゐたことも周知の事實である。従つて、この間の過半を爲替安の恩恵に浴しながら、本邦糖界にとつても始終ジャワ糖の脅威は絶えなかつた。七年下期以來、糖界がよくなつたのは内地需給關係の改善、關稅附加稅の設置、爲替の低落もさることながら、この外來惡材料の面目一新も見がしてはならぬ。

生産消費事情

生産方面から見ると、この十年間は重大なる一エポックを成してゐる。即ち自給自足政策がその目的を達して、逆に生産過剰の傾向さへ往々出現するに至つた。先づ生産統計を表示する。大正十一—二年度と昭和六—七年度との開きは、數量において千二百萬擔弱、パーセンテージにおいて十八割増と

なつてゐる。驚くべき増産だ。大正初頭の十年間には二百萬擔から七百萬擔に激増したが、この期間の増加は外糖の輸入節約を齎らしたのみである。しかし、最近十年の増加は量的に輸入を不用に歸せしめ、むしろコストの高い國産糖を海外にダンピングする傾向を馴致するに至つた。

(第一表) 全國砂糖生産高 (單位千擔)

年次	甘蔗糖			甜菜糖		
	臺灣	南洋	内地	北海道	朝鮮	合計
大正十一年—十二年	五,九三三	三	一,二六九	一〇八	一〇	七,三三三
同 十二年—十三年	七,五五六	天	一,三六七	三三五	六	九,三三三
同 十三年—十四年	七,九三三	一四	一,三〇二	一七	六	九,五五六
同 十四年—十五年	八,三三三	一五	一,三九九	一九	九	一〇,〇八三
昭和 一年—二年	六,八三三	三〇九	一,三九九	三六	五	八,六三三
同 二年—三年	九,六六七	一八	一,四一六	三三	九	一一,〇四〇
同 三年—四年	三,一五五	一四	一,五三三	三三	〇	五,一六七
同 四年—五年	三,五八八	三三	一,三三三	三三	〇	五,一六七
同 五年—六年	三,三三七	三三	一,三五五	三三	五	五,〇六三
同 六年—七年	一,六三七	三三	一,五五六	三三	三	三,〇〇三
同 七年—八年	二,一六	七九	一,八二九	三三	不詳	四,〇二二

【備考】 昭和七—八年期は第六回豫想

増産の内容は統計の示す通り専ら臺灣産糖の激増に基く。内地(沖繩、大東島、大島等)や北海道の甜菜糖も増加してゐるが、何分數量が少いので殆んど問題にならぬ。臺灣では在來の糖廓は殆んどその勢力を失ひ、今や新式工場をもつて、資本主義的な農工一貫作業に進んでゐる。勿論、十年前には新式工場の産糖能力三萬五千噸に對し改良糖廓および舊式糖廓がなほ二千噸を算してゐた。明治卅五年頃における舊式糖廓一、一一七噸、改良糖廓三七六噸、新

式工場三〇〇噸に比較せば非常な進歩であるが、今日はどうか。昭和七年三月末の統計では、新式工場の生産能力四一、一七八噸に對し改良糖廓は僅か一、一一〇噸、舊式糖廓に至つては全然問題にならぬ。この生産設備の變化は反面において含蜜糖の後退、分蜜糖の進出、赤糖黒糖に對する原料糖の新陳代謝を齎らしたことを意味する。臺灣の産糖はかくして飛躍期に入つた。耕作技術並びに壓搾技術の向上と相俟つて、近年の急激な増産時代を迎へた。殊に甲當收穫率および壓搾歩留率の發達はすばらしい。各社競つてこの方面の改良に腐心した賜物である。おかげで作附面積は次第に多くを要しなくなつた。不良耕地はこの機會に整理する傾向となつてゐる。收穫率、歩留率の向上した反面に耕地面積が最近増加しなくなつたのは、この事實を證する。第二表に最近十ヶ年間の臺灣産糖状態を示す。

(第二表) 臺灣産糖状態

年次	作附面積 甲	收穫高 千斤	甲當收穫 斤	原料使用高 千斤	歩高 英
大正十一年—十二年	一六,六〇〇	六,六三三,八〇〇	五,八七	六,一五,〇〇〇	九・英
同 十二年—十三年	一三,三三三	七,九三三,六九	三三,三三	七,三三,三三	一〇・英
同 十三年—十四年	一三,〇四〇	八,八三三,八三	三三,三三	八,一五,五三	九・五
同 十四年—十五年	一三,三三三	八,六〇,二四	三三,三三	七,九六,〇三	一〇・三
昭和 一年—二年	一〇,一五三	七,四〇,四八	三三,三三	六,六五,三三	一〇・三
同 二年—三年	一〇,八三三	九,六四,九六	三三,三三	八,七三,五三	一〇・九
同 三年—四年	一〇,〇四六	一三,三九,九四	一〇,三三	一一,三三,三三	一一・七
同 四年—五年	一〇,九三三	二,六八,三三	一〇,三三	一〇,六〇,六五	一一・三
同 五年—六年	九,九〇四	一〇,九四,六九	一〇,三三	九,八二,二六	一一・五
同 六年—七年	一〇,一六七	二,八三,二二	一〇,三三	二,五二,四三	一一・六

【備考】 産糖高は第一表とダブルから省略

産糖の内容における注目すべき變化は耕地白糖の増加である。明治の末年精糖會社に對抗するため、粗糖専門の鹽

水産製糖が初めて着手して以来、各社とも續々これにならひ、今では臺灣各社にして、この設備をもたないものは寥寥たる有様である。生産技術の簡便、市價の低廉、糖度に遜色のない點を特色とし、年一年と精製糖の地盤に食込んで行つた。これを七年度に終る最近十年間の變化に徴しても、耕地白糖は六十萬擔弱より百七十萬擔に即ち三倍近い激増となつてゐる。二種糖がこの期間に五割以内の増加にとまつてゐるのと對照したい。精糖の如きは引つゞく財界不況で最も深刻な打撃をうけた。昭和三年度における内地向精糖産額五、二五五千擔より連年減少して七年度は約四百萬擔にすぎなかつた。精糖本位の各社が最近十年間に續々臺灣へ進出し、寧ろ分蜜糖に重心を置きかへて、今日の業績を維持してゐるのである。

臺灣以外の産地——甘蔗糖における南洋、沖繩、大東島等——は殆ど問題にならぬほどの貧弱さである。こゝではこの十年間にめざましい發達を遂げた北海道および朝鮮のビート糖について一言しよう。北海道において、この事業に従事してゐるのは北海道製糖會社の帯廣工場と明治製糖會社の清水工場である。兩社ともその産糖状態は左の如く激増した、第三表の如し。

斷るまでもなく、北海道製糖は松方系の經營で大正八年成立、清水工場は大正九年同じ北海道製糖系を中心に日本甜菜製糖會社として生れたが、大正十二年明治製糖の大資本に併呑されてしまつた。二工場とも設立當時は無配當で悪戦苦闘をつゞけて來たが北海道廳の保護助成と工場當事者の努力で難關を切りぬけた。今日では兩社とも相當の好績をあげ、大正の傘下にある清水工場は云はずもがな北海道製糖もヤット配當實現の機運に入つた。兩社の努力もさることながら道廳農事試験場の後援、北海道拓殖計畫、その他各種の國家保護の賜物であつた。

朝鮮の甜菜糖は日糖系の資本で、大正七年大同江岸平壤に創立された朝鮮甜菜製糖會社の占むるところ、翌八年日糖本社に合併されたが、事業成績は北海道より遙かに悪い。反當收穫や歩留率は頗る不成績で前者の如きは昭和五

(第三表) 北海道産糖状態

年次	北海道製糖				明治製糖			
	面積 千町	收穫 百斤	反當收穫 斤	産糖 千擔	面積 千町	收穫 百斤	反當收穫 斤	産糖 千擔
大正十一年—十二年	三、七九	七、三五	一九八	七、三六	三、七九	一、五九	三、四一	三、三三
同 十二年—十三年	五、五二	一、五〇	三、五二	一、五〇	七、四五	二、六五	三、七〇	二、〇八
同 十三年—十四年	六、八八	一、九二	二、五〇	二、二六	三、三三	二、三三	二、三三	一、〇五
同 十四年—十五年	四、三七	一、四二	二、四〇	二、四一	七、七八	二、四二	二、四二	一、二六
昭和 一年—二年	三、九三	一、三〇	三、〇五	一、五〇	三、五三	三、四一	一、五五	一、三三
同 二年—三年	五、一六	一、四六	二、八七	一、三一	三、五二	三、五二	一、八〇	一、三三
同 三年—四年	五、三〇	一、七一	三、三二	一、〇七	三、四四	三、四四	一、七三	一、〇七
同 四年—五年	四、〇三	一、四六	三、六四	三、〇三	三、七七	三、七七	三、〇三	一、三六
同 五年—六年	四、二六	一、三九	三、三〇	二、六五	三、〇三	三、〇三	二、〇三	一、一七
同 六年—七年	四、五九	一、七四	三、〇八	一、九四	二、九六	二、九六	二、三三	一、三九

【備考】七十八年期の兩社合計産額は四〇二千擔

六年期まで北海道の半分見當だ。歩留率は十年前の六%よりヤット一〇%内外にこぎつけたがまだ臺灣や北海道より劣る。第四表に朝鮮における日糖の甜菜糖統計を掲げよう。

(第四表) 朝鮮産糖状態

年次	朝鮮製糖			
	面積 千町	收穫 百斤	反當收穫 斤	産糖 千擔
大正十一年—十二年	一、五三	一、六八	一、〇七	一、〇三
同 十二年—十三年	八、五	九、二	一、三三	六、〇三
同 十三年—十四年	八、〇	八、五	一、〇四	六、三〇
同 十四年—十五年	六、六	一、〇九	一、六八	九、三六
昭和 一年—二年	五、七	七、四	一、三三	五、三〇

氣候風土の關係、朝鮮農民の採糖業に對する適性不良、會社の勢力不足、總督府保護の薄いこと等が、この原因と見られてゐる。

次に砂糖の消費状況を見よう。一般文化の進歩に伴つて本來ならば、年々増加すべき筈のところ、昭和年間に至つて、その規則的な足どりが紊れて來た。寧ろ最近三年間は連年漸減傾向を示してゐる。第五表大藏省主税局調査の内地砂糖消費状況を見よう。

(第五表) 内地の砂糖消費状況(單位千擔)

年	内地					外糖		總計
	第一種	二種及三種	第四種	第五種	合計	第一種	他共計	
大正十二年	一,三三八	三,一三三	四,七〇三	一〇六	九,五五九	七六八	一,〇三三	一〇,五九二
同十三年	一,五〇三	三,五三三	五,二一〇	一四	一〇,五五九	三五三	五〇九	一一,〇六三
同十四年	一,七〇三	三,六八九	五,五三三	一七	一〇,九八三	三五三	五三三	一一,五一六
昭和元年	一,五〇〇	四,〇〇六	四,九三三	一五	一〇,四四五	四〇	五五	一〇,五〇〇
同二年	一,五七二	三,八六六	五,六三九	一七	一〇,〇九四	四〇	六七	一〇,一六四
同三年	一,六三三	四,四九〇	六,一六〇	一七	一二,三〇〇	六二	七七	一二,四三九
同四年	二,二三三	四,七三三	六,一六一	一六	一三,一四五	六二	四三	一三,二四〇
同五年	二,三三九	四,八四三	五,六〇一	一五	一三,三四一	一五	三七	一三,四九三
同六年	二,三三八	四,八三三	五,三九八	一五	一二,六七一	二〇	三七	一二,七六六
同七年	二,六六九	五,〇三三	五,七三三	一五	一三,四四五	九	三七	一三,五八〇

消費の減少傾向に伴つて砂糖會社は例によつて棚上協定を強化した。また供給過剰の禍根を斷つべく供給割當協定——實質上の減産協定——をもつて對抗するとともに、極力過剰糖の掃につとめた。過剰糖といへば四年度の六二二萬擔より五年度六年度と激増して七年度末は六百萬擔の多きを算した。ここにおいて、各社は過剰糖の對支ダンピン

グ政策をとつた。漫然と棚上げしておいても金利倉敷で一圓は食はれる。況んやストックの山積それ自身が値を崩す作用をもつ。多少の犠牲を覚悟しても糖界將來のためにダンピングしようといふ理窟が立つわけである。かくて久しく砂糖會社をなやました過剰糖問題も七年度をもつて一段落をつけた。八年度は臺灣霜害による生産額の激減、内地需要の復興と相まつて年末のストックは七八十萬擔にまで減ずる見込である。

生産費の内容

次に生産費問題を研究しよう。外糖の輸入防止を目標とし、國民に安い砂糖を供給することを等閑視したが、過去三十年のわが砂糖政策の根幹である。従つて、コストの切下げについては殆んど目ぼしい努力が試みられなかつた。寧ろ關稅の障壁を高めて、國産糖の價格吊上げを助成したのみ。

即ち赤糖、黒糖(色相標本一一號未滿)は十年前の二圓五〇錢より昭和七年夏の附加税で、三圓三七錢となつた(昭和二年四月の改正では据置)。また中双(一二號未滿)は十年前の三圓三五錢より昭和二年には三圓九九錢に、昭和七年には五圓三三錢と引上げられ、精糖に至つては四圓六五錢より昭和二年の改正で五圓三〇錢に、七年の改正で七圓一五錢になつてゐる。糖業の大成した今日なほ高度關稅の保護を要するかどうかはこゝに論ずべき問題でないとしても、これが間接的の市價吊上策となつて、却つてコストの切下げ、つまりジャワ糖に對する競争力の喪失となつてゐることは争へない。今日ではすでに撤廢されたが、往時には色々の保護獎勵金制度があつた。いはく肥料補助、灌漑排水補助、開墾獎勵金、種苗補助等々がそれである。これ等諸制度は大概大正十年頃まで打ち切られた。残存してゐるのは灌漑排水補助ぐらゐである。たゞ高唱したいことはこの種制度中のあるものは矢張りコスト切下げの障害となつたことだ。農作および開墾關係の補助金中にはさうした種類のものが多かつた。要するに増産第一主義が高度保護とコスト切下げ難の原因となつてゐる。

かくいつたからとて近年の砂糖生産費が往時より下つてゐないといふのではない。これを最近十年の數字に徴して

も相當の切り下げが行はれてはゐる。たゞし外糖輸入採算と照らし合せた時、臺灣分蜜糖のコストが依然として割高となつてゐるのを否認出来ない。温室産業たる點において昔と大差ない譯である。砂糖年鑑の示す新式工場の生産費累年表をみよう。第六表の如し。

【第六表】臺灣分蜜糖生産費(擔當1圓)

年次	直接費		間接費		合計
	原料代	原料諸費	製造代	販賣費	
大正十一年—十二年	五・五三	一・五五	一・三〇	〇・八一	二・五五
同 十二年—十三年	四・七三	一・九三	一・三三	一・〇三	二・〇五
同 十三年—十四年	五・〇二	二・〇四	一・七	一・三三	二・〇元
同 十四年—十五年	四・九	二・三	一・三三	一・五	二・〇七
昭和 一年—二年	五・三	二・三	一・元	〇・七	二・〇四
同 二年—三年	四・五	二・六	一・七	〇・六	二・〇七
同 三年—四年	四・三	一・九	一・三	〇・七	二・〇六
同 四年—五年	三・七	一・九	一・六	〇・七	一・八三
同 五年—六年	三・九	一・三	〇・六	〇・九	七・〇六
同 六年—七年	(推定生算費)				六・〇

これで見ると最近十年間のコスト低下は四割以上に上つてゐる、一見非常な好成績だ。しかし、この期間は經濟界が悉く収縮し、物價の如きも一般に低落した時代である。敢て砂糖のコスト低下だけをとりあげて讚める譯にも行かない。況んやコスト構成要素の内容を瞥見した時、色々の示唆に接する。節減の槍玉に擧げられたのは原料代だ。原料獲得方法は自作本位のところと小作人より買上げる場合とで多少趣が違ふ。米の高い時代には自作が利益であつた。そこで會社は耕作獎勵金その他の保護をもつて、農民を甘蔗栽培に誘はねばならなかつた。また百年の大計として蔗

園獲得のため極力手をつくす必要もあつた。しかし最近十年間は大體において米價の低落時代である。殊に最近三年間はその傾向が強い。會社は今ほど苦勞しなくとも安値原料を得ることが出来る。否折柄の砂糖供給、ストック漸増に鑑みて往年補助金をかけて開墾した耕地も、植附制限のため休作となし、耕作獎勵金の如きは漸次廢減し、原料買上代は切下げられる傾向となつた。その結果農民の甘蔗栽培は連年激減したが、會社側はコスト構成要素中その首位に位する原料費を節減することが出来た譯である。しかし最近では糖價の回復につれて、買上代の増額が農民側の要求となつてきた。また臺灣總督府方面でも頻りにこれを提唱してゐるから、或ひは原料代は明年度頃より多少膨脹するかも知れない。恐らくさうなるであらう。果して然りとせば砂糖のコスト切下げも、今日以上を期待し得ない譯である。たゞ歩留率の向上、不良耕地の處分等でいくらかその騰勢を支へる程度であらう。要するに農民への犠牲轉嫁を中心として行はれた製糖資本家のコスト切下げは最近十年間に四割強に當り、しかもこれ以上の下げ餘地は大して期待出来ないといふ有様である。ところが世界一の産糖國たるキューバのコストはこの期間に百封度當り、三弗五七仙から一弗二〇仙見當に即ち六割以上を激減してゐる。これは同國の糖業不況を意味するものではあるが、同時に國際市場における競争力の強さを物語る。ジャワ糖も歐洲ビート糖もこれに準じて相當深刻な節約を強要された。臺灣糖のコスト切下げは相對的にまだまだ主要産糖國におよばない。

甘蔗の品種改良

最近十年間の臺灣糖業はあらゆる方面にわたつて可なり長足の進歩を示してゐる。甲當收種の増大、歩留率向上、コストの切下げ等、具體的係數については前陳の通りであつた。しかしこの發達の反面には最近十年間における甘蔗の品種改善を見通してはならぬ。領臺直後に輸入されたジャワ改良種所謂ローズバンブー種は一頃全臺灣を風靡する流行振りであつたが、明治四四年、大正元年の大暴風雨以來、品質悪化し收穫量、含糖分ともに低下し、虫害にも弱い。大災後植附面積の回復を急いだため、品種の善悪を問はずに

植附けた結果である。こゝにおいて總督府と製糖會社とは協力して新種の獲得につとめ、その結果輸入されたのがジャワの實生種であつた。これは病害虫害にこそ耐へ得たが莖は細く、纖維多く、糖量もまた少く、たゞローズパンブ一種より勝つてゐるといふだけで、まだ理想的な品種といへない。大正六、七年期、はじめてこれが使用された當時は總植附面積の一割内外であつたが、その後益々普及して大正十四、五年期には従来の改良種を一掃して全面積の九割餘を占むるに至つた。しかし實生種は前記の弱點の外に、纖維の多く且つ固いため著るしく歩留率を低下させ、コストもまた大した節約とならぬ。あたかも甘蔗の競争者として有利な蓬萊米の出現するあり、蔗園の米田轉化を防ぐためには是非とも品種の改良を要する状態となつた。かくして今日の所謂ジャワ大莖種の渡來となつたのである。この品種はジャワ糖業を一新させたとまで稱せられるP・O・Jの二七一四、二七二五、二七二七、二八七八の各號であつた。このうち今日臺灣で最も普及してゐるのは二七二五號で、二八七八號は土質の關係上凡てに適するといふ譯にゆかぬ。さて大莖種は従来の實生種に比し糖分および收穫量において斷然勝る。即ち甲當收穫は新種の移植によつて増加し、歩留率は長足の進歩を遂げ、糖度も高く、その結果生産費は著しく割安となり、優に米作に對抗し得ることとなつた。この品種が初めて輸入されたのは大正十一二年期であつたが、こゝ十年間に急テンポで普及し、今日では臺灣全島殆ど大莖種ならざるはなしといふ全盛振りである。次頁にこの十年間における、品種別植附面積表によつて改良種、實生種の凋落と大莖種普及のアトを見よう。第七表の如し。

最近十年間、實生種に代つて新しい大莖種が普及したことは、これによつて一目瞭然である。しかしこの大莖種と雖も未だ完全無缺といへぬ。現にジャワではP・O・J二七二五號や七八號に満足せず、バスルアン農事試験場では不斷に新優良種の養成に力を注ぎつゝある。殊に大莖種が病氣に弱いこと、多收主義本位であつて歩留向上についてはすでに行詰り傾向のあることは注意せねばならぬ。この種の缺陷について細説することは、あまり専門的だからこゝ

(第七表) 甘蔗品種變遷表

年次	品種別面積(甲)				百分率			
	在來種	改良種	實生種	大莖種	在來種	改良種	實生種	大莖種
大正十一年—十二年	三,七〇七	三,九一八	三,〇〇五	—	三・三	三・五	八四・〇	—
同 十二年—十三年	三,七六八	三,七六六	三,七四〇	九	三・三	二・一	八五・五	未滿
同 十三年—十四年	二,六六六	三,〇〇八	一,七〇七	一,五八	二・一	一〇・四	八六・二	一・二
同 十四年—十五年	二,六六六	二,四二二	九四,三五	八,九六	二・二	九・七	八〇・四	七・五
昭和 一年—二年	二,一〇〇	一〇,九五五	三〇,三三九	—	二・一	二二・一	六六・二	—
同 二年—三年	一,五三三	三,二六七	元,二五三	五,一〇三	一・五	三三・〇	三〇・四	四六・九
同 三年—四年	一,一〇三	八,一九三	八,七七八	六,六六七	〇・九	七〇	一六・一	五九・九
同 四年—五年	八,九	三,三三三	四,五三四	九,三三九	〇・八	三〇	四二・二	九・九
同 五年—六年	一,五五〇	一,五五五	五八	三,八三三	〇・五	一・六	〇・五	九七・二
同 六年—七年	五八	五八	四	一,六二〇	未滿	未滿	未滿	九七・三
同 七年—八年	二四	二四	四	七,六六六	〇・三	—	—	九七・七

に觸れない。篤志家は河野信治氏の日本糖業發達史生産篇二五七ページ—二七〇ページを参照してほしい。今後はジャワ種の輸入よりも、土地に適した臺灣實生種の創見を目標にすべきであらう。すでに臺灣實生種と稱せられるものが、續々試験場より發表されるが、實際に植附けられてゐるものはF四號、F二號の二種、それもホンの僅かばかりだ。その他F六三號、F八四號、F八五號等も有望といはれる。いづれにしろ十分研究をすゝめて早く完全な臺灣種にしたいものである。

ジャワ糖の脅威

内地需給關係が思はしくないのでから、糖價の崩れてゆくのは無理もない。況んや國際的にみても、この十年間の糖況は甚だ面白くなかつた。わが國の糖價は原則としてジャワ糖

の輸入採算に支配される。ところがそのジャワ糖を動かしたものは何か。一九三一年チヤドボーン協定成立前までの国際的増産とキューバ、ジャワの濫賣戦であつた。その詳細はこゝで述べないが、砂糖需給の調節をはかるため国際聯盟まで動かし、またアムステルダム、ブラッセルと大がかりの産糖國會議議まで開かれた。一九三一年五月にチヤドボーン協定の出来るまで、世界糖業が如何に深刻な不況に沈んでゐたかは生産、消費、ストック統計に徴しても明らかである。第八表参照。

(第八表) 世界需給及ジャワ糖價

年次	世界需給(千噸)			ジャワ白双相場(キルギー)	
	生産	消費	持越	高(月)	低(月)
一九二二—三年	八、七四三	九、六一一	四、四三二	五、〇(三)	三、三(九)
一九二三—四年	三〇、六三三	一九、八八五	五、三三九	三、三(三)	一三、三(六)
一九二四—五年	三〇、五六六	三三、六〇〇	七、二五五	五、〇(三)	一〇、〇(六)
一九二五—六年	三〇、九六六	三三、三三三	七、八〇〇	三、八(五)	八、〇(一〇)
一九二六—七年	三〇、五六七	三三、七五五	七、六四三	四、一(三)	九、〇(七)
一九二七—八年	三〇、六六六	三三、〇九六	八、一六〇	三、七(五)	一三、〇(七)
一九二八—九年	三〇、〇七七	三三、九三〇	九、三三〇	三、〇(三)	一三、〇(七)
一九二九—三〇年	三〇、六六六	三三、三三四	一〇、五五六	三、一(九)	八、七(七)
一九三〇—一年	三〇、九三三	三三、二五五	三、三三三	八、八(九)	七、七(八)
一九三一—二年	三〇、四六六	三三、七五五	三、〇三三	七、八(九)	五、九(七)

【備考】 需給はランボーン社調査。いづれも九月—八月の年度。ジャワ糖相場は二六—七年度までピコル(百斤)建、その後は百キログラム建。

チヤドボーン協定は一九三一—三五年間におけるキューバ、ジャワの棚卸額と歐洲産糖國の輸出額とを割當て、ともかくも無統制の糖界に安定の第一鋤を入れた。協定實行の第一年度はまだ見るべき効果もなかつたが、昭和七年秋

以來漸次明るさを加へて來たのは現に目前に見る通りである。わが國の糖價に對し、この國際的光明はジャワ糖相場を通じて現れて來た。加ふるに爲替は國際糖界の大底入と殆んど時を同じうして急落歩調に轉じた。大正十二年に三四ギルダを唱へた日瓜爲替は、その後も一三〇ギルダより一〇〇ギルダの間を往來してゐたが、金再禁後急落して七年末には五〇ギルダであつた。八年三月以來小騰したと雖もなほ六〇ギルダ以下である。今日の糖價が維持されてゐるのは、七年夏の關稅三割五分附加税とこの爲替安の賜物に外ならぬ。内地産糖高は新糖一千百萬擔臺に即ち前年より四百萬擔以上の激減となつたといへ、この二條件が伴はなければ到底かうした急反撥を期待し得なかつたであらう。勿論反騰したと雖もまだ昭和三年以前に比べると安い。東西兩清算市場が出来てから日が浅いから、現在十三圓臺の糖價は一見非常な高値のやうにも思はれる。しかし現物市場における中双納税ものの足どりを見ると、ヤット五年前に復したといふところだ。第九表の如し。

(第九表) 内地糖價 (單位圓)

年次	高値(月)	安値(月)	高値(月)	安値(月)
大正十二年	三九、五(四)	一九、五(三)	同	同
同 十三年	三三、六(一〇)	一九、八(三)	同	同
同 十四年	三〇、五(九)	一八、三(五)	同	同
昭和元年	三〇、〇(三)	一七、四(一)	同	同
同 二年	三〇、八(三)	一八、三(四)	同	同
同 三年	三〇、八(一)	一五、七(七)	同	同

【備考】 東京市場現物相場—分蜜糖中双納税

生産販賣カルテル

糖業は國家の保護と固いカルテル組織の下に發達した。國家の保護—諸獎勵金、助成金、保護關稅—についてはさきに述べたからここに繰り返さない。糖業特有の堅固な

カルテル組織に關して最近の發達振りを見る。

砂糖會社は生産供給については、糖業聯合會を組織してゐる。このカルテルが出来たのは廿五年の昔、明治四十三年であつた。當時糖界の不況と臺灣の増産に挾撃されて、精糖會社に對する粗糖會社の原料糖賣込成績は著しく不利となつた。こゝにおいて臺灣、明治、鹽水港、東洋の四大會社は群小の粗糖會社を糾合して原料供給數量を割當てるとともに精糖會社たる大日本、神戸、横濱の三社に供給原料の價格統制を行はうとするに至つた。かくして臺灣糖業會が成立したのである。しかし、その後數回の糖界不況に際し精糖會社だけを目標にして、業界の改善を計ること困難となり、更に一步を進めて海運業者に對しては運賃の共同戰線を張り、農民大衆に對しては甘蔗買入上の統制を行ひ、また中央政府や總督府に對しても、糖業の代表機關として折衝を引うけることとなつた。更に社會的に見てこのカルテルの最大使命は糖業の保護要請、原價切下、供給協定を通じ間接的に市價の吊上げを行ふことにあるといはねばならぬ。聯合會成立當時の目標であつた對精糖會社關係は今日では、さして重大な目標でない。すでに明治四十年代より精粗糖を保險的に兼營する傾向となり精糖本位の日糖は臺灣に進出し横濱、神戸の兩精糖會社はそれ／＼臺灣出身の明糖、灣糖に併吞されてしまつたから、近年における糖業聯合會の最大任務は年々の供給協定であらう。毎年の開始期においてやゝ正確な産糖豫想を基礎とし、各會員會社の産糖能力に按分して國內直接消費糖、原料糖、義務輸出、棚上數量、副産物たる酒精の販賣を協定、更に直消糖については精糖、二番糖、耕地白糖等々の具體的數量を割當てゝゐる。このほか共同の試験場には甘蔗益虫の研究、害虫驅除、蔗苗養成所より配給さるゝ蔗苗の引取、輸送、配分、島内各社の需要する石炭の輸送、調査資料の蒐集發表等をやつてゐるが、これは勿論附帶事業といつた程度のものである。會員は現在臺灣（會長會社）明治、大日本、新高、帝國、鹽水港、新興、臺東、昭和、新竹、沙轆、臺南、北海道の十三社、往年の臺灣糖業聯合會はかくして沖繩、北海道をも抱擁し、單に糖業聯合會と稱するに至つた。

供給カルテルたる糖業聯合會と歩調を偕にして販賣方面を擔當するのは砂糖供給組合である。精白糖の共同販賣機關設立を提唱されたのは昭和三年三月であつた。當時砂糖市況は前陳の通り甚だ面白くない。昭和二年度糖は世界的に生産過剩となりしかも各産糖國の利害は相矛盾して容易に一致しない。糖業の「正當な利潤」を確保するため是非とも共同販賣機關を拵へようといふのが、當時水曜會（各社販賣部長の社交團體）の聲であつた。しかしこれは一朝一夕で可能な問題でない。各社販賣系統の對立、各商標の保全、朝鮮市場の處置について容易に一致しない。本來ならばかゝる機關は到底成立しさうもないが、連日の糖價下落とストックの著増は遂にこの難問を具體化させてしまつた。かくて年も押しせまつた昭和三年十二月二十九日、今日の砂糖供給組合が成立したのである。日糖社長藤山雷太氏の語をかりていへば「トラストをもつて國民の生活必需品を吊上げ、暴利を食らうとするのではない、たゞ相當の價格を維持して國家の産業、自己の産業を支持しようとする自衛策である」かくて成立した砂糖供給組合は臺灣、明治、大日本、鹽水港、新高および北海道の六社をもつて組織され、翌四年五月には中央製糖も加はつて七社となつた。この組合は本邦内に供給すべき精糖および耕地白糖（甜菜白糖も含む）の無益な競争をさけ、斯業の安定と發達をはかることを目的としてゐる。右の目的を遂げるため加盟各社の取締役（またはその代理人）をもつて協議會を組織し、こゝで一切の最高方針を議定することになつた。協議會の議決權は加入會社の持分數とし、總數の五分の四をもつて決議する。なほ從來各社の販賣權を掌握してゐた三井物産（灣糖）明治商店（明糖）安部幸商店（鹽水港）並びに日糖商務部の取扱ひについては、かなりデリケートな問題であつたが、結局供給組合の委託販賣人といふことであつた。かくの如く製糖業は糖業聯合會、砂糖供給組合の二大カルテルをもつて事實上の生産および販賣統制を行ふこととしたのである。

大会社の制覇

最後に糖業における資本の集中と大会社の制覇状況について一言しよう。この十年間の糖界不況は大體二つの遺産を残した。一は前陳のカルテル強化であり、二はここに述べようとする資本の集中である。この十年に先立つ十年は戦時および戦争直後を含む糖界好況期であつただけに、会社の濫設と設備の擴張が流行した。最近十年間はその整理期に相當する。コストの高い会社は糖價の低落に抵抗力がない、また直接生産費は安くとも負債の多い会社は糖業利潤の減少に伴つて利拂に窮することとなる。そこで、背後に財閥を擁する有力会社は、これを併呑して支配力を増大するに至つた。即ち大正十二年には明治製糖が傍系の日本甜菜糖を、大日本製糖が内外製糖を東洋製糖が大安製糖を、翌十三年は再び洋糖が丁臺製糖を合併した。昭和二年には金融恐慌の餘波を受けて往年無謀な擴張を行つたもの乃至買収合併により急激に太りすぎた大会社の没落を促すに至つた。その第一は東洋製糖である。同社は鈴木系資本を樞軸とする有数の粗糖会社であつたが、鈴木没落のため明治、日本の二大会社に分割されてしまつた。即ち洋糖工場中南靖、烏樹林兩製糖所および同区域内の固定資産一切と北海道の有地、並びに兩製糖所に屬する農事前貸金、肥料立替金等を一千九百五十萬圓で明糖に賣却した。明糖への賣却分を除く舊東洋製糖の財産は日糖に譲渡されたのである。従來精糖に偏傾してゐた日糖は、こゝに臺灣においても牢固たる地位を占むるやうになつた。臺灣、明治、大日本、鹽水港の四社で糖界の絶對勢力を形成し、更にこれに帝國、新高の二社を加ふれば資本においても生産能力においても全體の九割を超ゆ。第十表に六大会社最近一ケ年の資本收益情勢を十年前と對照し、かつ粗糖精糖兩方面における現勢を示す。

この六社の資本系統を分析せば、臺灣製糖は三井系（物産および信託の持株七萬株弱）明治製糖は三菱系（三菱合資および東京海上二萬六千株餘）帝國製糖は舊松方系、鹽水港は舊鈴木系、日糖は純然たる糖業資本蓄積の上に形成された会社、新高は日糖の子会社となる。勿論全體の株數から見れば、上記の財閥持株はさほど大きいものではない

(第一〇表) 六大会社現勢表

会社	大正十二年期				昭和七年期				現在勢力			
	拂込	益金	益率	配當	拂込	益金	益率	配當	蔗作適地	所有耕地	壓搾能力	精糖能力
臺灣	八、四七〇	二、三三〇	二七・三	一・〇	四、〇〇〇	九、三三〇	二三五	一・〇	九、五〇〇	三、三〇〇	二、八〇〇	四、〇〇〇
明治	三、〇〇〇	六、四七〇	二一六	一・八	三、八〇〇	六、七〇〇	一七六	一・〇	五、三三〇	九、三三〇	八、七〇〇	一、六五〇
大日本	二〇、〇三三	七、九九〇	三九三	二・〇	四〇、二四二	五、五五〇	一三六	〇・八	六、三〇五	一一、〇五五	九、三三〇	九三〇
鹽水港	一八、二二五	三、四四五	一九〇	一・三	一七、四七〇	一、九三〇	一一三	—	五、四九四	二六、八三三	五、三〇〇	三、五〇〇
帝國	二、三三〇	二、〇三三	一八六	〇・八	一四、四四九	一、七七七	一・九	〇・六	五、〇〇〇	一、七三三	三、〇〇〇	—
新高	一〇、七五〇	一、五三四	一四三	一・〇	一〇、七五〇	一、三三八	一・三	〇・六	三、四四四	二、五三三	三、二八四	一〇〇

が、更に金融關係、販賣關係より見るならば兩者の結合がかなり深いことを知る。極く大ザツパな系統として臺灣製糖——三井系、明治製糖——三菱系といふ風に見られてゐる。今日の糖界においてこの兩社は將に双壁だ。鹽水港は鈴木商店との融通手形、ジャワ糖買附損、多年の放漫經營がたたつて昭和五年の半額減資となり、最近やつと蘇生しかけたばかり。帝國製糖は松方系の没落以來中心勢力を失ひ、成績もまた勝れない。資力能力において灣糖、明糖に伍するものは大日本製糖だけであるが、これも業績内容は前二社ほど良くない。かくて糖界における大資本会社の制覇傾向は最近十年間において培養され、近年の糖界好轉で現實に巨大収益をあげてゐるわけである。

鐵鋼業

はしがき

鐵鋼業は昭和七年より俄然好轉した。しかし最近十年といふ比較的長い目でみるならば、矢張り反動——恐慌の時代が大部分を占む。いふまでもなく鐵鋼業が、この窮境に陥つた原因は遠く戦争時代に端を發する。經濟的には中立國として、政治的には參戰國として、双方の利益を兼併した當時、鐵鋼業の如きは最もめざましい發展を遂げた事業の一つである。需要の激増と輸入の激減により戦時の鐵鋼相場は變登りに暴騰し、遂に鉄鐵は戦前の十一倍、鋼材は十五、六倍といふ高値に上つた。これがため戦時好況期の鐵鋼界は新設會社續々現れ大正八年には官民合算して鉄鐵七九七千噸、鋼材五五七千噸とそれ〴〵戦前の三倍半乃至二倍強を増加したのである。しかもこの増設は大部分民間事業の勃興によるだけに鐵鋼界における官民の地位はスツカリ逆轉し、競争の濟んだころには民間事業が全産額の六五%（鉄鐵）乃至五五%（鋼材）を占めてしまつた。これを戦争直前の三四%（鉄鐵）乃至一五%（鋼材）に比べると全く隔世の感がある。

しかるに戦争が終るや（一）需要は内外ともに俄然急縮し（二）各交戰國の鐵鋼禁輸は解除されて、内地市場並びに南洋市場における獨占の夢が破れた。かくして、本邦鐵鋼業はこゝに受難の第一歩を踏み出した譯である。加ふるに（三）鐵鋼業本來の性質として一度擴張した生産設備は需要に應じオソレと收縮するを得ない。否好況期に計畫した

設備は皮肉にも反動期に入つてから落成取付けをみるといふ始末であつた。その後（四）大正十年には軍縮協定が出来て鋼材は最大販路を失ひ（五）不況の深化とともに各社の競争はいよいよ激甚を加へ（六）石炭カルテルの價格統制はコストの切下げを碍げ（七）好況期に配當偏傾主義の決算を行つた祟りで、建設借金の利子さへ満足に拂へない悲境に陥つてしまつた。かくて鐵鋼業は軒並に缺損を暴露し、倒産相つき、減資、合併、委任經營の續出となつたのである。この傾向を反面から解釋せば勿論鐵鋼業の資本集中といへるだらう。大正十二年迄に廢業したもの鉄鐵十二社、鋼材十社、アトに残るのは官營の八幡製鐵所と半官半民の鞍山製鐵所を除けば殆んど財閥直營の會社ばかり、即ち三井、三菱、住友、淺野、大川、大倉、澁澤等々が斯界を獨占するかの如き傾向となつたのである。しかし企業資本の集中が出来ても採算の根本事情に急激な改善を伴はないのだから、鐵鋼業を背負つて立つこと自體が、各財閥の重荷となる。借金は年々嵩む。株式資本は減價して殆んど収益を生まない。その七割乃至九割は固定化して、利潤の母——流動資本は殆んど問題にならぬ。これに見合つて負債の部では外部負債が年々に自然膨脹して、會社はその金利さへ満足に稼ぎ得ない。さきに小資本の企業を篩にかけた鐵鋼業は、否應なく第二次の整理に直面した譯である。最近十年は正にこの整理期であつた。震災、金融恐慌、金本位恐慌の激浪に揉まれてBクラスの財閥企業Ⅱ鐵鋼資本の収益蓄積の上に建てられた各社は金融資本家の前に頭が上らなくなつてしまつたのである。少數の金融資本家がノミナルな株式資本の何分の一かの債權で半身不隨の重工業資本家を拘束するに至つた。第一次、第二次と過去十五年間の大整理が進行し、鐵鋼の資本分野がハッキリするとともに政府の斯業保護政策はだん〴〵濃厚を加へた。鐵鋼業は他の事業に比して特に成績悪く、しかも斯業の經營者は他の方面の事業家に比し、社會的政治的に遙かに大きい發言權をもつてゐることに想到するならば、近年における鐵鋼保護政策の由つて立つ根據が判然すると思ふ。今度の大合同計畫——日本製鐵株式會社と雖も本質的には、この保護政策の線に沿つて動いてゐるにすぎない。それ等のコンクリート

の問題については追々説明を加へてゆくつもりである。

需給關係

(一) 鐵鑛石 原鑛の資源は鐵鋼需給關係の如何に拘らず、昔から不足してゐる。内地の産地と日とはどちらも日鐵會社の傘下に這入つたが、並びに大正九年以來休鑛して昭和五年より復活した北海道虻田鑛山の三つにすぎない。このほか仙人、栗木(ともに岩手縣)等の山もあるが前者は大正十二年以來、後者は大正八年以來、いづれも休鑛してゐる。このほか朝鮮には利源、載寧、下聖、价川、殷栗の五鑛山があり、在鮮製鐵所といへば三菱の兼二浦だけだから、生産の約半分は内地に移出される。即ち利源、殷栗、載寧の原鑛は八幡へ、价川は俱知安鑛石と混用して輪西へ積出され、たゞ下聖のみは専ら兼二浦に振向けられてゐる。しかしわが國の所要原鑛石は、これだけで

(第一表) 原鑛産額及輸移入額(單位噸)

年次	内地産額		朝鮮産額		輸移入額	
	釜石	俱知安	朝鮮	滿洲	朝鮮よ り移入	支那 海峽植民地 他共計
大正十二年	五、七五	—	三、二五	三三、七三	九、三〇	六、七六
同 一三年	五、三六	—	三、三六	三〇、三六	八、〇一	一、四一
同 一四年	五、九七	—	三、七五	三〇、九七	八、三三	一、〇五
昭和元年	四、九七	—	三、〇七	二七、〇七	八、三三	一、〇五
同 二年	五、〇八	—	三、〇七	二七、〇七	八、三三	一、〇五
同 三年	五、〇八	—	三、〇七	二七、〇七	八、三三	一、〇五
同 四年	五、〇八	—	三、〇七	二七、〇七	八、三三	一、〇五
同 五年	五、〇八	—	三、〇七	二七、〇七	八、三三	一、〇五
同 六年	五、〇八	—	三、〇七	二七、〇七	八、三三	一、〇五
同 七年	五、〇八	—	三、〇七	二七、〇七	八、三三	一、〇五

足りない。半数は屑鐵で代用するとしてもなほ鋼材および鑄物用に二八〇萬噸餘の鉄鐵を要する、原鑛に換算して二百五、六十萬噸である。この不足分は印度、海峽植民地、支那、濠洲の各地より輸移入せねばならぬ。内地、朝鮮、滿洲の鐵鑛産額、および輸移入額を示せば第一表の如し。

(二) 製鉄 次に製鉄であるが、内地でこの設備をもつものは製鐵所以下、日本製鋼所、釜石鑛山、淺野造船並びに製鐵所の委任經營會社たる東洋製鐵の五社である。(昭和九年一月、日本製鐵會社結成後は純民間事業としては淺野一社となつたわけである) 元來製鉄事業は製鋼ほど波瀾急調でなく、かつ製造も少數の大會社に限られてゐるから、市價の統制も比較的有利であつた。戦時好況期に刺戟されたる日本鋼管、日本曹達、東京鋼材の三社は電氣爐による製鉄を、古鐵および屑鐵よりの再製鉄については三菱神戸造船所、富士製鋼、隅田川精鐵、戸畑鑄物の各社で企てられたが、何れも大正十三年乃至十五年の間に中止された。本邦の製鉄業は殆んど全部骸炭鉄であつて、木炭鉄は問題にならぬ。また再製鉄については電氣爐(戸畑鑄物) 熔解爐(吾壠精鋼) の設備あれど、兩社合計二萬噸内外、このうち後者は昭和四年以後の事業であつて、まだ歴史は新しい。設備能力は依然として舊八幡製鐵所が第一位を占め、その熔鑛爐は五百噸以下骸炭鉄だけで年産七五八千噸を算す。しかし民間設備の擴張に伴ひ官民の能力比率は、この十年間においても著しく稍寄せ傾向を示してゐる。更に朝鮮には唯一の製鉄會社たる三菱製鐵の兼二浦製鐵所(九年一月末、日鐵に参加) があり、また滿洲には滿鐵の鞍山製鐵所と大倉系の本溪湖煤鐵公司があり、何れも、その製品は剩餘額の大部分内地へ移入される。しかもなほ足りない部分は、これをインドに求めるのであるが近年は日滿鮮のブロック内における産額の増加と爲替關係よりして印鉄の輸入は往年ほどの勢力をもたなくなつた。元來印鉄は價格が低廉であるから、戦後の反動期にも各製鋼會社は採算的に印鉄に走り、その輸入額も昭和四年迄は連年増加の一方であつた。かくて内地の製鉄業者はこの十年來印鉄の輸入制限運動を繼續し、これに對し製鋼業者は對角線的利害

の上から抗争をつゞけて来たが、近年の爲替安と業況の好轉に伴ひいつしか立消えとなつてしまつた。印鉄以外の輸入鉄は滿洲鉄を除けば支那鉄であるが、これは昔より全部八幡製鐵所の製鋼原料に供用されてゐる。従つて市場の競争相手としては、全く問題にならぬ。別記第二表（舊製鐵所欄には委任經營下の東洋製鐵を含む）及第三表に最近十年間における鉄鐵需給統計を掲げる。

（第二表） 鉄鐵生産及輸移入額（單位噸）

年	其他産額		輸入額		合計	需要に對する内地生産%	
	舊製鐵所	舊民間（内淺野の分）	以上計	滿鮮共計			印度
大正一	四九、三〇三	一〇、三〇三	五九、六〇六	七九、四〇〇	一、五九、〇〇六	三〇、〇三三	八、九六
同 二	四七、〇五五	一〇、九〇五	五七、九六〇	八〇、〇三三	一、五九、〇〇六	四一、九四四	七、五三
同 三	五五、九七七	一〇、二〇二	六六、一七九	九二、〇三三	一、五九、〇〇六	三六、五九九	八、八七
同 四	六〇、三三九	一〇、〇〇〇	七〇、三三九	一、三三、八〇三	一、五九、〇〇六	三九、六四〇	一〇、七七
昭和一	七〇、三三〇	一〇、〇〇〇	八〇、三三〇	一、二九、〇〇〇	一、五九、〇〇六	四三、九四七	一〇、三六八
同 二	八〇、八五五	一〇、〇〇〇	九〇、八五五	一、五三、三〇〇	一、五九、〇〇六	五九、三三四	一三、八三
同 三	七七、三六六	一〇、〇〇〇	八七、三六六	一、五三、一五五	一、五九、〇〇六	六五、〇五五	一七、五九
同 四	八五、三三三	一〇、〇〇〇	九五、三三三	一、四六、八三三	一、五九、〇〇六	四九、八三九	一〇、四三
同 五	八〇、五五〇	一〇、〇〇〇	九〇、五五〇	一、四六、八三三	一、五九、〇〇六	三九、四四八	九、二七
同 六	七三、三〇〇	一〇、〇〇〇	八三、三〇〇	一、四〇、八三三	一、五九、〇〇六	四四、四三三	二、五九
同 七	七〇、三三〇	一〇、〇〇〇	八〇、三三〇	一、四〇、八三三	一、五九、〇〇六	四四、四三三	二、五九

（第三表） 鉄鐵需給推定（單位噸）

年	供給高	輸移出		合計	推定需要	需要に對する内地生産%
		輸出	移出			
大正一	一〇、七、六七	一、六、四	三、六、七	五、三、三	一、〇、三、四六	五
同 二	一〇、一、五八	二、六、〇	四、六、〇	七、三、七〇	一、〇、四、三三	五

年	供給高	輸出	移出	合計	推定需要	需要に對する内地生産%
同 十四年	一、〇、五、五〇	二、三、五	四、三、八	六、五、三	一、〇、八、九二	六
昭和元年	一、三、三、九二	三、〇、三	四、三、四	四、六、六	一、三、九、二五	三
同 二年	一、四、二、七六	四、五	三、八、〇	四、三、五	一、四、七、四二	三
同 三年	一、八、〇、五三	四、六	四、四、八	四、九、〇	一、七、六、三六	三
同 四年	一、八、八、七	三、四	三、五、七	三、七、一	一、八、五、〇〇	五
同 五年	一、六、七、二五	一、九	五、四、三	五、四、二	一、七、一、七三	七
同 六年	一、四、二、九七	四、八	二、〇、三	二、五、一	一、四、〇、三六	五
同 七年	一、六、二、二四	—	三、三	三、三	一、六、〇、四九	三

【備考】 本表の供給高は第二表の内地産額・輸入額及鮮鉄移入額の合計を示す

（三）鋼材 最後に鋼材を見る。鑛石や鉄鐵の如く一口に述べるわけにゆかぬが、若干の特殊品を例外に大體の傾向は十年連綿として供超の懸念があつた。鋼材需要の萎縮、各社の競争は採算を無視した増産を行はしめた。殊に民間會社において、その傾向が著しい。別項の如き多邊的なカルテル強化策の行はれたに拘らず、生産の調節は容易に行はれない。昭和七年の景氣轉換迄の三ヶ年間に僅かながら、減産の傾向となつたのは昭和五年の金解禁恐慌期の現象である。民間各社の統制振りについては官民の生産比率に徴しても明らかだ。戦前の對全國比率一五%より戦争直後一躍五五%に増加した民間の鋼材差額は昭和六年において更に六三%に飛躍してゐる。これを品種別に見ると大正十五年に終る五ヶ年平均の産額は棒鋼において製鐵所一二四千噸、民間各社一六〇千噸であつたが、その後兩社の開きは年々擴大して昭和六年には官九三千噸、民三七三千噸となつてきた。鋼板はこの期間に官一二七千噸、民八一千噸より官一八六千噸（内薄鋼板六四千噸）民三七三千噸（内薄鋼板二一四千噸）に、鋼材總産額もまた官四八三千噸、民四二八千噸より、官六二八千噸民一、〇三四千噸と大きい開きを示してゐる。今日絶對量において製鐵所が多いのは形鋼、レールおよびフィッシュプレート、ワイヤロット等にすぎぬ。製鐵所の増産計畫は民業壓迫の聲に制せられ

て、比較的採算のよいものほど民間企業に委ねられ、しかもそれがやがて前記事情で不引合に陥るといふ傾向があつた。たゞこの不況十年における注目すべき現象としては外國鋼材の輸入激減である。内地設備の過大、圓價の低落、關稅引上げと外國品を抑制すべきモメントがつぎ／＼に現れた。一方需要は鮮臺兩地への移出、對滿輸出を差引いて鑛山局の統計は第五表の如き推定を下してゐる。しかしこのうちには五年度六年度の如き、それ／＼三五萬噸乃至四〇萬噸の在荷を含んでゐると見てよい。従つて近年の鋼材需給は、もはや外材を必要とせず、寧ろ内地製材のみでなほ過剩となるわけである。かうした傾向がアト二、三年もつゞけば本邦製鋼業はチリ／＼なくづしに大正九年の苦杯を嘗めねばならなかつたであらう。金解禁恐慌以來すでにさうした兆候がほのみえてゐた。そこへ昭和六年秋以來の非常時局である。需給不安の重壓に呻吟せる各製鋼會社は軒並みに生氣を盛近し、更にこれが循環的に製鐵會社や石炭會社まで潤して現にわれらの見る如き重工業景氣を招致するに至つた。なほ最近十年間の鋼材需給状態については第四表および第五表を参照されたい。

(第四表) 鋼材生産および輸移入額(單位噸)

年	生産額				輸移入額	
	棒鋼	形鋼	鋼板	鋼管	他共計	計
大正十二年	三〇九,一五〇	三三,六九	一五,一七	三六,〇四	七四,六四	七九,二七
同 十三年	二七六,八四	一六,四	一九,〇八	三六,五三	八四,三七	一,一五,四〇
同 十四年	三〇四,六三	一七,五三	二一,五一	三三,四	一,一五,六六	二,七六
昭和元年	四七,四四	一六,五七	一九,八七	四,五九	一,〇四,九八	五三,九二
同 二年	四〇,八七	一八,〇一	一九,四〇	五,四九	一,四三,三三	九三,七三
同 三年	五三,一〇七	二五,三七	二四,七〇	六,四〇	一,七〇,四九	八〇,五〇
同 四年	六三,八二	三三,五	三三,九八	七,四二	二,〇三,八〇	八四,七七

【備考】生産額合計欄には上掲の外レール、パイシユプレート、ワイヤロット、鍛鋼品、鑄鋼品、特殊鋼材等を含む

年	供給高	輸出	移出	計	指定需要	需要に對する内地生産%
大正十二年	一,五三,八五	一七,七三	八,〇七	一,三〇,〇五	一,四九,九八	五
同 十三年	一,九五,七九	七,八八	三,三七	一,八七,五五	一,九四,六四	四
同 十四年	一,五五,六九	七,三三	七,二四	一,四八,一五	一,四八,一五	七
昭和元年	二,八二,〇三	六,六四	九,八四	二,〇〇,五五	二,〇〇,五五	六
同 二年	二,三九,三五	一六,九三	一元,四五	二,二〇,八七	二,三三,六四	六
同 三年	二,四三,三六	三三,三四	一八,八〇	二,一五,八〇	二,三三,六四	七
同 四年	二,八三,九六	三五,六四	一七,〇七	二,六六,五三	二,六六,五三	七
同 五年	二,三六,六九	三〇,三	一六,五六	二,二〇,八〇	二,二〇,八〇	七
同 六年	一,九六,四六	一五,五九	一四,六八	一,八一,七八	一,八一,七八	七
同 七年	二,四八,八三	二五,七九	一四,四	二,三三,四	二,三三,四	七

(第五表) 鋼材需給推定(單位噸)

【備考】本表の供給高は第四表の生産額と輸移入額の合計を示す

年	供給高	輸出	移出	計	指定需要	需要に對する内地生産%
大正十二年	一,五三,八五	一七,七三	八,〇七	一,三〇,〇五	一,四九,九八	五
同 十三年	一,九五,七九	七,八八	三,三七	一,八七,五五	一,九四,六四	四
同 十四年	一,五五,六九	七,三三	七,二四	一,四八,一五	一,四八,一五	七
昭和元年	二,八二,〇三	六,六四	九,八四	二,〇〇,五五	二,〇〇,五五	六
同 二年	二,三九,三五	一六,九三	一元,四五	二,二〇,八七	二,三三,六四	六
同 三年	二,四三,三六	三三,三四	一八,八〇	二,一五,八〇	二,三三,六四	七
同 四年	二,八三,九六	三五,六四	一七,〇七	二,六六,五三	二,六六,五三	七
同 五年	二,三六,六九	三〇,三	一六,五六	二,二〇,八〇	二,二〇,八〇	七
同 六年	一,九六,四六	一五,五九	一四,六八	一,八一,七八	一,八一,七八	七
同 七年	二,四八,八三	二五,七九	一四,四	二,三三,四	二,三三,四	七

カルテルの發達

(一) 總説 好況時の鐵鋼業は無統制にして巨利を収め得た。しかし大正九年の反動とともに鐵鋼市價は本稿冒頭に述べた理由によつて慘憺たる落潮となつた。即ち鐵鐵は戦時の高値五五〇圓(釜石骸炭一號鉄)より三〇圓臺に、鋼板に至つては一、三〇〇圓より只の八〇圓内外に奔落、全く目も當てられぬ慘狀である。こゝにおいて政府は別項の如く關稅の引上、鉄鋼一貫獎勵金、造船用鋼材獎勵金、年産三五

千噸以上に對する免稅等々の保護を加へ、當業者また頻りにカルテルを結成して更生につとめた。この意味において鐵鋼十年史はカルテル發達史であり企業保護史であつた。後者は後廻しにして先づカルテルの歴史より研究しよう。

反動期に入るとともにこの問題は期せずして各社の共通要求となり、政府もまた斯業育成の上から何くれと斡旋の勞をとつた。純然たるカルテルといへないまでも、大正十一年末に設立された製鋼懇話會はその萌芽を成してゐる。

官民の生産協定、共販機關設立等について頻りに政府に陳情してゐた。越えて大正十四年末には官民の製鉄、製鋼、歴延業者を網羅した鐵鋼協議會が出来、後に來るべき各部門のカルテルの母體となつた。かゝる胎動期を経て大正十五年夏、初めて鉄鐵共販組合——今の共販會社の前身——と條鋼分野協定會とが成立してゐる。翌昭和二年には關東鋼材組合、三年には製鋼共同購買會、四年には、鋼材聯合會が相次いで結成された。五年以後のカルテル運動は更に猛烈だ。製鋼事業の主要部門はこの二年間にスツカリ網を張つてしまつた。即ち五年八月には日本黒板共販組合が、次いで中板共販組合、日本線材共販組合および合金鐵共同組合が出来、翌六年は恐慌の深化とともに二月に日本厚板共販組合、三月には小型山形鋼共販組合、中型山形鋼共販組合、五月にはガスパ販賣會社による販賣統制が相繼いで成立するに至つた。七年においては十一月鉄鋼兩業者の間に價格の比率協定が成立、または丸鋼共販組合が實現の運びとなつた。かくして最近六、七年間に斯業の統制機關は殆んど間然するところなきまでに整備されやうとしてゐる。左に上記の各カルテルを生産カルテルと販賣カルテルに二大別してその内容を見よう。

(一)生産カルテル この部門に屬するものは條鋼分野協定會と鋼材聯合會とである。(イ)前者は市場鋼材のうち丸鋼、角鋼、平鋼製品に對し官民において重複作業をさけて單種多産の勵行に資し、コストの低下をはかることを目的とする。大正十五年の誕生だから各カルテルのうち一番の兄貴分だ。加盟會社は製鐵所以下、釜石鑛山、富士製鋼(以上は日鐵に参加)日本製鋼、日本鋼管、東京鋼材、大阪製鐵、住友伸銅鋼管、神戸製鋼、淺野小倉製鋼、東海鋼業の

十一社を包容してゐる。その協定分野は一般市場向鋼材(製鐵所規定の特殊鋼並びに同所規定の鋼材規格値増表に列記する品種及び自家用品を除く)について左の如くきめた。即ち丸鋼は舊製鐵所五〇耗以上および九耗、民間は八耗以下十一耗より四八耗迄、平鋼は舊製鐵所七〇耗以上および三〇耗以下、民間は三八耗乃至六五耗迄、また角鋼は舊製鐵所のみ委すといふのである。成立當時より昭和五年までは各社に義務數量があつたが、今日はなくなつた。このカルテルは全生産の八五%以上を占めてゐる。(ロ)次は鋼材聯合會である。これは條鋼分野協定に基く民間側の丸鋼平鋼の生産および價格を統制しようとするもの、いはゞ前者に對する補完的性質のカルテルだ。昭和四年四月日本鋼管、大阪製鐵、釜石鑛山、神戸製鋼、淺野小倉製鋼の各社で結成したが昭和七年六月末に至り吾孺製鋼も加盟した。需給の實狀により三ヶ月毎に會員の生産クォーターを決定する。

(二)販賣カルテル 右二つを例外とせば他のカルテルは悉く販賣に關するものばかり。生産統制に觸れてゐても、それは附録の程度である。以下簡單に各カルテルの特色、變遷を列挙する。

(イ)鉄鐵共販組合は大正十五年創業、鉄鐵用原料の共同仕入、鉄鐵の共販、販賣數量および價格の協定を目的として日本製鋼、(其後鉄鐵は分離して輪西製鐵となる)釜石鑛山、三菱製鐵、(以上は日鐵参加)並びに在滿二社(滿鐵の鞍山製鐵所と本溪湖煤鐵公司)で組織された。最大生産者たる舊製鐵所はその出鉄全部を自家用とするから統制に關係なく、未加盟會社としては淺野造船を餘すのみ。しかし當社は精々二萬噸内外の市場供給力にすぎないから、實際問題として殆んど痛痒を感じない、組合結成以來約四ヶ年は相當の威力をもつてゐた。しかし昭和四年七月以降は井上デフレーション政策の影響をうけて需要は急減し、一方金解禁後の爲替反撥で印鉄の重壓が加はり、ここに所謂外注追従主義の建値を發表せざるを得なくなつた。その後金輸出は再禁され、七年夏の關稅引上と爲替激落のおかげで漸く印鉄の脅威より脱出、これを機として統制の強化をはかる目的で共販組合は一先づ解散の上七年九月、資本金百

萬圓(各社按分出资)の鉄鐵共販會社として更生した。組合時代には各社と指定販賣人との間に情勢的關係あり、こゝに抜賣の餘地があつたが、共販會社設立とともに各社の出鉄は悉く會社で買取り、然る後指定商に供給することとなつた。(ロ)合金鐵共同組合は五年十二月日本鋼管、釜石鐵山ほか特殊會社五社をもつて結成、滿鐵と珪素鐵のクォーターを定め組合の手を通じて指定販賣人に供給する仕組みである。(ハ)關東鋼材共販組合は民間分野の丸鋼につき關東三社(日本鋼管、釜石鐵山、富士製鋼)の生産協定、共販ならびに製鐵所分野の丸鋼委託販賣を行ふ。メンバーは前記三社と製鐵所、設立は昭和二年十一月である。七年一月カルテルを強化して從來の生産クォーターより生産プールのに、即ち單なる割當てから損益の共同計算主義に改めた。(ニ)中型山形鋼共販組合は六年三月舊製鐵所、日本鋼管、東海鋼業の三社で組織、未加盟會社としては住友伸銅鋼管、大阪製鐵の二社のみ。各社の販賣比率を定め組合の協定價格を以て各社に割當てる。(ホ)小型山形鋼共販組合、等邊山形鋼五〇耗乃至百耗は前記カルテルに統制され、五〇耗以下はこのカルテルに屬す。前者と同時に製鐵所、釜石鐵山(今では兩社合併したが)の間に結成、大阪製鐵だけは前者同様これにも加盟しなかつた。しかし二社だけで約八五%を占めるから、大鐵の去就はさほど問題にならぬ。協定内容もほぼ前者に準ずる。なほ中小型形鋼以外の形鋼は殆んど製鐵所の獨占だからカルテル成立の餘地はない。(ヘ)日本厚板共同販賣組合は鋼板六耗以上の生産協定と一定價格による共販を行ふ目的をもつて、六年二月製鐵所、川崎造船、淺野造船、東海鋼業の四社で組織した。これで製造業者を全部網羅した譯である。(ト)中板共同販賣組合は製鐵所と東海鋼業で組織、鋼板一〇耗乃至六〇耗の生産協定と共販協定を目的として五年十月に出來た。(チ)黒板共同販賣組合には厚物部と薄物部とがある。成立は前者六年三月、後者五年八月、メンバーは何れも製鐵所、川崎造船、中山薄鐵板、徳山鐵板、日本鋼業の五社、販賣比率を割當て組合所定の定價を以て、各社毎に販賣する趣旨は他の組合と同様だ。(リ)線材共販組合は極軟鋼線材五・五耗の生産および共販を目的として製鐵所と神戸製鋼所の間に昭和

五年十月結成された。全生産の八三%即ち約十一萬噸はカルテルに屬し、このうち三二萬噸を神戸製鋼が優先權をもち、殘餘は製鐵所に振當てられてゐる。最後に(ヌ)ガス管販賣會社は六年五月日本鋼管、住友伸銅鋼管の二社の間に結成された。他に競争者をもたぬ完全な獨占機關である。本年より新進昭和鋼管が製品を出す、これも結局はカルテルに加はることゝなるらしい。

(四)カルテルの缺陷 以上の如く本邦鐵鋼カルテルは多く共販組合である。このうち鉄鐵共販會社と關東鋼材組合を例外とせば、何れも注文を纏めて一定比率で各メンバーに分配するにすぎぬ。罰則などは比較的寛大である。販賣の實權が各社にあるから實際問題として需給次第で値を崩すこともあり勝ちだ。これが第一の缺陷である。次に鋼材全體の統制機關がないため甲のカルテルに屬するものは市況次第で、乙または丙のカルテル商品をつくり、アウト・サイドとして市場の統制を紊し易い。かゝる缺陷を補ふ目的をもつて、ここ二三年來色々のプランが出沒してゐる。

市價と採算

(一)市價の變遷 如何にカルテルをつくり、政府が手篤い保護を講じて、現實の需給状態は前述の通りだから、鐵鋼市價は年々低下する一方であつた。多くの内在的缺陷をもつカルテルの力をもつてして、この大勢に抗し得なかつたのは當然だらう。これを最近十年に徴しても連年デリ貧歩調である。たゞ大正十二年の上期は佛軍のルール占領といふ突發事變のため、鐵鋼業は世界的に小景氣を呈した。即ち丸鋼(四分)は同年上期に一六〇圓、角鋼(三分)は一六五圓、平鋼(厚二分中六分)は一六〇圓、鋼板(巾四尺長八尺厚一分)は一八二圓と、何れも大正九年乃至十年來の新高値を示現してゐる。鉄鐵市況もまたこの餘慶で二月以降六月までは七〇圓臺をガツチリ維持することを得た。しかしこの泡沫景氣は數ヶ月で終つた。夏枯閑散期に入るとともに、反動に轉じ、大正十二年末より十三年初めにかけて震災復興景氣の好調を見せたが、これも大したことはなかつた。寧ろ十三年下期より十四年にかけて復興思惑の反動として深刻な荷凭れを生じ、後述大正十五年の關稅改正をもつて

しても頽勢を支へることを得ない。デリ貧歩調の鋼材市價は昭和二年の金融恐慌前後において、遂に丸鋼八六圓、角鋼九三圓、平鋼八三圓、鋼板一〇〇圓と、大正四年以來の新安値を現現してゐる。たゞ鉄鐵のみは前年より共販組合が出来たため、五六圓内外を手堅く保合つてゐたのみ。金融恐慌以後の數年間は鐵鋼協議會を中心とする保護要望の陳情時代であつた。需給事情は依然として改良の見込なく、各社の業績は年毎に缺陷の累積である。僅かに外國市況の小康に援けられて多少市價の落調を支へたといふのが昭和三年より四上期への實際であらう。そこへ青天霹靂の如く現れたのは濱口内閣である。金解禁——爲替反騰——外材の壓迫で鋼材市價は一たまりもなく崩れた。殊にこの内閣の晩年には英國の金本位停止があり、六年下期において丸鋼五七圓、角鋼六〇圓、平鋼五七圓と戦前は勿論明治末年の恐慌時代と顔合せするばかりであつた。共販組合の統制下にあつた鉄鐵も印鉄の壓迫に堪へかねて外注追従主義に改めざるを得なくなつたのは既報の通りである。しかし今にして思へば、戦後の反動もこゝが大底であつた。鋼材各部門のカルテルも曲りながら整つた。鉄鐵鋼材とも三五萬應乃至四〇萬應の大滞貨を抱へて越年した斯界は、犬養内閣の金再禁政策に助けられてホツと一息つくことが出来た。六年十二月より俄然反騰歩調に轉じ、七年三月以來再悪化したものの、その後は七月の關稅引上げ、滿洲よりの注文増加、軍部の大盤振舞と好材料が續出するに至つた。七年秋より今日迄の鐵鋼界は十餘年振りにカラリとした日本晴れである。茲に商工省鑛山局調査、最近十年間の鐵鋼市況を表示して以上の説明を補足して置く。第六表の如し。なほこの統計中鉄鐵は釜石骸炭鉄一號品、丸鋼角鋼は昭和五年五月迄は前者四分もの、後者三分ものとする。その後は規格の改正により丸鋼一六耗以上ベース物、角鋼は一六耗以上五耗物をもつて示す。

(二)生産費の不廉 鐵鋼市況の悪化するとともに採算割れの悲鳴が上つて來た。これを各社のバランス・シートに徴しても鉄、鋼の別なく一様に悪い、大多數の會社は年々赤字の累増である。この點から見て、わが鐵鋼業は生産費

(第六表) 鐵鋼市價 (單位圓)

年	鐵			丸鋼			角鋼		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
大正十二年	三三	三三	三三	二〇	二〇	二一	一八	一三	一五
同十三年	三三	三三	三三	二〇	二〇	二一	一八	一三	一五
同十四年	三三	三三	三三	二〇	二〇	二一	一八	一三	一五
昭和元年	三三	三三	三三	二〇	二〇	二一	一八	一三	一五
同二年	三三	三三	三三	二〇	二〇	二一	一八	一三	一五
同三年	三三	三三	三三	二〇	二〇	二一	一八	一三	一五
同四年	三三	三三	三三	二〇	二〇	二一	一八	一三	一五
同五年	三三	三三	三三	二〇	二〇	二一	一八	一三	一五
同六年	三三	三三	三三	二〇	二〇	二一	一八	一三	一五
同七年	三三	三三	三三	二〇	二〇	二一	一八	一三	一五

割れだと断定しても、大した間違ひはなささうだ。勿論各社各工場ごとに生産費を異にするが、一般的に収益勘定となつたのは七年以來のこと、それまで何れも缺損であつた。昭和六年現在、鉄鐵應當りについて共販組合の調査した結果を表示せば左の通りである。

(第七表) 鉄 鋼 生産費

数量	單位	原價	数量	單位	原價
鐵	噸	一・三三	鋼	噸	一・〇〇
炭	噸	一・〇三	石灰石	噸	〇・〇〇
瀋	噸	〇・五〇	勞銀	計	四・五〇
他	噸	〇・一〇	諸掛	計	一・〇〇
以上計		一・九三	合計		五・五〇

【單位】數量は噸、その他は圓

これによれば材料費二八圓一錢、勞銀四圓五〇錢、ほかに諸掛として九圓九五錢が計上されてゐる。諸掛費の内

容は設備費銷却一圓七〇錢(三〇年賦)運賃總掛費四圓、金利一圓二五錢、利潤(拂込資本金の六分として)三圓となる。この原價計算に對しては文句も出やう。コストのうちに利潤を豫定するが如きは理窟に合はない。しかしこれを差引いても實際は儲つてをらぬ。殊に休轉熔鑄爐の諸掛費の如きを振りかけてくるならば實際の應當コストはまだ高くなるだらう、内地鉄鐵のコストに比較せば印鉄の輸着價格は遙かに低い。假りに當時のカルカタ沖渡を三二留比と押へこれに運賃七留比を加へ爲替一三三留比で換算せば二七圓九五錢にすぎぬ。この外に關稅一圓五一錢、手数料諸掛三圓を加へても、内地着三三圓四六錢である。割高な内地鉄各社が悲鳴をあげたのも無理はない。次に鋼材のコストを見る。これも各社各工場各品種ごとに一樣に論じられぬが、昭和五年商工省で調べたところでは鋼塊一應當りのコスト推定は左の通りであつた。

(第八表) 鋼塊生産費

數量	單價		數量	單價		數量	單價	
	原價	原價		原價	原價		原價	原價
銑	〇・五	四〇〇	以上計	—	四・九	石炭代及勞銀	—	三・〇
屑	〇・五	三・五	副産物	—	一・〇	計	—	五・九
其他配合材料	—	—	差引	—	四・九	【單位】	數量一應、その他一圓	—

假りにこの計算を是認するならば鋼材のコストは何ほどを要するか。こゝに棒鋼一應を製造するとして、所要の鋼塊一・五應、その代金六〇圓五九錢となる。副産物としての屑鋼を〇・一〇五應とせば金額換算三圓三〇錢弱に上るべく、差引正味原價は五七圓六五錢だ。これに勞銀費、營業費、諸掛七圓半を加ふれば六五圓を超ゆ、當時の市價は六〇圓がらみだからこれでは明らかに算盤に乗らぬ。

保護政策

(一)製鐵事業獎勵法 鐵鋼業の十年はある意味において保護政策、救済政策の歴史でもあつた。そしてこの計畫遂行の役割をつとめたものは製鐵事業獎勵法と關稅定率法の改正である。

前者の制定は遠く大正六年に遡らねばならぬ。當時一定の條件を具備する鐵鋼業に對し土地收用法の適用、所得稅營

業收益稅の免除並びに製鐵設備用機械器具の輸入免稅が制定された。その後大正十年の改正において造船用鋼材製造者に對し獎勵金交附の途を拓き、次いで大正十五年には鉄鋼一貫作業に對する特別の獎勵金を下附し、昭和六年には右獎勵期間を一部延長するに至つた。この數次の保護助成内容を一纏めにせば左の如し。(イ)一ヶ年三萬五千應以上の製鉄および製鋼能力を有する製鐵事業には本法により土地收用法の適用をうける恩典がある。この大企業助成計畫は引つゞき踏襲され、昭和六年の滿期後もなほ五ヶ年間續行されることとなつた。(ロ)營業稅、營業收益稅および所得稅の免除、年産三萬五千應以上の企業、同じく二、五〇〇應以上の電氣製鐵、坩堝製鋼および含有量萬分三以下の低磷鉄並びに能力五、二五〇應以上の鍛鋼鑄鋼事業については、設備完成より十五ヶ年の免稅期間を設けられてゐたが、これまた昭和六年に向ふ五ヶ年の延長を認められた。(ハ)大正十五年より鉄鐵に對する獎勵金、一貫作業に對する獎勵金を交附することとなつた。その金額は銑鉄のまゝ製鋼原料とする場合(自家用および製鋼業へ供給契約のある時)一應當六圓以内、なほ冷鉄として製鋼原料とする時も商工大臣がやむを得ざるものと認める場合に限り五圓以内、その他の場合は三圓以内となつてゐる。(ニ)造船用鋼材については鋼塊および鋼片に一割五分、條及竿に應當一八圓三三錢(七年六月二四圓六六錢に引上)鋼板厚さ三耗以下に二三圓三三錢(七年六月三一圓五〇錢に改正)その他の板に、一八圓三三錢、鋼筒は内徑一五〇耗以下に價格の一割八分、その他の筒に一割五分、また關稅定率法別表稅表四六二の二の特殊鋼に對し一割八分の獎勵金を與ふ。かくして、本改正實施以來の鉄鐵獎勵金交附額は昭和二年一、一四四千圓、三年一、五四六千圓、四年一、五九八千圓、五年一、二四四千圓に達し、造船用鋼材もまたこの期間に四八三千圓(二年)三五五千圓(三年)六九九千圓(四年)五八四千圓(五年)と一張一弛してゐる。受領會社は鉄鐵獎勵金が釜石、日本製鋼、三菱製鐵、淺野造船の四社。造船用鋼材で住友仲鋼、東海鋼業、川崎造船、川崎車

更に民間にあつては牧田環、中島久萬吉、今泉嘉一都の諸氏より種々の合同私案も提出された。しかし合同の大方針はよいとしても實際問題としての具體案の樹立は容易でない。合同の範圍、評價の方法、官營主義か民營主義か、民營または半官半民の場合における政府との關係等の具體策になれば容易に一致をみない。恐らく大合同計畫は議論倒れに終るだらうとみられてゐた時、非常時局が展開されて製鐵國策の確立は、いよ／＼緊急問題となつた。恰も多年この事業に努力してきた中島男が商相に迎へられたためこゝに、合同計畫は異常の熱意を以て再検討の上立案され、遂に昭和八年の通常議會に日本製鐵株式會社法の成立とまで漕ぎつけた。これで大合同の根本方針だけは出來上つた譯である。

(一) 日本製鐵會社法 この法律は附則とも全三十二條よりなるが、その要點は左の通りである。

(二) 日鐵は政府の監督下におき常任の監理官を配し臨機に必要な命令をなすを得

(三) 政府は日鐵株の半數以上を所有す。また同株は外人又は議決權の過半が外人にある法人に讓渡するを得ない

(四) 重役の選任解任、定款の變更、利益處分、社債發行、合併並に解散決議等は主務大臣の許可を要す、事業の全部または一部を改廢休止する場合もまた同じ

(五) 政府の命令事項に由り、會社に損害を與へた場合、これに相當する金額を政府所有株の配當より控除するを得

(六) 會社成立後五ヶ年以内に限り増資、合併、拂込徴收、不動産または船舶の取得のための登録税を輕減する。

全文二十四條、その要領は前記の通りである。なほ新會社の定款を抜萃すれば左の如し。

(一) 資本金三億四千五百九十四萬圓とす

(二) 總株數(株式は記名式)六百九十一萬八千八百株とし一株の拂込金五十圓とす

(三) 取締役は十六名以内、監査役は四名以内とす

(四) 決議機關としての取締役會には會長を置き、該決議の執行は社長以下(必要ありと認められた場合は副社長または常務取締役若干名)の重役に行はしむ

なほ役員については社長兼會長中井勵作(製鐵所長官) ▲常務取締役野田鶴雄(同技監) 保倉熊三郎(大阪造幣局長) ▲取締役渡邊義介(製鐵所總務部長) 黒田泰造(同化工部長) 景山齊(同鋼材部長) 磯村豊太郎(輪西製鐵) 松田貞次郎(三菱製鐵) 吉田豊彦(陸軍大將) 荒城二郎(海軍中將) 牧田環(釜石鑛山) 香村小録(同) 澁澤正雄(富士製鐵) 松本健次郎(九州製鐵) 米山辰夫(門鐵局長) 井上匡四郎(前鐵相) ▲常任監査役太田嘉太郎(大藏省管轄管財局總務部長) ▲監査役樺山愛輔(輪西製鐵) 西村小次郎(釜石鑛山) 濱田彪(三菱製鐵) 東洋製鐵は合同參加確實だが、社内善後策の關係上遅延すべく、大阪製鐵は多分参加をみるだらうが、まだ最終決定とならぬ。ゆゑに第一次合同は製鐵所以下釜石、輪西、三菱、富士、九州の一所五社といふ不成績である。

(三) 合同各社の評價 合同の評價については、製鐵事業評價審査會で詮衡することになつた。當初の評價原則は複成式(現在設備を今日の製造價格にせばいくらになるかといふ計算)と稼高式とを前者一、後者二の割合で組合せて査定評價額をつくる。稼高の資本還元率は六分とす。かくして得た査定評價額に三分二の壓縮率をかけて新會社の不當なる資産膨脹を防止するといふのであつた。しかし政府は「その後業界事情が變化した」ので右の評價方針に多少改正を加へた。即ち(一)組合せに當り稼高式の比率を半減して複成式と對等組合せとする。また(二)稼高式の資本還元率を六分より七分に引上げ(三)壓縮率も三分二から四分三に擴張することに改めた。約言すれば現實の稼高の低い製鐵業に好都合となり稼高の多い製鋼業は比較的冷遇されることとなつた。同時に壓縮率を緩和したため資産評價は勢ひ膨脹し、日鐵水ぶくれの因をなしたのである。ポロ會社の多い製鐵業をかく優遇したのは當初の製鐵五社、製鋼六社の合同方針が途中で殆んど製鐵中心に變更する外なきに至り、もしこの種製鐵會社の査定を嚴にせば、遂に製鐵

大合同は不成立に終るべく、當時の中島商相引いて齋藤内閣の面目丸潰れとならざるを得ない。不正行為の有無は知らぬが少くとも功を急ぎすぎたことが、こんな結果を招致した最大の原因といへる。九年二月五日の衆議院豫算總會において中島商相より發表された一所五社の出資財産評價決定内容は左の通りである。

(第十表) 合同評價價格(單位千圓)

製 鐵 所	合同評價價格(單位千圓)				合 計
	複成式評價	稼高式評價	組合せ評價	壓縮評價	
釜石鐵山	一八、四六三	三三、〇七一	二七、三六七	三四、九〇〇	九三、七四七
三菱製鐵	一四、四六三	四〇、五二四	七、四八九	三〇、六二七	三三、九四〇
三西製鐵	一三、七九〇	二九、三〇〇	二、五五五	二六、二四四	九三、〇七七
輪西製鐵	七、七九〇	三三、八七一	一〇、五五五	七、八四四	三、七七八
富士製鐵	二、〇三三	五、三四三	三、六八八	二、七六六	七、二七三
九州製鐵	六、四三三	二、七七一	九、三三三	六、九三三	二、七三三
合 計	三三、四三八	四四、〇七〇	三三、五五一	三九、三三四	一四〇、八五二

これを前議會において説明された前陳方式に對照せば、九鋼十割増を筆頭にいづれも著しき増加となつた。たゞ製鐵所の増加率の案外低いのに驚かされるのみである。多きは十割九割、少きも五割六割の激増を見つゝあるうちにおいて、獨り政府の事業はそれは被合同企業中唯一の優秀成績をもつもののみがタツタ一割二分増にすぎない。なほ合同参加の一所五社について評價替へによる増減實數をみるに(一)製鐵所の増額は複成式により七、一二〇千圓、稼高式により一四、六〇〇千圓、外に流動資産や未成工事の特別評價増が、前者一五〇萬圓、後者三〇〇萬圓、その他八百萬圓、以上通計約四八〇萬圓の膨脹となつた。しからば民間會社はどうか。(二)輪西製鐵は複成式、稼高式の併用による査定評價四、一五〇千圓、その他七十萬圓合計四、八五〇千圓(三)釜石製鐵は査定評價増七、六〇〇千圓、特別評價を加へて八、八八〇千圓(四)九州製鐵は稼高式により一、六四〇千圓、複成式により五五〇千圓合計二、一九

〇千圓に上り、これより特別評價減を差引き一、六四〇千圓増(五)三菱製鐵は複成式により一二〇千圓稼高式により四、二九〇千圓、合計四、四一〇千圓、これより特別評價減を差引き、正味二、二六〇千圓の増加(六)唯一の製鋼會社たる富士製鐵は複成式で九千圓、稼高式で一、二三〇千圓、この合計一、二三九千圓より特別評價額を引き純増一〇八〇千圓となる。なほ前記一所五社において参加する東洋製鐵は複成式により一、六七〇千圓、稼高式により二二三〇千圓、合計三、九〇〇千圓から特別評價減を差引いて正味三、五六〇千圓の増加となる豫定だ。要するに複成價格も稼高式の還元資本額もともに上つてゐる。前者は建設費の騰貴に歸すべく、後者は資本還元比率の改正にも拘らず現實の業績向上で増加したのである。かくして日本製鐵の資本金は一所五社の評價額三〇〇、八三五千圓、同上流動資産四五百萬圓、株式一〇五千圓、合計三四五百萬圓を突破するまでに至つた。この資産水割り評價については帝國議會で上山滿之進氏以下の痛撃したところであり、當時の中島商相もまた「日鐵は場合により將來減資するかも知れぬ」と答辯するの餘儀なきに至つた。水割り評價の事實を暗々裏に肯定したものといへぬこともない。

結局誰が儲けるか

これを参加會社と不参加會社との噸當り固定資産について見る。東洋製鐵、大阪製鐵の二社は早晩日鐵に併合されるから、前記五社にこの二社を加へて固定資産八〇、一〇〇千圓、産額は鉄鐵六十萬噸、鋼材二十八萬噸合計八十八萬噸で鉄鋼通計噸當固資九十一圓につく。これに對し日本鋼管、淺野、小倉、東海鋼業、淺野造船製鐵部の四不参加會社は固定資産合計三八、六二〇千圓、産額は鋼材につき日本鋼管二五〇噸、淺野小倉製鋼一一〇千噸、淺野造船船舶部一一〇千噸、東海鋼業五五千噸、合計五二五千噸、鉄鐵につき淺野造船製鐵部が七萬噸である。即ち不参加四社は鉄鋼通計五九七千噸の生産だから、噸當り固資六十五圓となる。これを日鐵参加の五社並びに近く参加すべき二社の合計に比較せば廿六圓方も割安だ。この非難に對し商工省鑛山局では次の如く反駁する。即ち製鉄設備の貧弱な不参加會社と高價な熔鑛爐をもつ、日鐵側との間に評價差が出るの

はやむを得ない。合併に際しては製鋼六十二圓、鉄鋼一貫百二十圓を根本原則としたのだから、平均九十一圓は必ずしも割高でない。一應尤ないひ分だが収益率の低く生産費の高い製鉄設備は將來日鐵經營上の癌種となるであらうことは確實である。なほ日鐵の企業目論見書によれば前記民間會社の分と製鐵所の分を加へると年産鉄一、九〇〇千噸（うち外賣り九〇〇千噸）鋼材一、六〇〇千噸である。これを當時の時價で計算せば一ヶ年約七千萬圓、即ち三億四千餘萬圓の資本金に對し二割見當の利益率に當る筈であつた。當時は鐵鋼市場が硬調だからこの賣値算定も強ち不當といへぬ。左の如し。（單位圓）

（第十一表） 時價と豫想價格（單位千圓）

	一月の時價		豫想價格	
	時價	價格	時價	價格
鉄丸	四・五	四・三	二五・〇	一三・七
鋼丸	六・〇	六・四	一〇・〇	八・四
大 型	一五・〇	九・四	三三・〇	三九・九
重軌條				
小 型				
ブリキ				
線 材				
厚 板				
中 板				

しかしこの調子がいつまで続くかは誰しも保證出來ないだらう。昭和七年以來、合同による豫高評價の向上を目指して各社とも著しい設備擴張を見た。どこかで反動が來れば、日鐵の數字的基礎も根本的に崩れなければならぬ。思へば危い綱渡りである。

さて日鐵の合同條件がなぜこんな醜態となつたであらうか。これは合同の成立を遮二無二急いだ結果である。換言すれば中島商相および政府の體面を汚さないことを唯一の原則として來たからであるまいか。一方で喧しくいはれるやうな綱紀紊亂の事實があるかどうか、それは知らない。しかし不當な過大評價の原因が、こゝにあると斷定するのはまだ早計だ。そんなことがあり得ないと好意に解釋しておけば、結局合同成立を急いだため、被合同民間會社から

足許を見透かされて高値で買ふこととなつたと見るほかはない。この合同で最も利益したのは從來から重工業の滓といはれた製鉄偏重の財閥である。参加會社のうち一番世帯の大きいのは三井系の輪西、釜石、三菱系の三菱製鐵だ。富士製鋼は澁澤系だがこの評價は前陳の通りあまり割高でない。九州製鋼同様製鐵所の委託經營下にあつて近く有利な條件で合併さるべき東洋製鐵は久原、安田、三井、三菱等の財閥を最大株主としてゐる。今度の合同は収益率の低い製鉄財閥を國費が救済するのだと云はれても仕方がない。

あ と が き

それはともかく、今後の製鐵業に對し日鐵がどんな統制政策をとるかど可なり問題である。不参加會社の獨占せる企業に對し、競争設備を設けること(三)各鋼材カルテルから日鐵が脱退すること(四)政府と呼應して民間會社の鉄鐵自給計畫に現に日本鋼管は目下熔鑪爐設立を願中を妨害し、また製鐵事業獎勵法を改め偏頗な待遇を與ふること等が考へられる。しかし實際問題としては何れも大したことは出來ない事情にあるらしい。現に中井社長は個人として鐵鋼協議會代表白石元治郎氏にカルテル存続に賛意を表し、また同社の重役會も一部の重役を抑へて協調主義の下に各カルテルに参加する方針をきめた。若し日鐵が挑戰的態度に出れば、第一に日鐵自體の業績を低下させてしまふ。豫定の六分配當なんか出來ないかも知れぬ。日鐵の業態悪化はとりも直さず合同政策——評價價格が間違つたからだと云ふことになつて、政府の立場も苦しい。日鐵の水ぶくれ的陣容では、到底それだけの元氣があるまい。

産銅業

産額一億圓

わが國において非鐵金屬鑛業の年産額は植民地を含めて七千萬圓乃至一億圓である。(第一表および第二表参照。)

(第一表) 本邦主要産額

年	金		銀		銅		非鐵金屬 總價額
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
大正十年	七,七三〇	九,七一九	一三〇	五,五〇一	五,九七七	三,〇〇六	五,〇〇三
同 十一年	七,五三六	一〇,〇三三	一三三	五,六六六	五,一五五	三,七五五	五,〇三三
同 十二年	七,六九一	一〇,三〇九	一三二	四,八三三	五,一〇五	三,四八七	五,〇六四
同 十三年	七,六〇〇	一〇,五九九	一三〇	五,七〇〇	六,三三三	四,三三三	七,〇六四
同 十四年	八,四三三	三,一五四	一三六	六,八三三	六,六六七	五,九四四	八,〇五五
昭和元年	九,〇九八	三,七七一	一三九	六,〇三三	六,四〇八	四,三三七	七,七五四
同 二年	九,六〇六	三,二七〇	一四〇	五,四三三	六,四〇八	四,三三七	七,七五四
同 三年	一〇,五九〇	二,四六五	一三〇	六,五六六	六,九六八	五,三三九	八,〇〇四
同 四年	一〇,四三三	一四,七四四	一三〇	六,二一九	七,五九四	六,六六二	九,〇五四
同 五年	一三,〇七七	一六,一三〇	一三三	四,五二〇	七,二二五	六,六六二	九,〇五四

同 六年 三,三三三
同 七年 三,四七七

同 六年 七,九六六
同 七年 三,五七三

同 六年 三,五九六
同 七年 五,三六六

同 元年 七,八三三

同 元年 三,一四九

同 六年 七,〇三三

【備考】 商工省年報

(第二表) 植民地産

年	朝鮮		臺灣		朝鮮		臺灣		非鐵金屬 價額合計
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
昭和元年	七,二五八	九,〇六四	一,五七〇	三,八〇〇	二,四〇〇	三,〇〇〇	一〇,五九六	一,八五五	一〇,〇六六
昭和六年	九,〇〇〇	一〇,二七〇	三,八〇〇	三,八〇〇	一〇,五九六	一,八五五	一〇,〇六六	四,〇六六	四,〇六六

【備考】 單位金銀はキログラム、銅はキロトン、價格千圓、金の數量は砂金を含む、金の價額は金、砂金、金銅の礦石の合計とす

この中主たるものは銅、金、銀、亜鉛とし、價額にして銅は六割乃至七割、金が一割乃至一割五分、その残りが銀、亜鉛、その他雜金屬により占められてゐる。前掲表に見らるゝ如く、金は大正末期から最近に至るまで極めて順當に産額を増加しつゝあり、殊に昭和七年來金價暴騰のため採金業は一躍時代の寵兒となれる觀がある。然し、本邦が代表的産産として誇り得るものは銅あるのみ、大戰後は原價廉き米銅に押され純内地向産業として躡踏せしめられてはゐるものゝ輸出力のある唯一の金屬鑛業である。雜金屬には亜鉛がやゝ見るべきものがあるが自給するに足らず、有事に際して不可缺の金屬材料たる錫、ニッケル、鉛、アルミニウム等が全く産せずあるひは微量にしか産出せぬは遺憾の上もない。

本稿は銅鑛業の最近十年を回顧することを主目的とした。然し銅鑛業に關係する限り他金屬の事情にも觸れる積りではゐる。

本邦銅業の特質

銅業は本来自然的條件に支配せられるところ大なるものであるから、若干の技術的豫備知識が必要である。世界の銅は大別して次の三つの鑛脈に屬する。(一)自然銅(二)酸化鑛(三)硫化鑛。このうち自然銅は米國大湖地方を除き殆んど産出せぬから、世界の銅鑛は酸化鑛か乃至は硫化鑛からの所産、しかして本邦の銅鑛は概ね硫化鑛である。硫化鑛は硫化鐵が主成分で、その中に銅は金銀亞鉛等の諸金屬とも含まれてゐる。硫化鑛はその種類により更に五六に分れるが、

含銅硫化鐵 日立、別子、榎峰 鑛脈鑛 足尾、生野、尾去澤 黑鑛 小阪

が重なるものである。一口にはいへないが、鑛脈鑛が概して品位高く精煉に簡單で、含銅硫化鐵がこれにつき、黒鑛は精煉に幾分違つた處理を要するのが難點だといふ。採石より精煉に至る大體は(一)選鑛(二)風燒(三)銅吹(四)粗銅の電氣精煉となる。選鑛は従來は手選または機械碎石であつたが、最近數年間に油を用ふる浮遊選鑛法が、普及して、本邦銅業の原價を著しく低下せしめたことが特筆すべきである。この方法は鑛石を粉末として油に浮べ比重を利用して鑛分を集めるのであるから貧鑛をも處理し得る點に進歩があり、足尾で最初使用せられてから、全國主要銅山にして殆どこれを採用せざるはない勢ひとなつた。前述せる如く本邦の原鑛石はすべて硫化鑛なれば、熱風を送つて硫黃を追ひ出す風燒が精煉の第一行程である。次ぎにこれを爐に入れ熔解して銅分と鐵分を分離する。この銅分はそのまゝでは品位低き粗銅であるから、電解槽に入れ電流により品位九九%以上の精銅を採取する、これで精煉行程は終るのであるが、もし第二行程の熔解流中に金銀分あるときは更に金銀を抽出する行程が進められる。

本邦における銅の精煉法は以上の如くであるが、南米や南阿に行はるゝ新式精煉法に濕式精煉法なるものがある、これは酸化鑛を風化せしめ原鑛中の銅が硫酸銅となれるときに水を加へ、硫酸銅液となしてこれより銅を採るといふ方法である。本法は革命的技術といはれるほどに精煉原價を低下せしめ、ポンド五仙の如き銅價で生産が續行され得

るも、この發明のあつたればこそである。然らば本邦銅山にこの方法が採用出來ぬかといふに、原鑛が酸化鑛でなく硫化鑛であることにより先づ望みが乏しいといはれてゐるわけである。

合理化の進行

さりながら、本邦産銅業者は濕式精煉法を利用し得ぬとはいへ、原價低下に決して不成功だつたとはいへない、前述の浮遊選鑛も一つであるが、採鑛技術に改良を加へ人力を機械に代へることによつて著しい進歩を見せてゐる。以下に示す二三の統計は金屬山全部に關するものである。銅以外金銀鉛等の生産を含むものであるが、本邦鑛山においてはそれらは副産物として採取されるのであり、資本的にも、場所的にも分離しては觀察出來ない。先づ鑛夫數の變化を見よう。

(第三表) 金屬山鑛夫數の變化

	坑内夫		坑外夫		合計
	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年	
大正十四年	三〇、四二	同	四、六二	同	三、二五
昭和元年	三〇、九六	同	四、九三	同	三、六六
同 二年	一九、九〇	同	四、六三	同	三、三九
同 三年	一九、八三	同	四、六六	同	三、六六

【備考】 本邦鑛業の趨勢による

大正末期から昭和にかけて、金屬山において使用せる鑛夫數は四萬四千乃至四萬八千人であるが、昭和六年において始めて四萬人臺を割つた。六年といへば銅界不況のかなり深刻化する年であつて、四年の四萬八千人に比し八千五百人の減少は、一部は減産に基くとはいへ合理化の強行せられたあとを見ることが出来る。實をいへば、筆者は最近の鑛夫數の減少にもつとひどいものがあるかと考へてゐた。炭坑夫數にあらはれた如き激變はこゝにはなかつた。それは炭坑に比し機械使用の困難さが強いためでもあらうし、更に一單位としての作業場が比較的に小さいといふにも基いてゐよう。然し鑛夫のポジションについて觀察すれば、さすがに機械化のあと顯著なりといへるであらう。昭和

六年と大正十四年との比較であるが、産額は銅は一割五分増加、金は五割七分増、銀は三割七分増なることを念頭に
 おいて次表を見られたい。

(第四表) 作業別産夫数

	大正十四年		昭和六年		減少率%
	採掘	選別	採掘	選別	
採掘夫	九,一四五	七,〇九〇	三	三	
支柱夫	一,八八五	一,九八三	増九	増九	
運搬夫(坑内)	六,四六六	六,三〇九	九	九	
運搬夫(坑外)	三,〇三三	二,四四五	二	二	
選別夫	四,〇七	三,九三四	四	四	
精煉夫			四,二六六	三,七〇一	三
機械夫			三,四五二	三,四五二	増一
雑夫(坑内)			二,三三〇	一,七七七	三
雑夫(坑外)			八,〇〇六	六,二四六	三

合理化は作業部面の各部に平等に行はれるものではない。結果からいへば、採掘部面と選別と精煉においてその著
 しきを見る。炭業にありては採炭、運搬、支柱夫の著しい減少を見たのであるが、金属山にあつては機械掘は出来て
 も作業面を何十米の壁面にすることは出来ない。そこで支柱夫や運搬夫の数は減らない。小規模な山が随所に稼行さ
 れる結果として種々の無駄が多い。だが精煉は大会社の精煉所において集中処理せられるから、処理方法に革命がな
 くては従業員数を減じ得るのである。精煉部の人員減は全国の産石を五、六の個所で精煉されることを考へると合理
 化が一番進んだともいへよう。

經營の高度集中

一般にいへることであるが、産業は企業集中獨占化に適してゐる。わが金属産業もその適
 例であることは次掲第五表を見よ。

金、銀、銅の三品種に従ひ九個の大産山または大精煉所をとつた結果は、金において八〇%が、上記大經營に集中
 し、銀は八四%が、銅は九五%がそれ集中してゐることがわかる。こゝに注意すべきことは、内地大精煉所には
 内地産出産のみならず植民地産石も大部分はこゝに送られるのである。例へば臺灣金瓜石の原産が佐賀關に入るが如

(第五表) 本邦九大産山産額(昭和六年)

産山名	經營者	産出額			
		金キロ	銀キロ	銅トン	總價額
佐賀關	日本産業	三,八八六	三,六四八	一〇,〇六六	一〇,一四四
日立	同	二,六〇〇	二,六〇六	八,一六一	八,一六一
尾立	古河産業	二,一六〇	一,四一〇	一四,七二四	七,〇〇〇
直島	三菱産業	一,二二三	三,七七八	六,五五六	四,七三三
佐渡	同	三,六九	四,三三〇	—	—
尾去澤(荒川)	同	二,一七	四,二二六	七,三七一	三,三三四
別子	住友銅山	一,三〇一	二,六三〇	一三,三三六	一〇,三三六
鴻巣	同	六九	五,六四五	—	一,三三二
小坂	同	五五	一七,三三三	九,六〇八	五,五六九
九大産山計	藤田産業	一〇,七六六	一四,八四六	六九,八三三	五〇,五〇六
内地合計		三三,三三三	二七,七五五	五八,八四八	六〇,七七二
右比率		八〇%	八四%	九三%	八四%

く、従つて内地産石だけであるならば、右の比率は幾分か低下するであらう。同時に内地産石と雖も必ずしも上記の
 山での所産とは限らず、小産山の經營者は産石のまゝ大精煉所に賣却するのである。それゆゑ小規模産山の数は多し
 とするも彼等には獨立性が存しない。

上表は經營の集積を示すと同時に、所有の集中、獨占化をも語るものだ。經營者欄を見よ、そこに發見せらるるも
 のは日本産業(久原財閥)古河産業、三菱産業、住友銅山、藤田産業の五つの名前だけである。實にわが金属産業は
 經營の集積と獨占化が最高段階に達してゐる。同じく産業にしても石炭業は獨占の點においてほとんども金属産業に近いが、
 經營の集積は到底金属産業におけるほど高度化してゐない。それが石炭業においては生産販賣上に度々紛糾する理由

であり、銅業において整然たる統制を誇る所以である。

産銅資本は單に採鑛より精煉に至る部面を支配するに止らない。一方は燃料資源の石炭を抑へ他方は製品の加工に及んでゐる。今、銅加工事業における産銅資本の進出振りを見るに左の如くである。

(第六表) 銅加工産業 (單位千圓)

	公稱資本	拂込資本	公稱資本	拂込資本
古河電気工業	10,000	3,500	5,000	5,000
住友伸銅管	5,000	3,000	10,000	10,000
住友電線製造所	5,000	3,500		
藤倉電線			10,000	10,000
日立製作所				

加工會社として、最大規模のものは何といつても、古河電気であらう。この會社は古河資本の支配下にあることは論をまたぬが、三菱鑛業も六萬株を投資し經營の一部に參與してゐる。加工會社を持たざる三菱としては當社を利用する便宜が與へられるし、かくて古河電気は本邦最大の原銅消費者製作者たる地位にある。(精確にはわからぬが、本邦産銅の四分一より三分一弱をこなす) ついで住友伸銅がある。住友系には他に住友電線あり傍系に藤倉電線を持ち古河、三菱と匹敵する力をなす。また日立は久原財閥の所有で電線の製作をなすが、日本鑛業の産銅は日立のみでは、到底消費しきれない。別働隊としての加工會社を持たないものは三菱のほか藤田を數へるが、小規模な歴延工場はあるやうである。

米銅市價の激變

本邦の銅は嘗つては輸出商品であつた。しかし大戰を轉機として全くの内地向産業に轉向し、同時に高率關稅の保護に頼る米銅の寫真相場が本邦銅價格を支配するに至つた。しかし、この米銅相場であるが、昭和三年まで比較的安定したものであつたが、四年に好況の波に乗りすぎたトラストの價格政策の誤りがあくまでたゞつて、今日まで大激動をつゞけて來た。その動きを見る前にちよつと米銅の世界的

地位をうかがつておかう。(第七表参照)

(第七表) 世界産銅 (キロトン)

	一九〇〇年	一九二〇年	一九二九年	一九三〇年	一九三四年	一九三九年
米	56,448	74,233	93,103	3,923	54,933	54,444
チリ	6,433	19,030	36,823	33,000	51,079	46,625
日本	6,100	5,311	7,026	6,655	19,500	14,444
日	5,500	4,374	19,928	30,500	104,055	15,555
カナダ	5,500	4,374	19,928	30,500	104,055	15,555
メキシコ	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374
其他	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374
共計	84,629	116,720	177,683	116,720	246,441	154,000

こゝにはわざと戦後よりブームの年までの數字を掲げた。戦争直後においてさへ、世界産銅の五七%、五五萬噸を獨占してゐた合衆國は一九二九年には九三萬噸といふすばらしい飛躍をなした。一九二〇年の世界産銅ならば、米國一國で殆んど全部供給し得るといふ状態で空前の記録である。だが米銅を語る場合、合衆國のみを見てはならぬ。米國銅資本は古くからカナダ、メキシコにのびてゐたが、新興のチリ諸銅山を手に入れることによつて獨占的地位は動かぬものとなつた。上表一九二九年で見ればチリは三一六千噸を産して斷然第二位にあり、これにカナダを加へメキシコを合せた時の全米銅の勢力は一、四三三萬噸で實に世界産銅額の七四%に及んだ。

米國銅界も經營の集積集中はかなり高度に進んでゐる。即ち代表的大會社としてアナコンダ、アメリカ・スマルテ、キング・エンド・レフイニング、ケネコット、ヘルプスドッチ等數個の巨大會社が君臨し、國內ならびに國外の鑛山を支配してゐる。そして彼等は米銅輸出會社を組織した。しかし當時世界銅市場の缺陷として産地市場たるニューヨークに對立して消費地市場たるロンドンがあり、こゝには米銅競争者としての南阿、歐大陸の製品が入るばかりでなくスクラップの再製銅が不規則に供給せられ、有力なる米銅トラストの輸出統制をもつてするも、却つてロンドン市場

た。昭和六年暮日本の當業者も勸誘を受け確か一割かの限産を承認したのであるが、世界限産は一割や二割なら實行可能であるとしても、それ以上はカルテル自體の崩壊を來す。七年は實に銅の世界カルテルの崩壊によつて記念された年であつたトラストが一番氣にやんだのは南阿諸嶺山で、これに米銅と近きまでの限産率を受諾せしめんとする企てが幾度かなされ、それが失敗に終ると今度は米銅トラスト自體が有力會社の脱退で動搖し初めて來た。現在では米銅輸出會社は輸出値段を公表してゐるが、最早やカルテル的値段ではなく市場追隨の相場である。銅トラストの威力とその崩壊は一個の銅事業を離れても研究さるべき問題たるを失はぬ。

しかし、銅價も無制限に下り得るものではない。七年春五仙臺に落ち、一時は五仙臺すら下るかと思はれたが、八年三月米國のインフレ轉換を契機として、久方振りの八仙への回復を見た。そこで、この五仙が底値になつたことについて一言したい。アナリスト誌上のバルボアの論文によれば、米國で一番安い原價を有するものはユター社の五仙半で、次いでネヴァダ合同社、ヘルプスダグチの七仙半、原價の安いグループを平均したところでは六仙八二であるといふ。所で米銅を脅かすアフリカ銅の原價はどうか。ロデシアコバの原價が爲替採算一封度三仙四九と發表されたことは斯界に恐怖人氣をまき起したが、バルボア氏によれば、これはそのまま受取れぬといふ。第一にアフリカ銅は粗銅で送られ電氣精煉を要するし、ロクに原價償却をやつてゐない。だからこれを米國なみに引直せばアフリカ銅の原價は三仙半にあらず七仙七六になる。同様に南阿の代表嶺山カタング、ロンアンテロブ、ロカナ、ムフリラ四社の平均原價は七仙九六で却つて米銅の三社より高いことになるといふ。そこで銅價が五仙に低迷してゐたのは極端な需要不振のためマーチナル・プロヂューサーの原價に落着いたのであるが、これは長く續くはずがない。少くも市場に必要な供給を確保するだけの、一流會社の生産を可能ならしむるまでの價格は許されねばならぬ。だとすれば五仙より八仙に復歸したことは當然であるといふ。米國のインフレ景氣の前途は必ずしも手放しの樂觀は許されない

かも知れないが、今日の八仙相場において世界の銅界は漸く安定期に入つたと見るのは不當ではないと考へられる。

本邦の銅恐慌

本邦銅價は米銅輸出値段に運賃關稅諸係りを加算した外注値段により規制せられ、何等本邦市場や生産事情を考慮したものではない。それゆゑ、米銅市價が上向けば思はぬ恩惠を蒙るが、反對に米銅の慘落に際會すれば全面的打撃を蒙るのである。

(第十一表) 本邦銅價の變動 (百兩建)

年	本邦銅價の變動 (百兩建)		
	高値	安値	平均
大正十二年	九・〇〇	七・〇〇	八・〇〇
同十三年	七・七〇	七・〇〇	七・三〇
同十四年中	七・〇〇	六・五〇	六・七五
昭和元年	六・三〇	六・〇〇	六・一五
同二年	六・五〇	六・〇〇	六・二五
同三年	六・四〇	六・〇〇	六・二〇
同四年上半期	六・三〇	六・〇〇	六・一五
同下半年期	六・三〇	六・〇〇	六・一五
同五年上半期	六・三〇	六・〇〇	六・一五
同下半年期	六・三〇	六・〇〇	六・一五
同六年上半期	六・三〇	六・〇〇	六・一五
同下半年期	六・三〇	六・〇〇	六・一五
同七年上半期	六・三〇	六・〇〇	六・一五
同下半年期	六・三〇	六・〇〇	六・一五
同八年上半期	六・三〇	六・〇〇	六・一五
同下半年期	六・三〇	六・〇〇	六・一五

本邦銅價は昭和三年まで高價は九〇圓(百兩建)を抜いたことがあつたが、概して七十五圓より八十五圓の間を下し比較的安定した相場だつた。(別表参照)本邦銅の原價は區々ではあるけれど、この七十五圓―八十五圓の相場は甚しく不利であつたとはいへない。主要嶺山では十分引合ふ相場であり、一流會社は六分より八分程度の配當を續けることが出來た。そこへ昭和四年の米銅大暴騰がやつて來たのである。彼地が廿四仙をつけたとき内地では一二三圓半を唱へた約四十圓の値上りは本邦諸嶺山を一時有卦に入らしめたことは疑ひない。だがそこに將來の禍因がつくられた、何故なら採算が遂に好化したため各地に増産計畫、休止嶺山の復活が行はれ産額を増加せしめたからである。

わが國にあつてはあまり顯著な合理化景氣といふものは出ず、僅かに電力會社による電線需要が漸増を示しつつあつたが、それも三年までが絶頂であつた。だから外來の原因による増産と内地需要とは矛盾せざるを得ない。都合の悪いことには、需要の落ちた後になつて増産が利き出すのだからストックは月を逐うて増加する。この増加するストックは金利倉敷料を食ふばかりでなく、毎期評價損を計上せねばならぬ。わが銅山會社は米銅最初の崩落により四年上期に減配したのもあつたが、大體は同年下期を轉期として稀有の受難期に入つたのである。次表は内地銅需要と在荷の動きを示せるものである。

(第十二表) 本邦銅消費(進)

昭和三 四年 五年	國內消費		同 六年 七年	國內消費	
	輸出超過	年末在荷		輸出超過	年末在荷
昭和三	九,九〇三	二,四四七	同	七,〇四三	三,〇五五
同 四年	七,三三三	二,八〇一	同	三,〇五五	七,〇九
同 五年	九,〇二二	二,九三七	同	三,二七二	二,四七二
		四,五五		三,〇三三	

前掲表の示してゐる如く、内地銅價は昭和六年下期には六十圓臺を割り、七年下期の最安値では實に四一圓五〇錢をつけた。四年の高値の三分一であり、大正末期の安定時代と比較するも半値である。本邦諸銅山主は銳意生産費低下に努めたが固よりそれで追附くものではない。百冠四一圓の如き相場で、本邦如何なる銅山でも立行かないことは、六年下期足尾を經營せる古河鑛業の赤字決算が何より明白に語るものといへやう。實に同年の如き安値が更に二年續かんか財閥事業たる本邦銅業も或は一半の崩壊を見たかも知れなかつたのである。

この恐慌に對してとつた政策として生産費低下のことは後に一括して示さう。こゝでは、わが銅カルテルの活動について語りたい。前表に昭和五年以降わが銅貿易が出超に轉じたるを示したが、この輸出は内地在荷を減ずるための海外ダンピングであつた。最初は米銅トラストへ引取つて貰ふ形式であつたが、後トラストの輸出値段でロンドン市

(第十三表) 本邦主要鑛業會社成績表(金額單位千圓)

大正十五 昭和二 三年 四年 五年 六年 七年 八年	日本鑛業	三菱鑛業		古河鑛業		
		利益	配當率	利益	配當率	
大正十五年下	一,六〇九	七分	二,九〇	八分	一,四二	六分
昭和二年下	二,三三二	七分	三,五二	八分	一,六八	八分
同 三年下	一,九五四	七分	三,四三	九分	二,七五	九分
同 四年下	二,二六	七分	三,七二	九分	二,八七	一分
同 五年下	一,三六	缺	一,六五	六分	四三	—
同 六年下	一,〇七	缺	一,三〇	四分	三三	—
同 七年上	二,三三	五分	一,六七	四分	三三	—
同 七年下	三,七六	八分	二,三三	五分	九九	繰越
同 八年上	四,三三	一分	四,〇四	八分	九九	繰越
同 八年下	五,七六	三分	五,三九	一分	發表せず	繰越

【備考】 拂込資本金は日本鑛業五千萬圓(四年以前は久原鑛業の分)八年夏七千五百萬圓全額拂込に増資、三菱鑛業六千二百五十萬圓、古河鑛業は二千二百五十萬圓、利益金は償却前のもの、但し三菱は償却後

場へ送つた。この相場は内地相場より關稅(噸一五七圓)および運賃を引いたものであるから、いづれも生産費を切り込むこと數百圓におよんだのである。だがダンピングは電銅のみではなかつた。加工品として、電線、銅板、真鍮として東南洋市場に輸出した。貿易統計によれば昭和五年にはこれら銅製品が一千七百萬圓、六年には一千六百萬圓七年には一千五百萬圓と出てゐる。

銅界好轉と本邦代表銅山の生産費

世界銅市場は一九三三年春に漸く安定期に入りかけたが、日本の銅事業はそれより一年早く安定した。といふのは再禁止によりドル爲替の騰貴せるためであつて、米銅市價のその後の顛落は爲替により緩和され、あるひは内地銅價の逆行高さが可能

になつた。またこれに加へて七年六月爲替關稅の賦課もきいてゐる。三割五分附加税がつくことになつたので、電銅百疋當り關稅は一五圓七五錢である。かくて四六圓七五錢（六年下期）の内地市價は五五圓一二錢（七年以上期平均）になり七〇圓一三錢（七年下期平均）に進んだ。七年下期から軍事豫算の大膨脹につれ、銅需要がまた著しく増加した。ストックは同年末三〇〇〇噸にまで低下し月産額の半分以下となり、むしろ品がすれを感ずるくらゐとなつたから、十一月をもつてダンピング輸出を停止した。爲替安、軍需景氣、米銅の回復といふ三拍子揃つた本邦銅界の最近は、小康期といふより銅景氣といふに近いくらゐである。が、最近の事情についてはわざと省略する。

銅界が安定期に入ると、今度は過去數年の受難時代の原價切下げの努力が著しく利いて來た。技術的合理化の進行振りは初めに報告した通りである。それに勞銀も安くなり、藥品燃料の一切が安くなつてゐるので、今日本邦銅の生産費は豫想以上安くなつてゐる。特筆すべきは不況時代に副産物たる金銀の増産に力を入れたことである。解禁時代には金は一匁五圓以上に賣れないが、それでも銅に比し直ちに資金化され、また産金事業を名目に低利資金も得られ

本邦某銅山における電銅山元生産額（一〇〇疋當り）

年次	總經費		年次	總經費	
	指數	金額		指數	金額
大正十二年上	100	55.0	同	100	67.0
同 十三年上	113	62.5	同	118	75.0
同 十四年上	126	70.0	同	128	82.0
同 十五年上	129	73.0	同	133	85.0
昭和 二年上	133	76.0	同	135	88.0
同 三年上	137	79.0	同	139	91.0

【備考】本店費償却費を除外せるもの

た。かうして年々金銀産額を増してゐるうちに再禁止で金價格は暴騰し、最近は一匁につき十一圓四錢の高値さへつた。金銀賣上代金は副産物でそれ自體原價がなく、賣ただけ電銅の原價が低下するのである。（金銀産額の増加は前出）別表の如く、本邦某銅山における山元原價は副産収入を控除せるときは、百疋三七圓九五錢である。八〇圓の市價で賣れば四二圓の利益、もつとも本社費償却費を見込んでないから、これを十七、八圓と押へてなほ廿五圓の純益になる。山元生産費は勿論、鑛石の品位により、含有金銀量により、精煉量により異なり、一鑛山の例で全般を推す譯にはいかない。しかし同一鑛山における累年の變化は他鑛山にありてもほとゞ同様と見るを得べく、本邦銅業の發展を知る好き資料たるべしと信じ、これを附記して本稿を終る。

石炭業

戦争景氣の餘弊

炭業十年史の掩ふところの期間は直接大戦後の反動期に連つてゐる。自來十年間わが炭業界に好景氣時代といふものは一度も現はれない。強ひて求むれば大正十四年は自由操業の時期で需給のバランスが取れ昭和三、四年までの約五年が小康期である。小康期の前後五年はいづれも慘憺たる不振時代で、七年の如きある意味で、わが炭礦資本の生死を賭けた苦闘の年と評さるべきであつた。

戦時石炭界のブームが如何に戦後整理を困難ならしめたかの概念として二三の事實を示す。

(第一表) 九州塊一等炭東京相場(一英噸建)

年	六月	十二月	年	六月	十二月
大正三年	八・三	八・六	同 八年	三・五	三・六
同 六年	三・六	三・七	同 九年	三・六	三・八
同 七年	三・三	三・三	同 十年	三・三	三・三
			同 十一年	三・三	三・三
			同 十二年	三・三	三・三
			同 十三年	三・三	三・三

消費地渡し炭價は運賃積卸費を含み正確なる炭價の標準となし得ざるも、戦時炭價暴騰の大勢は察知するに足る。即ち戦前噸當り八圓八〇錢臺の炭價は七年末三九圓に奔騰し、八年にやゝ小緩みたるも九年中はなほ三〇圓臺を維持した。十年に入り炭價は大暴落を演じたが、こは石炭業については恐慌影響が一年以上遅れてあらはれるのが普

通であるからである。この年五月石炭鑛業聯合會の結成がなり最初の全國操短が實施せられた。

炭價の騰貴に促されて産炭額は激増した。戦前わが産炭額は漸く二千萬噸に達したのであつたが、五年にして大正八年のそれは三、一二七萬噸に上つた。輸出炭は大正二年の三九〇萬噸より八年の二〇三萬噸とほぼ半減し、前記の増産と輸出減とで内地消費は、一、二〇〇萬噸以上増加することを示してゐる。周知のやうに炭坑業は需要に應じて直ちに擴張が困難である。それが一方に炭價の暴騰を惹起するのであるが、他面そのゆゑに鑛區の投機、貧坑の開發、鑛夫の争奪と賃銀騰貴、小會社の濫立、償却を無視せる濫掘と高率配當等の諸弊害を生み易いのである。事實大戦中の増産はそれ自身として、わが産業基礎の劃期的成長に對し過大であつたとはいへない。しかし戦時ブーム中の過大なる資産評價、償却無視、弱小炭坑主の増加こそが戦後整理における難點中の難點であつた。それなくんばわが

(第二表) 石炭鑛業會社成績(單位千圓)

年	社數	出資額 公稱資本	積立金	純益	配當金	純損
大正十二年	一〇七	四二六、八九四	元、九七五	一八、〇五五	?	三、〇三三
同 十三年	七	四〇〇、六四一	三、〇二六	一三、九八七	?	四、三五五
同 十四年	九	三六、九四五	四、〇三九	二、一七	八、六三	三、八〇九
昭和元年	七	三三、四五〇	六、三三〇	七、四九八	五、三六	五、八八
同 二年	七	三四、三五五	七、七七一	九、四九五	六、〇七八	八、三四三
同 三年	一五	三六、四三三	六、六六八	一一、七二	七、二四二	一、三〇一
同 四年	一〇	三八、五九三	三、三三六	三、七六	八、五八	三、〇九
同 五年	六	三四、九三三	三、九七四	八、五一	六、四四九	一八、三三
同 六年	七	三五、八〇〇	三、一四九	四、三四	四、一八三	五、六四
同 七年	六	三五、五二〇	二、九六三	四、七四	三、八六	九、五二四

【備考】本邦鑛業の趨勢による

炭界はかほどまで苦しむ必要はなかつたのである。戦時好況中の放漫經營は三井三菱等の大會社においてすら若干認められるところであつて、自餘の群小會社の亂脈振りには誠に話にならない。(第二表参照)

出炭増加傾向の停滞

明治六年この方、昭和六年までにわが地表より約十億噸の石炭が掘られた。最近の商工省調査によるとわが國(植民地を除く)の埋炭量總額は約百六十六億噸に上り、その中實收可能量と推算せらるゝもののみで六十四億八千萬噸であるとされてゐる。過去六十年の採炭實額から見、また今日の年採炭量三千万噸を標準として見ても六十五億噸の石炭が掘り盡くされる日はまだずつと將來のことに屬する。しかしこのことは、わが炭礦業の若きことを意味するものではない。何となれば前記調査においても埋炭量の割合は、現存炭量六〇億噸、推定炭量四〇億噸、豫想炭量六六億噸にて推定炭量の少きは本邦炭田の開發がすでに相當古いことを示すものである。採炭業においては、炭層そのものは存在するも坑道が深く長くなれば、それにつれ費用を要し利益が伴はない。本炭層の餘命短くなれば過去の投資の償却が多くなるので、多く採掘せんとしても多く採掘し得ない。需要からいへば産業の進歩に伴ひ石炭需要は増加するといひ得る。然しながら生産は炭層の若い間のみ需要の自然増加に追隨し得られるにすぎず、炭層が老境に達せんか生産は需要に遅れて来る。されば從來の輸出市場から敗退して内地市場のみを守るやうになり、更に進めば内地市場の一部を外國炭に譲らざるを得なくなる。それが内地に掘らるべき莫大な炭量を擁しつゝ、採炭の技術的條件によつて、しかくさせられるのだから問題は難しい。さて、然らばわが國の炭坑業は如何。

老廢とはいふべからざるも、盛期を過ぎたことが、この十年の炭業の上にはつきり映じつゝあるのである。第三表はわが産炭額の變化を五年づゝの一期平均にとつて年増加を研究せるものである。

わが炭礦業は日清戰役の前にほぼその基礎が出来た、その時よりの増産傾向を見てゆくに大戰前まで極めてなだ

(第三表) 本邦産炭増加量(單位千トン)

年次	生産高増加高年平均増加	年次	生産高増加高年平均増加
明治二十——二十四年平均	二、三三	大正一——五年平均	三、三六
同 二十五——二十九年平均	四、二二	同 六——十年平均	三、三五
同 三十——三十四年平均	七、〇三	同 十一——昭和一年平均	六、八七
同 三十五——三十九年平均	二、〇七	同 二——六年平均	三、〇三
同 四十——四十四年平均	一、五九		二、七三

かな上向線を示しつゝあつた。それが戦争を含む十年間に急激に引上げられ、その次の十年は反動的に増産率が低下した。最近の期間即ち昭和五年に始まる石炭恐慌は、増産どころか著しい減産を生ぜしめつゝあるが、勿論それをもつて行詰まりの指標とするものではない。しかし戦後十年間の毎年増産が大戦前十年の半分に落ちたことは、何といつても本邦炭業の盛期を過ぎんとしつゝある證左でなければなるまい。なほこの點は地方別出炭の變化を見ると明瞭に印象せられるであらう。(第四表)

(第四表) 地方別産炭増加指数

年次	北海道	常野	山口	福岡	佐賀	長崎	總計
大正一——三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同 八——十年	三〇〇	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七
昭和 一——三年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 四——六年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 七——九年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 一〇——十二年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 一三——十五年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 一六——十八年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 一九——二十一年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 二二——二十四年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 二五——二十七年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 二八——三十年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 三一——三十三年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 三三——三十五年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 三六——三十八年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 三九——四十一年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
同 四二——四十四年	三〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇

第四表において特長的なことは大正八年の炭價黄金時代において、筑豊炭の増加が戦前の三割に止つてゐること、本邦産炭の最高記録をつくれる昭和四年においても、筑豊は同じく三割七分増に止つてゐたことである。常磐と佐賀にあつては大正八年の黄金期の増産率は筑豊より大であるが、戦後の停滞傾向は筑豊より一層甚しい。しかし新興炭田として増産率の著しいのは北海道を第一とし山口、長崎がこれに次いでゐる。北海道の出炭は大正八年に戦前の十二割増、昭和四年のピークでは實に二十三割といふ激増振りだ。かくてわが炭田は地域的に新興と老衰に向ひつゝあるものの二種に分れる。老廢が新興によつて相殺せられるものならば憂ふるに足らぬが、さうはいかない。何故ならば、わが炭産額三、一二〇萬噸の中二、〇八五萬噸までは九州に、しかも九州産炭の一、七〇〇萬噸が福岡より出る。新興北海道の産額は六百、六七十萬噸で漸く二割を占むるに過ぎず、これに山口、長崎を加ふるも新興炭田の勢力は全體の三分一である。三分二の老境炭田を三分一の新興炭坑によつて補はんとすることは数字上から無理であるが、更に筑豊、常磐の如き老朽炭田の負擔をある程度北海道が背負はなければならぬといふ事情が存するのである。

本邦炭田が老年期に入りつゝあるといふことは、採炭種類の上にもはつきりとあらはれてゐる。即ち一等商品の塊炭の量が減じて粉炭の増加せることである。戦前と昭和六年と比較したところは第五表の如し。

(第五表) 採炭類別推移 (單位千噸)

	大正元—五年平均		昭和六年		大正元—五年平均		昭和六年	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合
塊炭	六、八七	三三・三	七、一八	二五・七	一、九〇	八・九	四、二五	二四・八
粉炭	七、三七八	三六・六	二、三七九	九・〇	二、一六	〇・六	一、八	〇・七
切込炭	五、〇六四	三三・七	二、七五五	九・八	三、三三	一〇・〇	七、九八	一〇・〇
合 計					三、三三	一〇・〇	七、九八	一〇・〇

戦前期塊炭と粉炭との比率はほぼ等しく全體の三三・四%に當つてゐたが、最近においては前者は二五%に下がり、後者は四九%と全産炭の半分に達した。粉炭の増加著しい半面には需要の變化のあることは見落せない。即ち戦前の燃料經濟の進歩は粉炭の有効率を高め必ずしも塊炭を要しなくなつたこと、これに加へ粉炭にも洗炭を行ひ粉炭の質が向上して來たのである。然し炭坑の老廢から塊炭の出炭率が低下し來つたといふ事實は嚴として存在する(何ゆゑなら塊炭と粉炭とでは噸當り一圓より三圓の開きがある)わが國出炭の半を占める筑豊炭田の本層はすでに掘りつくされて、本層以外の薄層や夾雜物を混へたる炭層を掘進しつゝあることはまぎれない事實、また三池でさへ現在が、出炭の最盛期で坑道は漸次海底の深部に進みつゝありといはれてゐる。常磐炭田の深部採掘が漏水多くして不利なること、宇部や崎戸も老境に入つた。かくてわが稼行炭田の六七割が中老期に足を踏み入れつゝあつて、僅かに北海道のみが壯年期を誇りつゝあるといふ事情では、炭質の年々の低下は免れず、更に全體としての出炭の増加に望みをつなぐ譯に行かぬ。

外炭の壓迫—撫順炭問題

わが炭田が石炭紀よりも新しき時代の第三紀層に屬する結果、炭質は九割迄が瀝青炭の不粘結性炭である。この事實がまた、わが炭礦業の運命に至大の影響を有する。何故なら、製鐵事業に不可欠のークスは、この炭種よりは採れないからである。製鐵業にあつては鋼材一噸につき石炭三、四噸を要し鐵礦石の有無よりは、寧ろ良質炭の有無が製鐵事業の存否を決定する。わが國は戦後國家保護の下に鐵鋼自給の方針を樹立した。この目的は今日ほど達せられたが、これがためにはークス用炭を外國に仰ぐことになつた。尤も内地炭が骸炭用として全然不向きといふ譯ではなく、官營の二瀬を初めとして高島、松浦大瀬炭等は使用に耐へるのであるが、外國の優良炭を三四割混合しなければならぬ、内地へ輸入される外國炭は開平炭、淄川、博山、本溪湖炭等であつて毎年八十萬乃至百萬噸に達する、今後日本の製鐵事業の發達を見んか骸炭用

外國炭の輸入は益々増加すべく、このことは前記日本炭の對外競争力の減少と一緒に、石炭貿易の入超を激成せざればやまない。下表の通りわが石炭貿易は昭和二年入超に轉じてより入超額は漸次増大する傾向にあり、昭和七年の如きその差百三十萬噸價格にして千三百萬圓を超えた。

(第六表) 石炭貿易年表 (單位千噸)

年	輸出		輸入		出入(△)超
	輸出	輸入	輸出	輸入	
大正十年	二,四四三	七,九〇	一,六六六	一,六六六	同
同 十一年	一,七七七	一,一七七	一,一七七	一,一七七	同
同 十二年	一,五九〇	一,七三三	一,七三三	一,七三三	同
同 十三年	一,七三六	二,〇二二	二,〇二二	二,〇二二	同
同 十四年	二,七三三	一,七三八	一,七三八	一,七三八	同
昭和元年	二,六三三	二,〇四四	二,〇四四	二,〇四四	同
同 二年	二,〇二八	二,七三三	二,七三三	二,七三三	△ 四四五
昭和三年	二,一八四	二,七七一	二,七七一	二,七七一	△ 五五九
同 四年	二,〇四三	三,三五四	三,三五四	三,三五四	△ 一,三一一
同 五年	二,一三〇	三,六三三	三,六三三	三,六三三	△ 一,五〇三
同 六年	一,五〇〇	三,六三三	三,六三三	三,六三三	△ 二,一三三
同 七年	一,三三三	二,六三三	二,六三三	二,六三三	△ 一,三〇〇
同 八年	一,五五五	三,四〇〇	三,四〇〇	三,四〇〇	△ 一,八四五

第六表の如く輸出は昭和元年に比し半減してしまつた。七年は爲替が低下してゐるに拘らず續減してゐる状態で、今後の邦炭海外進出の前途は決つてゐると見ねばなるまい。勿論日支事變の結果、從來わが最大の輸出市場であつた上海が邦炭に閉ざれたことが急激なる輸出不振の主因であらうが、將來邦炭排斥が中止されたとしても喪はれた市場は容易に取戻せまい。日貨排斥が緩和されて伸びるものは邦炭よりは寧ろ滿洲炭であらう。輸入について最近三四ヶ年分の國別を示せば第七表の如し。

(第七表) 石炭輸入内譯 (單位千噸)

年	滿洲國及關東洲		支那		佛印	其他
	滿洲國及關東洲	支那	佛印	其他		
昭和五年	一,六六六	一,七三三	一,七三三	二,〇四三	二,〇四三	二,〇四三
六年	一,七三三	一,七三三	一,七三三	二,〇四三	二,〇四三	二,〇四三
七年	一,七三三	一,七三三	一,七三三	二,〇四三	二,〇四三	二,〇四三
八年	一,七三三	一,七三三	一,七三三	二,〇四三	二,〇四三	二,〇四三
合計	六,八八八	六,八八八	六,八八八	六,八八八	六,八八八	六,八八八

輸入炭について二つに分けて考へなければならぬ。即ち普通炭と特殊炭で前者に屬するものが撫順炭、前表における關東州炭は殆んど撫順炭であると見てよい。後者は支那、佛印その他から來るもので開平、淄川、博山、鴻基炭と稱せられるもの、主として製鐵ガス製造の用途に供せられてゐる。八十萬噸乃至百萬噸のこれら特殊炭の輸入は本邦内に良質適性炭を産しない結果なのでから差當つて本邦炭との競争にはならない。ところが撫順炭の場合は炭質は本邦炭と同質、加熱動力用として一般に使用される。撫順炭の生産費が如何に廉いかはこゝにいはず、隣邦に若い大炭礦がありしかも本邦資本の下に經營せられてゐることによつて、撫順と内地炭との競争は必然的運命だといはねばなるまい。七年の如き兩者間の紛争は、今後何回も繰返へされると覺悟することが必要だ。すでに老齡期にある内地炭と新興滿洲炭(撫順以外も漸次開發されるであらう)との間に利害の完全なる一致を求めるとは不可能であらう。しかし内地炭坑主としては死活問題であるから、ともすればともかく一時的妥協の路を求めない譯に行かない。妥協の限度は内地炭の海外販路を撫順炭に譲ること、内地需要の自然増加に對して全部または一部を撫順炭に割當てること以外にあるまい。事實滿鐵本社と石炭聯合會の撫順炭輸入協定がそれをあらはしてゐた。

(第八表) 撫順炭の生産輸出 (單位千噸)

年	生産高		輸出	
	生産高	合計	日本向	朝鮮向
昭和元年	六,四七七	三,二四三	一,四四三	一,八〇〇
同 二年	六,一九九	三,三三三	一,六七七	一,六五六
同 三年	六,九二一	三,三六一	一,六九二	一,六六九
同 四年	六,八九〇	三,七三三	一,八九二	一,八四一
昭和五年	六,五九八	三,六〇八	一,七三〇	一,八七八
同 六年	五,八八二	三,七〇二	一,八六六	一,八三六
同 七年	五,七五五	一,九一五	一,九一五	一,九一五
同 八年	七,一〇六	二,三三三	二,三三三	二,三三三

【備考】 六年迄は會計年度による七年は曆年による

昭和四年に比し六年の燃料動力消費の増減率をとつて見るに、石炭は一割六分減、コークス六割三分減、木炭七分減なるに對し、石油二割七分増ガス一割五分増電力一割八分増を示し、最近年におけるわが動力革命の進行がよく反映されてゐる。この動力革命は獨り陸上に限られる譯ではなく、水上におけるディゼル船の普及は貨物船においてさへ汽船を追はんとする形勢を示しつつある。動力として石油（重油揮發油）が石炭に代らんとする傾向は他にあげらるべき諸条件はあるが、第一には價格の下落である。例へば昨年最安値において重油は昭和三年頃の五割安、揮發油は四割方下つた。勿論石炭も下るには下がつた、が精々三割見當の低落である。石油なら貯藏費、人件費が石炭に比し経済的である上に原價の低落が甚しいとなれば石炭領域が蠶食されることは蓋しやむを得ないとせねばならぬ。前に動力用電力消費の増加を指摘したが、これも仔細に見れば工場自家發電の増加が他給電力を凌いでゐる。しかも小口發電にディゼル發電の経済的なることが證明されてをり、この方面へさへ石炭進出は望みが薄くなつたのである。かやうに需要者が石油に移らない場合でも、粉炭の完全燃焼装置の普及から需要は下級炭に移りしかも出力當り燃料消費量は著しく低下するといふ傾向を示した。そこへ廉價な撫順炭の内地進出があつた。が、撫順炭問題は前項に記したので再説しない。

炭業合理化の進行

昭和四年迄比較的安定した價格を持つた石炭は五年六年の恐慌において、二割乃至三割五分の價格低落を演じた。この世界史的大恐慌に二割乃至三割五分の低落は低落率として甚大なりとはいへない。然し石炭價格構成における特殊事情は大體前記の二倍即ち四割乃至七割の價格切下を坑主は強要されたと見るべきである、その理由は第十二表を見よ。

これは石炭聯合會調査の數字で他に同種の調査もあるが、大同小異である。消費地へ達するまでに石炭價額が、どれほど加はるか一目瞭然だ。前記數字により東京着相場のうち山元原價の占むる比率は九州炭で五割七分、北海道炭

(第十二表) 内地炭東京着値(一噸當り)

九州炭	北海道炭	九州炭	北海道炭	九州炭	北海道炭
山元原價	五・五〇	四・五〇	横濱迄海運賃	一・〇〇	一・〇〇
港迄鐵道賃	一・〇〇	二・〇〇	沖取費	〇・五〇	〇・五〇
積込費	〇・〇〇	〇・〇〇	大川解賃	〇・〇〇	〇・〇〇
			其他	〇・五〇	〇・五〇
			合計	九・七〇	一〇・三〇

で四割五分、しかもこの山元原價のほと同額に該當する運賃諸係り中伸縮性あるものは極めて少い。第一鐵道運賃は絶體不動だ、第二に積込、沖取解賃がほと不動、上下し得るものは海運賃のみといふてよいであらう。かゝる原價構成を持つ石炭であるから、炭價の切下げに應ぜんとするならば、坑主は勢ひ山元原價の低下において應ずる外道はない。然らば山元原價そのものの構成は如何。山元原價の計算は各坑の特殊事情があつて計算は困難であるが、左は一標準を示す。

(第十三表) 山元原價の比率

採炭費	三〇%	人道費	二%	運搬費	七%
安全燈費	一	通氣費	三	選炭費	二
排水費	三	事務所費	三	合計	一〇〇・〇

【備考】本邦を中心とする石炭需給による。原數字は燃料協會調査

事務所費二二%を除ける生産費の七八%中、直接生産の採炭費が三〇%で、運搬費や坑道維持費の間接費が多いことが炭坑事業の特色である。

いま山元原價の引下げ問題に當面せる炭礦資本家が合理化をどこから初めるべきかを決定するのは、それほど困難ではない。彼等は坑道内運搬の機械化に着手した。通風排水の電化を試みた。然し坑道内にエンドレスやコンベアが架設されても、坑道そのものが長く屈曲してゐては能率は上らない。そこで坑道の改造、採掘面の改造がなされねば

てゐる。大戦直後の丁度二倍の能率をもつて、今日は働いてゐる譯だ。諸事業の合理化成績に比して炭業は決して劣るものではないであらう。

勿論人力の節約は合理化の一半面にすぎぬ。生産費の低下は人力の節約と賃銀そのものの水準が下らねばならぬ。次表は坑夫(男)賃銀を坑内夫坑外夫に分ち示せるもの、坑夫賃銀の低下も矢張り昭和五年より初まれることを示してゐる。この坑夫賃銀の低下に際して昭和五年六年には深刻なる炭坑争議が頻發したが蓋し當然の事象といはねばなるまい。

(第十六表) 坑夫賃銀推移

昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年
坑内夫 平均 一・七六	同 一・七六	同 一・七六	坑内夫 平均 一・七六	同 一・七六	坑内夫 平均 一・七六	坑内夫 平均 一・七六
坑外夫 平均 一・七六	同 一・七六	同 一・七六	坑外夫 平均 一・七六	同 一・七六	坑外夫 平均 一・七六	坑外夫 平均 一・七六
同 一・七六	同 一・七六	同 一・七六	同 一・七六	同 一・七六	同 一・七六	同 一・七六

【備考】 六年迄内閣統計局、年平均、七年は日銀調査

我々は最近の合理化の總決算としてもう一つの計算を示さう。最初に示したのは山元原價であつたが、これは山元生産費ともいふべく、直接の賃銀費、主要材料費、燃料動力費の合計で、山元原價は右に償却、金利、本店費、坑夫社会費等を加へたものである。

(第十七表) トン當り山元生産費

▲全國平均	昭和四年	五年	六年	▲所管區別	昭和四年	五年	六年
賃銀費	二・六六	二・四三	一・八九〇	札幌管内	三・六四五	二・四〇〇	二・三三一
主要材料	〇・八一	〇・七九	〇・五三	仙臺管内	四・四〇〇	三・六三三	二・九八三
燃料動力	〇・五五	〇・五五	〇・五四	福岡管内	三・九八	三・八五	三・二六
計	三・九三	三・七六	二・九七				

われわれの所謂山元生産費は昭和四―六年間に約一圓低下した。しかもその大部分は昭和六年におけるものであつた。更に地方別を見るならば北海道炭における生産費減一圓三三銭に對し九州炭は八六銭しか下げてをらない。均しく合理化といふも新興炭田と老朽炭田とはこれだけの相違があり、炭價下落に悲鳴をあぐるものは老朽炭田の筑豊であるといふことがわかる。

石炭カルテルの強化

石炭礦業における全國カルテルは大正十年に成立した、戦後反動を切抜け昭和四年までの小康期を迎へ得たのはこのカルテル統制に負ふところ多いと稱してよからう。しかし、昭和五―七年の石炭恐慌は一時このカルテルをして深刻な危機に立たしめた。わが石炭カルテルは従来操短カルテルにすぎなかつた。石炭恐慌に當面してカルテルは送炭制限率を漸次高めたが、それでも消費の萎縮に追付かす港所市場に石炭の山を築いた。五年八月の如き全國貯炭は三、二三一十噸に達し百五十萬噸を常備貯炭量とするならば二倍餘に上る。貯蔵に不適の貯炭の壓迫で炭價は自然暴落せざるを得ぬ。石炭カルテルにはさらに内面的矛盾があつた。それはカルテル内部の大資本坑主と小資本坑主の對立である。前者は罰金を拂つて超過送炭をやるが、後者はそれが出来ない、更に大炭坑主たると同時に満鐵と關係してゐる大財閥は撫順炭の内地供給協定において年々増加を認めてをる。操短カルテルであり、内部に大小資本の對立をはらんだ石炭カルテルであつたから、恐慌の激化は統制の無力化へと導く。昭和五年の夏六年の夏には市場は金融難の小坑主により大濫賣戦が演ぜられた。七年の夏には撫順炭の廉賣が遂に筑豊互助會との正面衝突を惹起した。本問題の收拾は結局撫順と内地ともに送炭制限を擴張し、内地の送炭擴張は大手炭坑主の負擔と決定したが、石炭聯合會の矛盾をこれほど暴露したことはなかつた。撫順炭問題の解決に前後し、軍需品景氣が擡頭し、需要は漸く生産を超過するに至り、炭界に關する限り七年秋をもつて最悪期はすぎた形である。この形勢に乗じて石炭カルテルは質的な飛躍を遂げた。八年一月に業務を開始せる

昭和石炭販賣會社（資本金五百萬圓）がそれである。同社は共販會社であるが、他カルテルの共販機關とかなり相違點のあることが注意されるべきであらう。性質上は一種の販賣プールで同社の重なる機能は

- (一) 消費者へ直接に賣らず、現在の加盟會社の販賣機關はそのままとする
 - (二) 聯合會の出炭調節基準により各坑主は出炭豫定を作成し、販賣會社は各市場の賣行を調査し豫算以上に販賣したる坑主は不足の坑主より購入せしめる
 - (三) 石炭の格附を行ひ定價賣りを勵行せしむ
 - (四) 各社の運炭設備、荷役の相互融通を行ふ
 - (五) 炭坑必需品の共同購入中央倉庫の設置
- 以上石炭時報所載——古田慶三氏の所論による

共販機關としての當社は過渡的存在形態であることは容易に知り得るであらう。各社の販賣機關を統一し委託販賣に改めない限り販賣統制の完成とはいふことが出来ない。しかし石炭カルテルの生産から販賣へ乗り出したことは進歩には違ひない。昭和石炭の前途は注目し値すといはねばならぬ。

結 語

これをもつて石炭十年の概観を終ることにする。なほこれまでどこにも觸れることが出来なかつた鐵道運賃問題について一言加へておきたい。石炭原價中鐵道運賃の占むる地位は前に記述した。現行の石炭運賃率が割高であつて、それが炭價の一般物價について下げ得ざる有力な理由であることは正當である。鐵道運賃は炭價下落に應じて一般に引下げらるべきであり、かつ他種商品に伍し比較にならぬほどの高い貨率を負担してゐる石炭は、合理的運賃率を要求して然るべきである。しかも國家財政は石炭貨率の合理的引下げでさへ不可能としてゐる（現行一疋一噸當り一錢九厘を一錢にする時は約二千萬圓の運賃減收になるといふ）こゝに鐵道を支配せざる本邦炭礦資本の深い悩みがある。鐵道國有にならひ將來は炭業も國有となるべきか、或は鐵道を民有とし炭業と聯繫せしむべきか、一事業としての問題に止まらず、わが全産業と關聯ある一大問題であらう。

肥 料 業

序——概観

一般經濟界にはもとより、特殊的には化學工業に劃期的大變革を齎した世界大戰の直後をうけたこの十年間は、肥料界において——就中窒素工業界にあつても波瀾多い一重要期であつた。その第一に擧ぐべきものは、技術上の一大進歩躍進である。このことは、過燐酸工業にあつては、さほどハッキリと認め難いが、窒素工業は世界的にもまた國內的にも、顯著な飛躍が認められる。正しく事實を傳へるためには、寧ろこの十年間に空中窒素の固定事業は企業としての礎石を固めたものといひ得るのである。

從來不可能とされた元素なる水素および窒素よりアムモニアを合成する劃期的試みは、既に明治四十二年ドイツ、パーデッシュニ染料會社によつて成功し、その翌年日本特許局の特許を得てをる。

またカイゼルをして、世界大戰を決意せしめたと傳へられるハーバー・ボッシュによる空中窒素の固定法は大正二年に成り、翌年日本窒素の鏡工場もこの固定法を採用したとはいひながら、企業的には未だ萌芽期ともいふべきものであつた。

いふまでもなく、窒素は肥料としての用途を有するばかりでなく、火藥原料として國防的意義を多分に持つものである。

戦争が資本主義下の諸國を絶えず脅し、平時にあつても、その製造、貯蔵には多分の考慮が拂はれてゐる。況んや、生命と財産と國までも賭けた世界大戦が、この窒素の製造工程に一進路を拓いたことは當然である。

フランスのクロード氏が、クロード法を發明したのも大戦中であり、イタリアのカザレー教授がカザレー法を考案したのも實に、この大戦中である。續いて、イタリアのファウザー法、ドイツのウーデ法、アメリカのN・E・C（ナイトロゼン・エレクトリック・コオポレイション）式等々が公にされた。

如上の如く、科學的に或はまた實驗室内において、はたまた軍事的目的のためにする空中窒素の固定法は、すでに大戦中になし遂げられたが、廣く企業上に、肥料工業へ迄發展したのは、この期におけることである。

第二は、直接第一に關連する窒素工業の企業化である。敢て我國ばかりでなく、世界各國の主要なる窒素工業會社は概ねこの期に創立されるか、然らずとするも、裝備を新にした。従つて、肥料資本のこの期における増大は頗る顯著である。

かくの如く、會社が新設された當然の歸結として、硫安および石灰窒素の年生産量は世界的にもまた國內的にも急速なテムポをもつて、増大し絶對的にもしくは相對的過剰生産なる現象さへ起してゐる。

第三は、價格の高低絶えざることで、嚴密には低落の一途を辿る不安定な様相である。價格の不安定は單に肥料工業界に内在する矛盾によつて起れるのみならず、一般恐慌、農業恐慌によつて影響された點も少くない。

殊に、この期間は、各國を通じ本位價の變動時代であつた。これを我國のみに限局するも、金解禁、再禁止といふやうに大變動があつたから、肥料價格もこの影響を多分にうけた。しかしまた、その當然の歸結として、肥料資本の收益にも動搖があつた。

第四は、肥料工業の急速なる獨占化である。過磷酸工業のカルテル結成は、早くこの期以前に行はれたが、その再

組織と、硫安および石灰窒素の新なるカルテル化は、この期の必然的な產物であつた。

なほこのほか、肥料の販賣過程上における諸様相の變化發展の問題もある。以下各項について略述することにするが、わが國で消費される主要肥料中でも、大豆粕は周知の如く滿洲よりその大部分が移入されるものであり、加里鹽類は専ら獨佛加里シンヂケートの手によつて輸入されるといふ特殊の性質を持ち、國內の肥料資本とは直接の關係が薄いから、調査の對象を硫安、石灰窒素、過磷酸の三工業に限局した。

技術の進歩發展

まづ一應過磷酸界における技術の進歩を見るに、近年水溶性磷酸の含有量が一九%以下のものより、二〇%乃至三〇%の高度物への移行がやゝ行はれてゐることや、過磷酸を基本肥料として、これに窒素（硫安、大豆粕、魚粕等を用ひ）加里を適當に配合按配せる所謂配合肥料への進出が行はれてゐる。

そのほか、いろ／＼の方面で技術の發達と目すべきものはあるであらうが、過磷酸の生産過程には根本的變革なく、これをすぐ次に述べる窒素工業のそれに比すれば、量當相違といはんより寧ろ質的な違ひであらねばならぬ。

化學の教へるところによれば、大氣中の容積七八%は窒素であり、その總量は四〇に零を十五つけた噸數に上るといふことである。

さうして、この大氣中の窒素を固定して硫安となす方法には電孤法、石灰窒素法、合成アムモニア法の三つがある。このうち、電孤法による生産量は少く、その行はれてゐる範圍はスエーデン、ノールウェー等の北歐諸國に限られてゐるから暫らく除外する。

第二の石灰窒素法は嘗て日本窒素の行つたところであり、現に電氣化學の實施してゐるところである。

石灰窒素法には石灰窒素そのものがすでに肥料となり、動力が比較的少くして済み、電力の過剰なる場合不定時電力

を利用し得るといふ利點もある。殊に電氣化學のそれは、藤山式特許方法により炭化石灰と窒素を結合せしめる際、純粋な窒素ガスによらず、空氣を直接送入して反應熱で加熱して石灰窒素となし、別に電力を要さないといふ特長ももつてゐる。更にまた電氣化學は大正十五年下期半額減資後藤原銀次郎氏を社長に迎へ、銳意經營の改善、生産費の切下に努めた結果、五期無配の後をうけた八年上半期には八分の配當をなしてゐるから、電氣化學そのものは一概に裝備の劣れる會社として排斥すべきものではあるまい。

しかしながら、石灰窒素に水および曹達灰を投入し、過熱蒸氣を吹き込んでアムモニアガスとし、硫安とし、若しくは硝酸とする方法は化學的に合成アムモニア法に劣つてゐる。さうして製造費も割高とならざるを得ないのである。合成アムモニア法の製造原理を簡単にいへば、容積で水素三に對し窒素一の割合をもつて混じ、高温、高壓の下に觸媒を通過せしむれば、アムモニアを得るといふことにつぎる。

ハーバーおよびボッシュが一九一三年オッポウ工場において、この原理に基き空中窒素の固定により九千噸のアムモニアを生産したことは既記の通りで、その製造過程を簡単に述べておくことは、各種空中窒素固定様式の相違を知る上に便利である。如何となれば、根本の問題はアムモニア製造に用ひる氣壓を約百氣壓より一千氣壓の間に、さうして所要温度を四百五十度から六百度の何れを可とするかと、觸媒を何にするかに歸着するからである。

ハーバー法は赤熱せる石炭に空氣を通じて、水素、窒素、酸化炭素の混合體を作り、これに水蒸氣を作用して二百氣壓で壓縮し、かくて得たる水素および窒素の混合ガスを水素三に對し窒素一なるやうに調節し二五%乃至三〇%のアムモニア水を得る方法である。

しかして、水素を得る方法としては、前述の如く赤熱せる石炭またはコークスの中に水蒸氣を通じて得る方法と、水の電氣分解による兩法があり、電力の豊富なわが國における硫安工業には主として後者が殆んど大部分を占めてゐる。

蓋し、窒素生産費中最も重要な部分を占めるものは、この水素の生産費にして、いづれの方法を可とするかは、これに要する電力代と石炭價格のどちらが經濟的なるかによつて決せられ、現在の石炭價格では電力代の競争マーチンは一キロワット時四厘といはれてゐる。さうして、ドイツおよびフランスでは電力よりも炭價がより安價なるため、窒素の製造には前者をとつてゐること、最近滿洲化學工業の重役となつた深水壽氏の説によれば、一キロワット時の電力代を五厘とし、硫安一噸分に要する所要水素生産電力を三千五百キロワット時、ロスを見込んで四千キロワット時とすれば廿圓となるのに對し、石炭による場合は、炭價を一噸八圓とし、所要水素生産石炭が一噸と、ほかに電力が八百キロワット時を要することより合計十二圓とし、同社の生産費が噸當り八圓だけ安いと計算してゐることを附加しておく。

また空氣中より窒素を得る方法としては、クロードの發明になる酸素と窒素の沸騰點の差を利用する方法と、先に述べたハーバー法による如く空氣を直接利用する方法とがあり、兩元素を結合してアムモニアを得るには高壓なるほど濃度の高いアムモニアを獲る。

現在工業上に採用されてゐる空中窒素の固定様式には周知の如く七、八種ある。これ等の様式に用ひられてゐる氣壓、温度の高さおよび製出されるアムモニア水の濃度を併せ掲ぐれば次の通りである。

名	稱	氣壓	温度	一回の通過によるアムモニア合成率	名	稱	氣壓	温度	一回の通過によるアムモニア合成率
ハーバー	法	三〇〇	五〇〇	六—七%	フアウザー	法	三三〇	四〇〇	七—八%
クロード	法	一、〇〇〇	五〇〇	三—四%	ウーデー	法	八—九	四〇〇	一八—二〇%
カザレ	法	八〇〇	五〇〇	三—三・五%	日本窒素研究所法		二〇〇	四〇〇	一五%

なほ若干の説明を加へれば、クロード法によるアムモニアの生成含有量は表示の如く比較的高く、かつ装置の一部

がハーバー法に比し多少簡單であることを有利とするが、何分高壓を用ふるため技術上の困難と合成塔には特殊鋼を要し、機械の修繕費が嵩むといふ弱點があり、鈴木商店がクロード式窒素を建設した當時の成績はあまり良好とはいひ難かつた。

カザレー法は、わが國においても日本窒素およびその姉妹會社たる朝鮮窒素によつて大規模に實施されてゐる方法で、ウーゼル氏の「空中窒素工業」によれば、各種様式中最も卓越せるものと評してゐる。

ウーゼル氏は前掲の如くクロード式に比すれば約十分一、ファウザー法に比するもなほ三分の一に近い低壓力をもつてすることを特長とし、そのため、機械の製作に特殊鋼を必要とせず、普通のシーメンズ・マルチン鋼もしくは鍛鐵で済み建設費が比較的安く済むことと、水素と窒素の混合ガスをブローニー・リンデー式により石炭より得るのを特色とし滿洲化學工業がこの式によることはすでに述べた通りである。

大體以上の如く、ハーバー法が發明せられて以來十數年を出でざるに各種方法が行はれてゐる。簡單に何れを優り、何れを劣ると斷ずることは不可能であるが、古きものを超えて出る新らしきものゝ出現はまさしく技術の進展發展に外ならない。

しからは、我國においては如何なる方法が採用されてゐるか。さうしてまた冒頭、窒素工業の工業化は實にこの最近十年間のことであると述べた。左表は世界における國別および方法別による開始年度表である。

國別空中窒素固定開始表

國名	ハーバートボツシニ法	クロード法	カザレー法	ファウザー法	ウーゼル法	C.N.E.法
ドイツ	一九〇〇	一九〇六	一九〇六	一九〇六	一九〇七	一九〇〇
フランス	一九〇七	一九〇九	一九一五	—	一九一〇	一九一〇

英國	一九一四	—	一九一六	一九一六	—	一九一〇
オランダ	—	一九一六	—	一九一〇	—	一九一六
ノールウェー	一九一六	—	一九一六	一九一三	—	一九一六
イタリア	—	一九一四	—	—	—	—
ロシア	—	一九一六	一九一六	—	—	一九一六
チェコスロバキア	—	一九一六	—	—	—	一九一六
ポランド	—	一九一七	—	一九一〇	—	一九一六
アメリカ	一九一三	一九一六	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇
カナダ	—	一九一六	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇
日本	—	一九一四	(一九一九)	一九一〇	一九一〇	一九一〇

【備考】グロツスマン「世界における窒素工業」による。日本のうちカザレー法の一九二九年分は朝鮮におけるもの

即ちこれによつて觀るならば、世界化學工業界の王座に君臨するといはれるドイツにおいてもハーバー法以外の事業開始年度は一九二八年以後で、世界各國との對比において我國窒素工業の進展は目覺ましい。前表とは悉く一致しないが、次にわが國における窒素肥料會社の空中窒素固定様式ならびに、その開始年次、設立年次を表示しよう。

日本における空中窒素固定様式開始表

會社名	固定様式	設立年次	摘
日本窒素工業	カザレー法	明治三十九年	カザレーによる生産開始大正十二年
クロード式窒素工業	クロード	大正十一年	同
大日本肥料	ファウザー	明治二十年	ファウザー法特許權買収大正十四年
朝鮮肥料	カザレー	昭和二年	
住友肥料	N.E.C	大正十四年	
昭和肥料	日本窒素研究所法	昭和二年	

以上表示の如く、窒素工業はまさしく、この十年間に世界的にもまた國內的にも企業化されたものといへる。

設備及資本の増大

前掲の如く、技術的に發展した空中窒素の固定工業は企業的にも一大進歩を遂げ、生産設備の驚くべき増大となつてゐる。

即ちこの期の初めにおける内地生産量が副製硫酸を含めて僅か一〇四千噸であり、これに照應して、生産設備も極めて微弱であつたのが、昭和七年末における各社の硫酸および石灰窒素生産能力は窒素協議會の調査によれば次の如くである。

會社名	硫酸	石灰窒素	會社名	硫酸	石灰窒素	會社名	硫酸	石灰窒素
朝鮮窒素	四〇〇	—	三池窒素	五	—	北陸電氣	—	—
昭和肥料	一五〇	—	クロード窒素	八・五	—	秩父肥料	—	—
日本窒素	一〇〇	—	電氣化學	—	—	國産窒素	—	—
大日本人肥	—	—	信越窒素	—	—	北越水力	—	—
住友肥料	—	—	大同肥料	—	—	計	—	—

即ち合計一、二二六千餘噸の硫酸および石灰窒素の生産能力は純窒素の生産能力に換算して約五分の一の二四五千噸に當り、一九三〇年の世界純窒素生産能力二、六四九千餘噸に對しては約九・二%に當つてゐる。

以上は全部窒素を主とする諸會社の生産能力であるが、製鐵所およびガス會社の副製品として産出される額も相當ある。従つて、昭和七年末におけるこれら副製硫酸の各社別推定能力を参考のため掲ぐれば次の通りである。(單位千噸)

會社名	推定生産能力	會社名	推定生産能力	會社名	推定生産能力
三菱製鐵	二	釜石鑛山	二	滿鐵	一〇
日本製鋼	二	八幡製鐵	九	計	二七
本溪湖製鐵	二	全國ガス會社	一〇〇		

硫酸工業におけるかゝる躍進的増加とは比較にならぬが、生産能力の増大は過磷酸工業にも起つてゐる。人肥聯合會が三五%の操業短縮を加盟會社に強要して、大正十二年の過磷酸生産總額五〇七千噸が正しく、當時の生産全能力から三五%を差引いた六五%に當るものとすれば、それは七八〇千噸といふことになる。

ところが、昨年末の磷肥十三社の合計生産能力は一、六九二千噸に増大し、この十年間に九一二千噸、十一割七分の生産力増加があつた譯である。

生産設備の擴張といふことは資本の側から見れば投下資本の増大といふことである。

詳しい表は次の項に掲げてあるが、商工省の會社統計は肥料會社の名の下に、硫酸、石灰、窒素、過磷酸等の大資本を要する肥料會社は固より、豆粕、魚粕の製造に當つてゐる小規模會社まで、いやしくも肥料と名のつくものを生産してゐる一切の會社資本を集計してゐる。

さうして、それによれば、大正十二年の會社数は一五二で、その公稱資本金もしくは出資額は一二二萬圓で、昭和六年には二二二萬圓へと約倍額になつてゐる。もとより、これは公稱資本金で擬性的性質を多分に含み、嚴密なる肥料資本の總額といへば、出資金等の自己資金の外社債、借入金等々の外部借入金を加へたものでなければならぬ。それはとも角として、前掲の數字だけから見ても公稱資本は約倍額に増大してゐることがわかり、その大部分が硫酸、石灰窒素、過磷酸の三大部門に投下されてゐるであらうことは疑ふ餘地がない。

まづ窒素工業資本につき、昭和七下期と大正十二下期との間における資本の増加ぶりを見よう。但し右表における固定資産合計とは各社の考課状面より、土地、建物、機械、器具、特許權等直接生産に必要な課目のみを合計したものであり、クロード窒素の七下期の固定資産總額は調査手落のため拂込資金總額を、そのまま載せたことを諒とせられたい。左表を見よ。

窒素工業會社資產表(單位千圓)

會社名	昭和七年末			大正十二年末		
	公稱 資本金	拂込 資本金	固定資 産總額	公稱 資本金	拂込 資本金	固定資 産總額
朝鮮窒素	60,000	60,000	19,455			
昭和肥料	15,000	15,000	3,999			
日本窒素	20,000	20,000	5,325	3,000	3,000	3,688
電氣化學	6,000	7,500	3,460	6,500	2,766	3,033
大日本人肥	10,000	10,000	4,733	3,400	3,400	3,303
三池窒素	10,000	10,000	4,488			
住友肥料	10,000	10,000	10,433			
クロード窒素	10,000	10,000	10,000	2,000	2,000	1,766
大同肥料	3,000	3,500	3,466	3,000	3,500	2,610
計	262,500	262,500	104,622	20,900	20,900	26,799

ここで、一應断つておかねばならぬことは、大日本人肥および住友肥料は硫安會社であると同時に他面過燐酸會社である。それ故、正確には投下資本總額を二分して硫安の分といふ風に計算しなければならぬわけであるが、便宜上全額を双方に計上することにした。

かうやつて見ると、この十年間に、公稱資本は六四百萬圓より二六二百萬圓へと約四・一倍の激増となり、以下順次拂込資本金は三・三倍、固定資産の總額は三・八倍といった激増を示してゐる。さうして、拂込資本金と固定資産、もしくは資産と負債のバランスが借入金、社債による額もほぼ同一歩調をもつて増大してゐる。

一指標として、日窒、人肥の二社について見るならば、日窒の十二年下期における社債および借入金五、四〇〇千圓は昭和六年末五一、六〇〇千圓へと一桁上り、同様に人肥は一〇、〇一〇千圓より三三、六〇〇千圓へと膨脹してゐる。

次に昭和七年末の各社固定資産總額を前掲の生産能力で割つて、公稱能力に対する一噸當り固定資産と昭和七年中の推定實生産量に対する一噸當り固定資産を出せば、左の二通りとなる。この場合、各社實生産量を以下の如く推計する。

會社名	一トン當り固定資産	
	公稱能力實生産量に對し	推定實生産量に對し
朝鮮窒素	3.60	3.50
日本窒素	2.70	2.55
昭和肥料	3.00	2.70
三池窒素	2.70	2.70
電氣化學	2.70	2.70
大同肥料	2.70	2.70
電氣化學	2.70	2.70
大同肥料	2.70	2.70

これによつて見るならば、一噸當りの固定資産には甚しい懸隔がある。殊に實生産量をとる場合が甚しい。三池、日窒、昭和が比較的成績が良好であるのに對し、日窒の姉妹會社なる朝鮮窒素は豫定通り電力が出ないで、計畫通りの生産量に達して居らない悲哀はこゝにも顯著に現れてゐる。同様に、電氣化學、大同肥料の生産量も高い。いふ迄もなく一噸當りの固定資産の大小は直接に生産費の高低に影響する。殊に化學工業の如く、生産の様式が年々進歩發達し、急速に生産設備の更新を行はないう社は落伍せざるを得ない。さうして、この一噸當りの固定資産が甚しく相違するといふ生産條件の差異が、世界的にも窒素カルテルの強度を削減する有力な原因である。以上で窒素工業の資本増大に對する説明は打切り、次に過燐酸工業に眼を轉じよう。實情は左表の通りである。

過燐酸會社資產表 (單位千圓)

昭和七年度

大正十二年度

會社名	昭和七年度		大正十二年度	
	公稱 資本金	拂込 資本金	公稱 資本金	拂込 資本金
大日本人肥	5,200	3,800	3,400	3,400
新潟硫酸	1,000	1,000	1,000	700
臺灣肥料	1,000	800	1,000	800
ラサ島磷礦	7,500	5,500	10,500	10,600
神島人肥	1,000	600	500	500
多木製肥	5,000	3,500	1,000	800
大日本特許	2,500	1,200	2,500	1,000
帝國人肥	1,500	1,000	2,500	1,000
大阪グアノ	100	100	100	1,300
住友肥料	10,000	5,800	10,400	10,400
大阪アルカリ	1,500	700	4,600	4,600
東洋人造	200	200	200	200
日東硫酸	2,350	1,500	500	400
合計	35,350	21,000	36,600	36,600

【備考】 日東硫酸は日東硫酸と日本硫酸との合併なるをもつて、下欄は十三年下期の兩社分の合計額なり

以上合計十三社中、大阪グアノ、住友肥料、大阪アルカリ、東洋人造の四社は大正十二年以後の創設にかゝる。また大日本人肥、住友肥料の二社は既述の如く、過燐酸の以外、硫酸の製造をも開始してゐることを考慮せねばならぬが、とも角、この間に公稱資本金は二二、六三五千圓、四八%、拂込資本金は一〇、九七五千圓、二九%、固定資産に至つては三七、二三千圓、八六%へと急増してゐる。さうしてこの場合においても、窒素工業におけると同様、

拂込資本金と固定資産總額の開きは、借入金、社債等の外部資金によつて賄はれてゐる。次に問題となるのは公稱生産能力或は實生産力一噸當りの負擔する固定資産額である。が、過燐酸會社は主生産品なる過燐酸の外多かれ少かれ硫酸、硝酸等の化學藥品の製造を兼ねてゐるから、過燐酸のみが負擔すべき噸當り固定資産額は算出し難い。しかしながら、各種の事情を參酌するも前掲の固定資産總額に對し、昨七年中の生産高が人肥二六七千噸、ラサ八〇千噸、多木一三七千噸等々といふ実績より推せば各社間には相當多大の開きが存し、これが又過燐酸工業の獨占化を妨げる一主要モメントをなしてゐる。

著増せる生産額

技術が進歩し、資本が投下され生産能力が擴大された以上、硫酸の年生産量が増加したことは當然の結果である。英國硫酸協會の報告によれば、合成、副製、天然(智利硝石)窒素の生産量は一九二三—二四年度の一、〇五八千噸は次第に増して、最高生産年度なる一九二九—三〇年度には二、二〇四千噸に達してゐる。合成窒素の生産額増大が、かゝる情勢を馴致せるに與つて力あつたことはもとよりで自來生産量は減少に轉じてゐるのは、恐慌下の農産物價格が世界市場を通じ生産費以下に落込み、高價な窒素肥料を購入してまでも生産量を増さんとする經營様式が次第に排除され、こゝに窒素肥料の絶對的過剰生産、従つてまた滞貨の累増價格の暴落といふ資本主義生産制の矛盾に突當り、巨大なる生産能力を有しながらも、減産へと轉向せざるを得なくなつたことは、一般商品と全く同様である。最近の需給狀況は左表の通りである。

世界純窒素需給表 (純窒素、單位千噸)

全生産量	一九二九—三〇		一九三〇—三二		一九三二—三三	
	一九二九—三〇	一九三〇—三二	一九三〇—三二	一九三二—三三	一九三二—三三	一九三二—三三
内合成窒素	2,000	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500
副製窒素	1,200	1,050	1,000	1,000	1,000	1,000
智利硝石	4,500	3,500	3,000	3,000	3,000	3,000
全消費量	1,900	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
内農業用	1,500	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
其他	400	400	400	400	400	400
過剩或は不足(一)	2,500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

生産過剰に次ぐに過剰をもつてした世界窒素界は表示の如く、一九三〇年度純窒素にして二五三万噸、硫安に換算して一二六〇千噸の生産過剰となつたので、遂に減産を餘儀なくされ、やうやく昨三二年度六千噸の消費超過となり累年の巨大な滞貨の僅少部分が始めて消費された。

世界のかゝる情勢を縮小しやゝ變形したのが、わが國の硫安工業界である。この期間の内地需給を見るならば次表の通りである。

硫 安 需 給 表 (單位千噸)

年 次	内地 植民地を 生産含めて		年 次	内地 植民地を 生産含めて	
	輸入	内地 消費		輸入	内地 消費
大正十二年	一〇四	一〇四	昭和三年	三三	二四
同 十三年	一〇九	一〇六	同 四年	三五	二二
同 十四年	一三三	一〇四	同 五年	三六	三〇
昭和元年	一〇一	一〇〇	同 六年	三五	三三
同 二年	一〇一	一〇〇	同 七年	三六	三六

【備考】 肥料要覽および商工統計による

既述の如く、この期間内に新會社が續出し、既存會社は生産能力を擴張した結果、内地生産量は、大正十二年の一〇四千噸を一〇〇とすれば六年には三七八となり、植民地を(朝鮮窒素の生産量を主力とする)含めた昨七年の生産量六八五千噸は實に六五九となつてゐる。

尤も、これにほゞ比例して内地消費量も前掲の如く増大し、その結果、外安の輸入も昭和四年に至るまで毎年増加し、同年の輸入量三八一十噸は内地生産量二三五千噸の十六割強に當り、内地消費量五二〇千噸の七割三分強を占めてゐたが、同年後は植民地を含めた、わが國生産量と輸入外安の地位は轉倒したのみならず、昭和七年十一月以後

は殆んど外安の輸入は杜絶した。

現在我國で使用されてゐる肥料中原料の關係上輸入にまたねばならぬものは大豆粕と加里鹽類で、本調査の對象をなす過磷酸、石灰窒素は固より硫安すらも先に述べたやうに輸入を見ずして、需給に懸念のない状態にある。しかしながら、等しく輸入なしといふも前二者と後者の硫安とでは事情が大分違つてゐる。

主要生産國間における過磷酸、石灰窒素の生産技術の程度、生産費等を概観するにほゞ水準化され、またこの兩品は硫安に比べ比較的需給の調節もとれ、殊に重容量に比し價格が安いために、圓價に變動がなかつた時にすら我國への輸入は不可能であつた。

だが、硫安の輸入難は屢々指摘せる如く、圓價の暴落が主要原因である。前掲の如く世界の窒素界は今なほ生産過剰の重壓下にあつて、主要生産國はいづれも國內では高度の獨占價格を保持し、その利潤をもつてダムピング的輸出(内國價格と輸出價格と大差ありといふ意味において)に努めてゐるから、世界經濟會議か何かを契機に圓價が急に反撥すれば、直ちに外安の輸入は起る。その可能性を示すものとしては現下の輸入採算點である。強力なドイツ窒素ンチケート下の硫安國內價格は(八年六月)純窒素一噸、七六ペニヒ、平價で邦貨に換算して一噸約七十三圓、現在の爲替相場では約百四十四圓であるが、日本沖著値段は百圓程度であることを注意せねばならぬ。

既記の如く、我國硫安各社の公稱能力の合計は八四三・五千噸、これに一二七千噸の副製硫安能力があるから、その合計は九七〇・五千噸となり實生産量を公稱能力にまで高めた場合には、内地および朝鮮臺灣の全消費量を供給して剩りある勘定である。況んやこの外硫安に變成し得る石灰窒素の公稱能力も三八二・七千噸と實生産量を遙に凌駕してゐる。にも拘らず最近硫安會社の新設および増産計畫は各社で目論まれ、窒素協議會の調査によれば左表の通りである。

社名	新設及増産計畫	擴張設備及生産様式	起工年月	工事完成年月	製品賣出年月
東洋高壓(三池窒素系)	クロード式年産十二萬噸		八年三月	九年 末	十年 上期
昭和肥料	三萬噸		八年四月	八年 八月末	八年 九月
住友肥料	N・E・C式七八萬噸		目下工事中	八年 五月	八年 五月
滿洲化學	ウーデ式十八萬噸		八年五月	九年 秋	十年 上期
宇部窒素(大日本人肥系)	フアウザー式五萬噸		八月四月	九年 六月	九年 七月
矢矧水力	目下計畫中				

それゆゑに、所謂公稱能力なるものを信頼した、また前表の計畫が豫定年度に完了し、製品が出廻るものとするれば、昭和十年上期の植民地をも含む我國の硫酸製造能力は合計一、四二〇・五千噸といふ老大なものとなる。次に、過磷酸と石灰窒素の需給關係を見よう。

過磷酸・石灰窒素需給表(單位千噸)

年次	過磷酸		石灰窒素	
	内地生産量	内地消費量	内地生産量	内地消費量
大正十二年	五七	四二	二二	二二
同十三年	五五	五六	一三	一三
同十四年	六四	六六	一五	一三
昭和元年	七六	五二	一四	一四
同二年	九七	八四	一三	一八
昭和三年	九六	八四	一六	一六
同四年	九七	八八	一六	一六
同五年	九七	八八	一六	一六
同六年	九七	八八	一六	一六

後に述べる如く、過磷酸工業は國內の全消費量に對比して頗る老大な生産能力を有してゐるために、大正十年以來高度の操業短縮を行つて生産と消費の調節に努めてゐるにも拘らず、大正十二年を除き他の九年は何れも、生産過剰

となつてゐる。尤も内地生産量のうち臺灣、朝鮮の兩植民地、その他滿洲、支那、南洋等に輸出されるものもあるから、この數字から直ちに絶對的生產過剰にありとはいひ難いが、市價の變遷その他より觀れば生産過剰に陥つてゐると思はれる節々は多々あり、共販組合の統制下にある石灰窒素は公稱能力の五割強を休轉し、辛うじて需給の調節を得てゐるといふのが現状である。

變動激しい肥料價格と會社利潤の低下

以上で一通り硫酸、過磷酸、石灰窒素の生産態様、その需要との關係を見たから、次は轉じてこの期における價格の變動を

見よう、左表の通りだ。

肥料相場變動表(單位圓)

年次	硫酸價格				過磷酸價格				大豆粕價格			
	最高	最低	平均	同上指數	最高	最低	平均	同上指數	最高	最低	平均	同上指數
大正十二年	三三・〇	一五・〇	一九・〇	一〇〇・〇	一・八〇	一・一五	一・四三	一〇〇・〇	二・四	一・一	一・二五	一〇〇・〇
同十三年	二九・〇	一五・〇	一九・〇	八七・七	一・四〇	一・一	一・一五	一一〇・〇	二・七〇	一・一	一・二五	一一〇・〇
同十四年	三〇・〇	一六・〇	一八・〇	九〇・〇	一・一	一・一	一・一	一一〇・〇	二・三	一・一	一・二五	一一〇・〇
昭和元年	二八・〇	一六・〇	一八・〇	八六・六	一・一	一・一	一・一	一一〇・〇	二・三	一・一	一・二五	一一〇・〇
同二年	二四・〇	一三・〇	一六・〇	七〇・二	一・一	一・一	一・一	一一〇・〇	二・三	一・一	一・二五	一一〇・〇
同三年	二四・〇	一三・五	一六・〇	六八・二	一・一	一・一	一・一	一一〇・〇	二・三	一・一	一・二五	一一〇・〇
同四年	二四・〇	一三・〇	一六・〇	六八・二	一・一	一・一	一・一	一一〇・〇	二・三	一・一	一・二五	一一〇・〇
同五年	二四・〇	一三・〇	一六・〇	六八・二	一・一	一・一	一・一	一一〇・〇	二・三	一・一	一・二五	一一〇・〇
同六年	二四・〇	一三・〇	一六・〇	六八・二	一・一	一・一	一・一	一一〇・〇	二・三	一・一	一・二五	一一〇・〇
同七年	二四・〇	一三・〇	一六・〇	六八・二	一・一	一・一	一・一	一一〇・〇	二・三	一・一	一・二五	一一〇・〇

【備考】平均相場は肥料要覽、その他は深川市場相場

注意するまでもなく、肥料は季節的變動によつて最も敏感に價格の動く商品の一つである。それ故年平均價格の差だけ必ずしも總取引には影響してをらぬが、各肥一様に低落の一途を辿り、殊に硫酸が甚しい。表示の如く大正十二年を基年とすれば、その百分比は逐年低下し七年は僅かに三七・七である。大正十二年の最高値二三二圓を七年の最安値五五圓と比較すれば實に一〇〇に對する二三・七である。

これに較べると過燐酸の低落率はやゝ少く、大豆粕に至つては殆んど全消費量を輸入に仰ぎ、その供給量が自然によつて左右される農産物であるだけに、時に反騰もありカーブに起伏はあるがこれも大體低下の傾向を辿つてゐる。肥料價格のかゝる低落は一般物價と同様、世界經濟恐慌、就中、その一主要モメントをなせる農業恐慌に起因するが、その説明はこゝでは省略する。が、かゝる根本的原因の外、副次的なものとして本位貨價値の變動が、また少からず影響してゐることである。前表において、三種肥料の指數が昭和五年以後その次前に比べ著しく低下してゐるのは、金解禁の影響によるもので、反對の現象が昭和七年に現れて居らないのは恐慌の深化によつて打消されたものを見るべきであらう。

この期における肥料價格の低落が如何に烈しかつたかは、肥料自體からでなく、他の側面即ち他物價との比較からも看取出来る。商工省の調査にかゝる大正十年より同十二年に至る全三ヶ年の平均價格を基準とせる全國卸賣物價指數中より穀類、肥料（硫酸、過燐酸、鍊粕、大豆粕）および總平均の三つを併記比較して見よう。

年次	穀類	肥料	平均
大正十二年	103.3	103.0	97.4
同 十三年	113.6	103.5	103.0
同 十四年	113.5	106.8	103.7
昭和元年	111.8	113.3	111.2

年次	穀類	肥料	平均
同 二年	103.5	84.3	88.1
同 三年	109.3	83.5	88.3
同 四年	107.7	81.8	85.4

穀類は十四年反騰して一三三・五點に上つた後低落したといふものの、昭和四年の一〇七・七點はなほ十二年より六・四點高位にあり、この間における平均指數の低落が一四點なのに對し、肥料は十四年を除き連年續落二二・二點といふ大幅な動きを示してゐる。

次に昭和四年十二月といふ特殊な一ヶ月を基準にとつてゐるその後の發展情勢を見れば次の通りだ。

年次	穀類	肥料	平均
昭和五年	104	100	101.8
同 六年	102	105	103.5
同 七年	105	109	107.1

(上半年期)

これによつて見れば、七年はやや反對の傾向を示してゐるが、恐らく上半期のみを集計したために起つた結果で、以上を綜合すれば肥料價格の低落は一般物價のそれを超越する烈しいものであつたと斷じて大過ない。しかも、かゝる肥料價格の絶對的或は相對的の低落が我國のみに限られた現象でなく、世界に共通するものであることをドイツ統計局とアメリカ勞働統計局の調査から窺ひ知ることが出来る。

年次	指數	年次	指數
一九二四—二五年	103	一九三〇—三二年	102
一九二五—二六年	107	一九三一—三三年	105

(三月迄)

年次	平均物價	農産物	肥料	年次	平均物價	農産物	肥料
一九一九年	109	100	104	一九三一年	103	92	106
一九二三年	104	100	100	一九三三年	106	95	103
一九二七年	107	103	103	(三月迄)			

アメリカ (一九一三年基準)

以上述べた如く、肥料価格は一般物價、時には低落率最も甚しいとさへいはれる農産物價格よりも甚しい激落を演じてゐるが、内外を通じかゝる情勢に至らしめた主因は、勿論農業恐慌と肥料の絶對的過剰生産の二に歸せらるべきものである。

肥料界は價格のかゝる暴落による採算難を技術の進歩と、經營の合理化による生産費の切下に救ひを求めた。

昭和二、三年頃の合成硫安の一噸當り生産費が電力費を一キロワット時四厘九毛としても一噸、一二二圓もしくは一〇〇圓と稱され、嘗てドイツ硫安がダムピングなるをもつてダムピング關稅の賦課を當局に陳情せる際の我國硫安會社の一噸當り生産費が最低七五圓、最も割高な電氣化學は百圓をこゝと報ぜられたのに對し、最近では著しい低下を示してゐる。たとへば昭和六年十月現在の各社生産中最も安い昭和肥料の一噸當り直接生産費は三七・六〇圓、六ヶ半年に建設費を償却するものとして、噸當りの償却費を十圓と見込むもなほ四七・六〇圓、と報ぜられ、日本窒素は六一・六四圓、朝鮮窒素は五九・二三圓等々といふが如き推算が下されてゐる。

當業者のいふ生産費が故意に高く、或は安く實際と掛離れてゐることは往々見る所で、しかも外部から推計を下すことは甚だ困難であるが、直接、間接の一切生産費が優良な經營の下では一噸四十圓を出でないと見るのが正しいであらう。

これを外國の例について見るも生産費は驚く程大幅に切下げられてゐる。試みに次のドイツにおける硫安或はアムモニア中の窒素一キロの生産費を見よ。

一九一四年	ハーバー法による硫安	五〇・ベニ	一九一七年	ハーバー法によるアムモニア	五〇・ニ	一九三〇年	合成法によるアムモニア	三〇・〇
-------	------------	-------	-------	---------------	------	-------	-------------	------

【備考】 前二者はウェーザーの「窒素工業」後者はグロスマンの「世界の窒素工業」による

勿論、硫安の生産費もまた窒素の生産費に比例して切下げられてゐる筈である。硫安一噸中に含まれる窒素が二〇〇キロとして當時の硫安生産費は約六十圓と計算されてゐる（前掲の窒素一キロの生産費五九・ベニを二倍し、平價で邦貨に換算した額は約五十八圓）から、一九三〇年の一二・ベニが硫安としての窒素一キロの生産費の九〇％に當るアムモニア水形態のものであり、かつそれに合成費その他の直接、間接生産費が必要とするも噸當りの生産は廿圓そこそこのものと認められ、かゝる顯著な切下がわが國硫安業においてはなかつたにしろ、これ等を綜合し、彼我對照すれば既記の如く一噸四十圓と見ても過小に失することはなく、この點からいへば、輸入硫安が果してダムピングなりや否やは疑はしい。

硫安とほぼ同一の過程を通つて、商品となる石灰窒素にも殆んど同じやうな生産費切下が行はれてゐる。これに對比すると過磷酸は資本額に對する従業員數の割合が低く、製造技術そのものに大變革がなかつたため大した低下はなく、たゞ生産費中の主要部分を占める硫酸の製造費が若干低下してゐるのと各社間の激烈なる販賣競争が彼等を驅つて各過程の合理化に向はしめたので、多少の引下げはあるが、この期の初めの一圓十五錢程度より最近では約九十錢ぐらゐと計算されてゐる。

以上の如く、各肥の生産費切下は相當行はれたが、市價の低落の方がより大であつたから、肥料會社の業績は最近頗る低下した。一切の肥料會社を網羅せる商工省會社統計より轉記せる次表を見よ。

即ち農業恐慌の激化した昭和五年以後の純益金は、その前年に比べ激減し反對に純損金は五倍以上にもなり、業績は甚しく悪化してゐる。昭和四年の純益金より純損金を引いた益金が一〇、〇八六千圓であるのに對し、六年の益金は僅かに二、三七六千圓へと約四分の一に激落し、出資額または公稱資本金に對する利益率も六分より一分へと低落してゐる。

經營が出来ない。この事實が何よりも先、独占資本に轉化する主要モメントをなしてゐる。しかも、窒素工業がわが國において企業化した時は、昭和二年の金融恐慌、續いて起れる金融禁を契機として金融資本が急速に擡頭した時期で、不況による資金の需要減退の恰好な捌口を求めつゝあつた時代でもある。それ故、大財閥が直接資本を投じ經營し、或は債權の引當として讓渡をうけ、または若干の持株、社債の引受、資金の融通等によつて、直接、間接經營に参加し、或は全製品の販賣を引受けることによつて、コネクションを保つてゐるものもある。程度の差こそあれ、三井、三菱を初め各財閥の支配下にある會社名を挙げれば次の通りである。

會社名	資本金	生産能力	會社名	資本金	生産能力
三井系			朝鮮窒素	千圓	(千噸)
電氣化學	一七,五〇〇	三〇〇・〇	計	六〇,〇〇〇	一三〇・〇
クロード式窒素	一〇,〇〇〇	八・五	住友系	二六,二五〇	五五〇・〇
三池窒素	二,五〇〇	五〇	住友肥料	五,八〇〇	四〇・〇
計	三〇,〇〇〇	二四・五	大川・田中系		
三菱系			大日本人肥	三,八〇〇	六〇・〇
日本窒素	五,三五〇	二二〇・〇			

なほ三井三菱兩財閥には副製硫酸を産する製鐵會社がある。前者には日本製鋼、釜石鑛山、後者には三菱製鐵があるが、これを除いて、前表の拂込資本金、生産能力から二大財閥の現有勢力を見るに三井系は一五・六%、一七%(電化の生産能力は半分だけ硫酸になすものとし)三菱系は五九%、六五%を占めてゐる。

豫め先に斷つてゐる如く、前表は濃淡の別なく、何らかの契機を通し直接、間接コネクションありと認められたものを大別して掲げたのだから、前掲の比率が直に兩大財閥の硫酸界における實勢力を現すものでない。三井系がクロード、三池兩社を直接經營し、電化には關係重役を持ち、その製品を一手に販賣してゐるのに比すれば、三菱の日窒

およびその姉妹會社なる朝窒との關係は僅かに社債の引受、資金の融通、製品の一部販賣にとどまる。

更にまた、窒素工業はすでに資本の構成が高度化し、独占過程に入つてゐた電力事業と密接な關係を持つてゐることが、斯業の急速な独占化に與つて力ある。昭和肥料は最近株式を賣出したが、東電系の東信電力の子會社ともいへる。

独占化へのもう一つの拍車として外國硫酸との競争がある。硫酸配給組合の生みの親ともいふべき窒素協議會は硫酸關稅の設定、或はダムピング關稅の適用を前提として、硫酸カルテルの結成を意圖したが、昨七年以來の圓價低落はこの前提をほとり満たすに至つたので硫酸配給組合が直に結成された。

最後に擧げておかねばならぬのは重要産業統制法、工業組合法等の公布實施による立法的な、國家權力の支援による独占化への發展である。重要産業統制法は肥料を直接適用の對象とはしてをらぬが、硫酸および過磷酸の主要原料をなす硫酸およびカーバイトにおよぶこととなり、工業組合法によるカルテルの強化は過磷酸において見るところである。

次に簡單ながら各カルテルの現状を述べよう。

過磷酸のカルテルなる過磷酸肥料工業組合の設立は昭和五年であるが、その別働隊ともいふべき過磷酸同業組合および人肥聯合會の起されたのは遠く、この期の前である。過磷酸工業にあつては工業組合が生産制限、アンガウル燐礦の共同買入、輸出の奨励等生産に關する統制を扱ひ、これと併行して人肥聯合會なる同業者間の社交團體、その下に、價格の協定を任務とする關東のみる會、關西の水曜會なる販賣協議機關があつた。さうして、この縱斷的諸機關を悉く働かして初めて、カルテルの機能を發揮することが出來たが、住友は六年まで、多木肥料は現在も工業組合に加入を肯じないので、独占の形式は具へながら、實は独占價格を維持してはをらぬのである。事實について見るも過磷酸界は大正十一年以來次表の如き高率操短を殆んど絶間なく續けてゐる。

過燐酸操短率表

期	操短率	期	操短率	期	操短率
自大正十年三月	二〇%	自二年五月	二六・六%	自五年十一月初旬	四〇%
自同一年五月	二〇%	自二年九月	二六・六%	自五年十一月中旬	四〇%
自十一年六月	三五%	自二年十月	三一・六%	自六年六月末	五五%
自十四年十二月	自由操短	自三年八月末	自由生産	自六年七月中旬	六〇%
自十五年五月	二〇%	自四年九月	三〇%	自同六年十二月中旬	五〇%
自十五年十二月	全休	自四年十月	二〇%	自同七年六月	五〇%
自大正十五年十二月	全休	自五年九月末	三〇%	自同七年七月末	五〇%
自昭和二年五月	二〇%	自五年十月末	三〇%	昭和八年三月以降	二五%

また、大川、田中財閥の経営にかゝる大日本へ肥は昭和三年北越人肥を買収するまでに十数社を合併し、臺灣肥料神島人造、大阪アルカリ、日東硫曹の四會社を子會社とし、五會社の昭和七年末公稱資本金は四二、〇八五千圓に達して過燐酸十三社の總額六九、一三五千圓の六一%を占め、拂込資本金は三〇%五一四千圓におよんで、總計四九、〇一四千圓の六三%となつてゐる。生産諸關係においても昨七年の實勢は次の通りである。(單位千噸四捨五入)

會社名	生産能力	生産高	販賣高	會社名	生産能力	生産高	販賣高	會社名	生産能力	生産高	販賣高
大日人肥	七五	三二	二四	新潟硫酸	四	三	三	東洋人造	三	一四	七
臺灣肥料	八	六	〇	ラサ島燐礦	二三	〇	〇	帝國人造	三	元	元
神島人造	天	天	天	多木製肥	二〇	一	二	合計	一、六三	八三	九八
大阪アルカリ	三	元	元	大日本特許	三	三	元	人肥系の合計	六	四	四
日東硫曹	二三	三	三	大阪グアノ	四	三	元	に對する比率	六%	四%	四%
小計	一、〇六	四七	四三	住友肥料	二六	一〇	一四				

過燐酸工業にあつては一目表示でわかるやうに、生産全能力に對する昭和七年の生産額は僅かに五四%にしか當つてゐない。前掲の如く、過燐酸界には各種のカルテル機關が具はつてをり、また、今右に見るやうに大日本人肥系は

斯界に歴代的大勢力を持つてをり高率の操短を續けてゐる。それにも拘らず、獨占價格を維持出來ないのは實に、需要量に殆んど倍する生産能力を擁してゐることに根本の原因が胚胎してゐる。殊にカルテル外に立つ多木製肥は強制操短をうけないだけに、生産能力に對する實生産量は高く、従つてまた競争力が大きい。これに比較するならば、人肥系は噸當り生産能力が高い固定資産を負擔してゐる上に、操短をやつてゐるから競争力は極めて弱い。多木は再三のカルテル加入交渉に應じないので、最近人肥聯合會を解散し、工業組合のみで生産を統制し、價格の協定は「みのる會」「水曜會」を廢し、多木を除外して關東に「東燐會」關西に「關西燐酸會」を新に作り、今までの硫酸の側よりする操短率を、全機能より算出せる操短率によつて生産、販賣の全面的な統制を劃してゐる。しかし、その基礎となるべき生産の諸關係が前述の通りであるから、この新たなカルテル組織も極めて脆弱なものであらう。

硫酸のカルテル配給組合が昨七年九月設立されるに至つた客觀的情勢も諸所で略記した通りである。このカルテルに加盟してゐる會社は、日本窒素、昭和肥料、大日本人肥、電氣化學、三池窒素、住友肥料、朝鮮窒素の七社で、凡ゆる勢力において我國硫酸工業の約九割を占めてゐるから、相當強固である。殊に七年以來の市價暴騰には重大な役割を演じてゐるが、このカルテルの強化が果して永續するか否かは疑はしい。第一に、支援となつてゐる圓價安は將來どうなるか。現在でもドイツ硫酸の輸入懸念で高値が抑へられてゐる以上、圓價が少し騰れば唯一の砦が破られる怖れがある。

第二は、生産様式の不均衡、生産能力、實生産量の噸當り固定資産の大小に基く相互競争力の大小、既記の如き生

産の無計画的な膨脹等々。いづれも將來のカルテル強化を脅すに十分な不安材料である。

尤もこれ等不安材料も將來の技術進歩によつて、最近消費の激減してゐる大豆粕にどれだけとつて代り得るやといふ程度によつて幾分解消される。窒素肥料としての大豆粕が割高なことは次表でもわかる。いづれも窒素百匁の價。

昭和	大豆粕		硫安			
	同	同	同	同		
二年	四一八	二四・九	同	五年	三・六	二六・三
三年	四四五	一九・八	同	六年	一九・三	二三・一
四年	四四六	二〇・七	同			

それ故、大豆粕の輸入は最近減退し殊に農業恐慌の深化するにつれこの傾向は強く、昭和六年の輸入量一、〇三三噸に對し、七年は六二九噸に激減してゐる。

石灰窒素のカルテルは、昭和三年の電氣化學、日本窒素信越窒素の協定に發し、昭和四年共販組合にまで發展したが、翌五年割當數量を挟んで紛議を起し一旦解散したが、同年十一月、電氣化學、日本窒素、昭和肥料、信越窒素、大日本人肥、北越水電、中越電氣、大同肥料、東京發電の九社をもつて組織し、生産制限、價格の協定、共同販賣を主要任務とし、販賣を引受けてゐる三井物産、三菱商事はその背後にあつて、金融資本による窒素工業制覇を具體的に示してゐる。石灰窒素のカルテル強度もほど硫安と同じく、設立、解散、設立といふ過程のうちこそ、斯業の持つ矛盾を遺憾なく暴露してゐる。

流通部面における變遷

肥料要覽の示すところによれば、肥料賣買營業者數は昭和元年の四六、一二七を絶頂に毎年減少し、六年には四三、九一三となつてゐる。

生産部面における發達にも拘らぬ、營業者の減退は一に大資本間の肥料資本を通しての流通部面への進出と、二には産業組合による肥料の配給統制に歸すべきものであらう。

すでに古くより消費の普及してゐた過磷酸は大資本間を経由せず、地方肥料商と特約店制度を結んでゐたのに對し、窒素工業においては金融資本が極めて急速に進出し、その背後にあつて、カルテル強化に指導的役割さへ演じてきたから、經營に直接、間接参加し、その代償として販賣權も獲得した。

三井物産、三菱商事は自己の資本間が經營せる會社の製品は勿論のこと、硫安配給組合、石灰窒素共販組合をもその支配の下において、その大部分を分割して販賣してゐる。殊に三井物産は電化の製品を、三菱商事は部分的ながら日本窒素の製品をそれ／＼各支店、出張所を通して直接販賣する分量が年々増加してきたから、地方商人の活躍し得る範圍は極めて縮小されてきた。

これ等の二大財閥は、銀行資本によつて直接經營に参加し得るものの製品の商權を獲得し、しからざるものに對しては時に豊富な商業資本を動員し外國品を輸入して、内地當業者と激烈な競争さへ演ずることがあるから、勢ひこの二大財閥に販賣權が集中される。

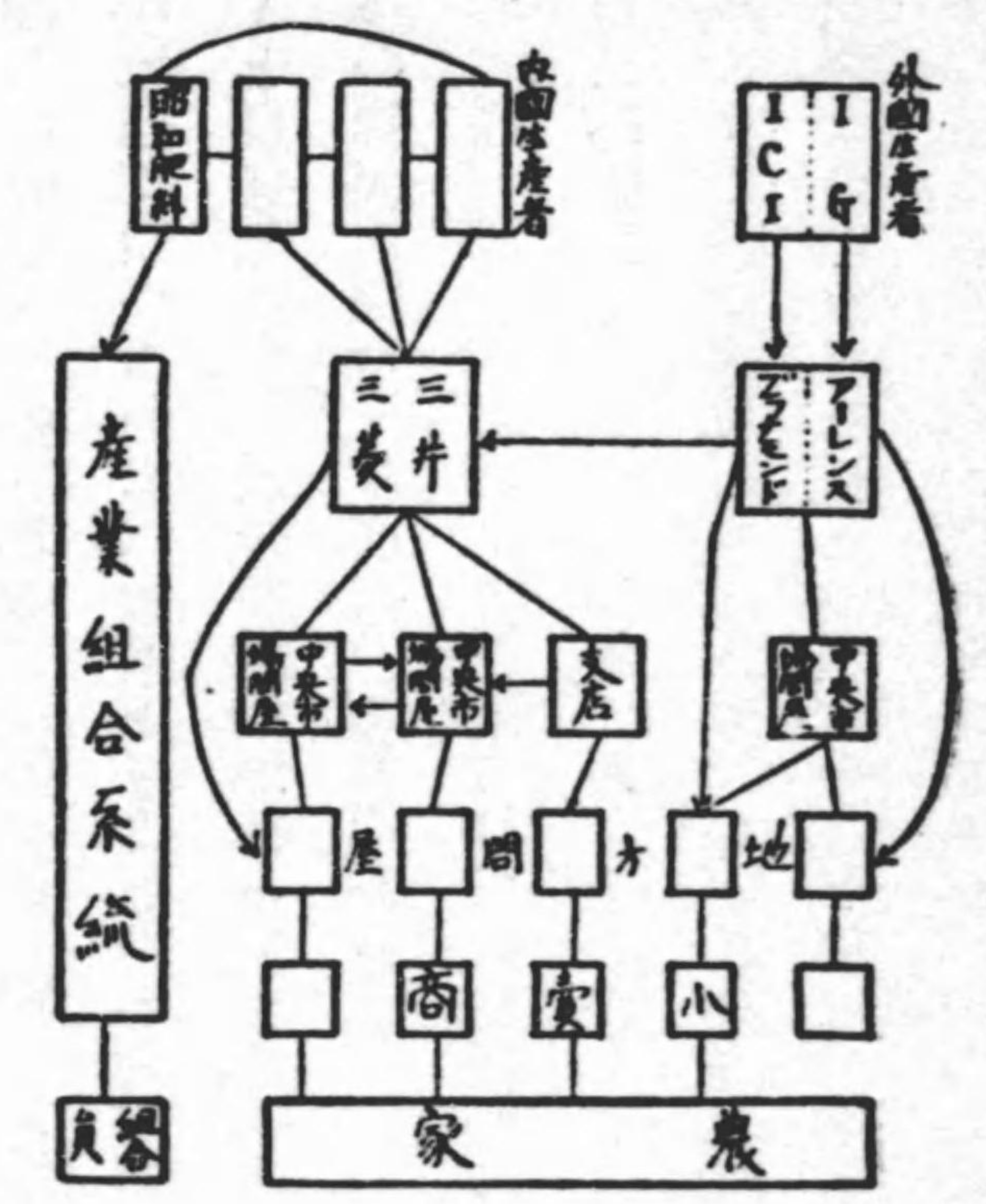
肥料の流通部面においては大資本による中小資本の没落といふ資本主義下の定石以外に、國費の助成によつて最近メキ／＼と發展した産業組合の猛襲がある。

これ等の關係を圖示すれば次の通りである。

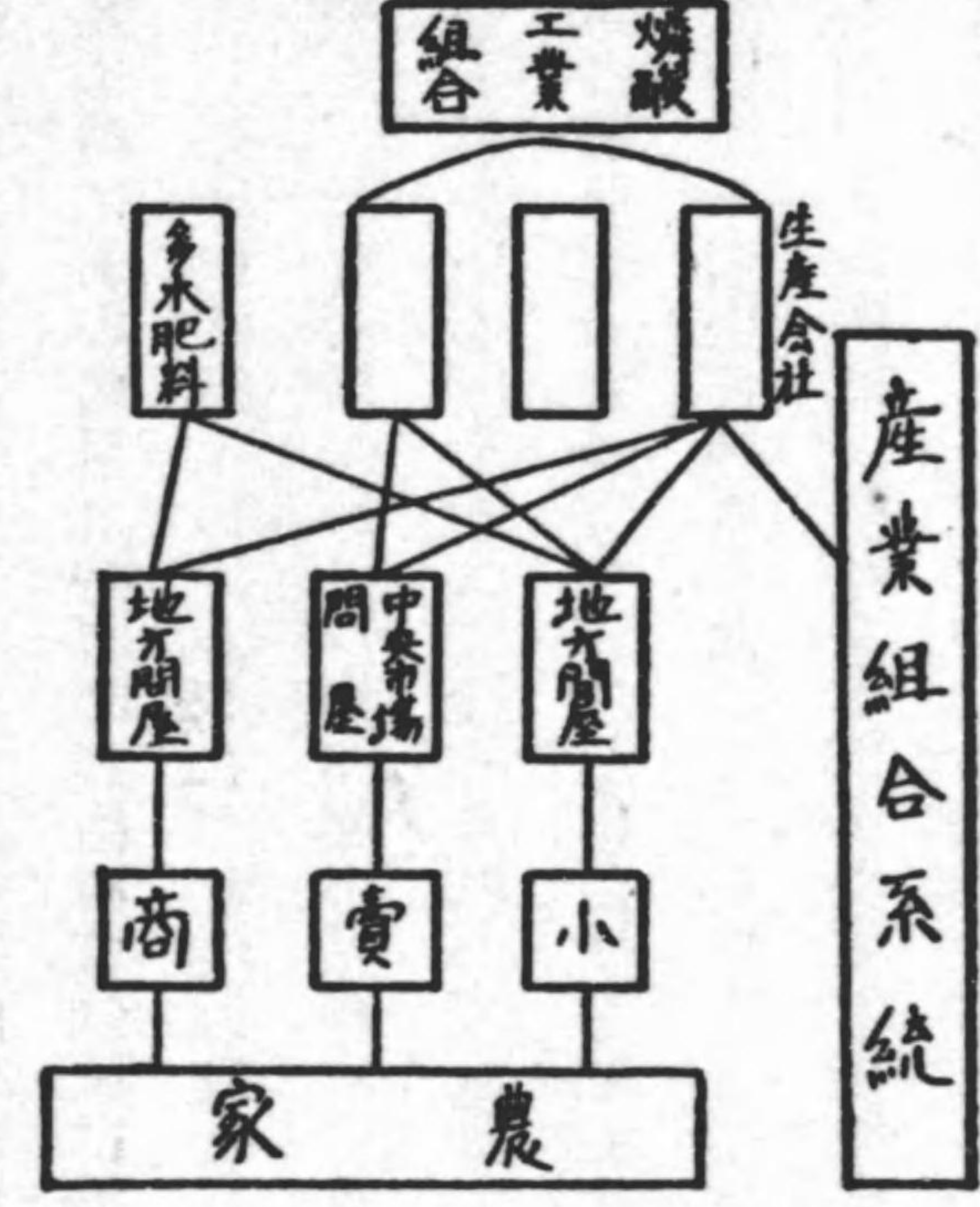
かくて、腹、背の二方面より挾撃されては肥料商の激減するの當然、遂に彼等も七年來議會に請願書、建議案を出して自己防衛運動をやつてゐる。が、その鋒先が産業組合側のみ向けられてゐる。

わが國の金肥消費量は近年減少したが、約四百萬噸と推計されてゐる。産業組合系統中全國購買組合聯合會による肥料の配給は最近激増したといふものの七年は三十六、七萬噸である。總消費量中何ほどが三井、三菱らの大資本間によつて販賣されてゐるかは不明であるが、將ろこの方面よりの壓迫が強いのではあるまいか。

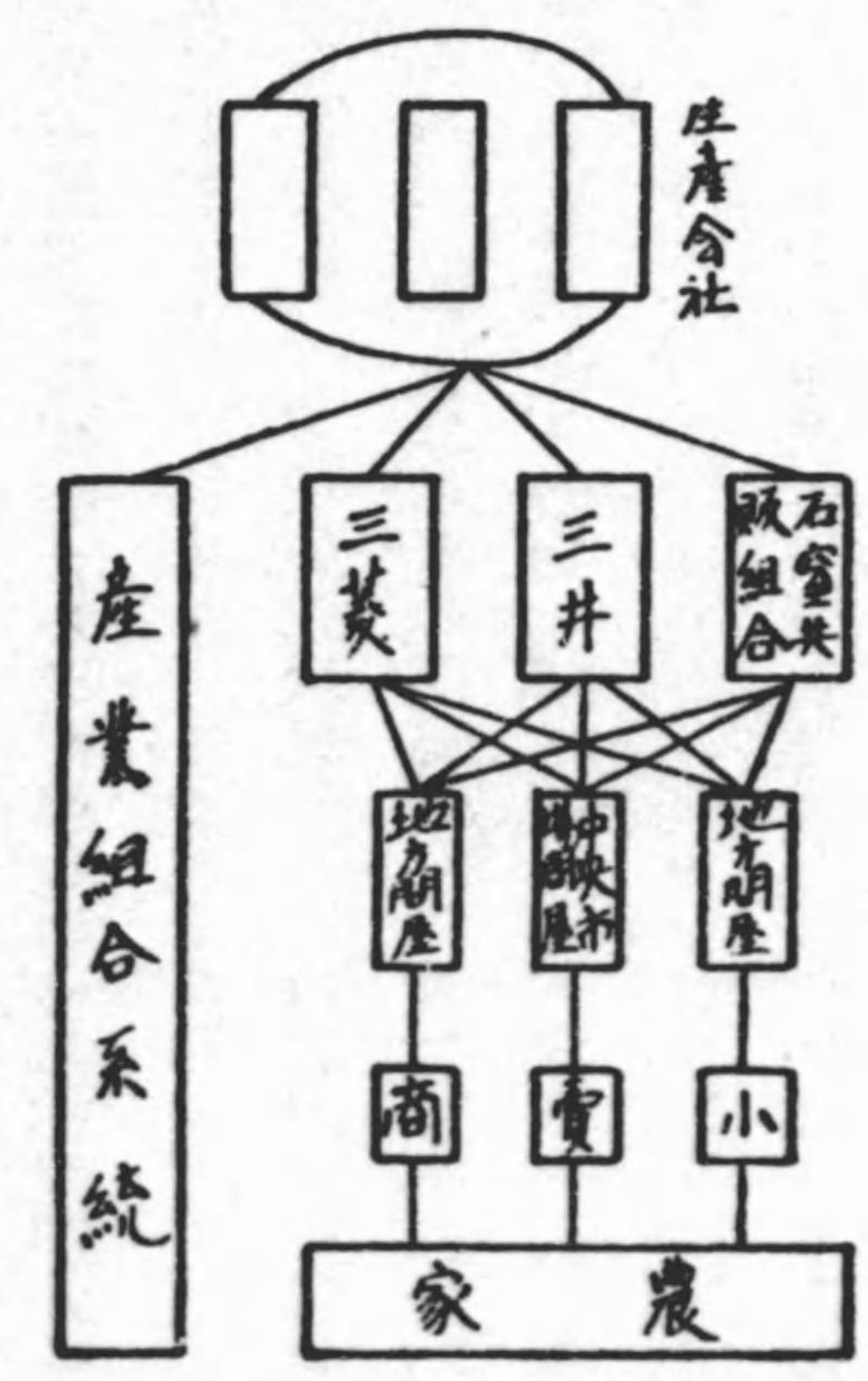
程過賣販安硫 1



程過賣販酸燐過 2



程過賣販素窒灰石 3



結言として

農業恐慌の深化につれ、わが國金肥の總消費量は激減し、價格も昭和五年の二四四、二一五千圓が昭和六年には一八五、三一八千圓へと五八、八九七千圓、二割四分強も減つてゐる。政府もまた農業恐慌を自主的に打開せしめんとの見地から（成否は別問題だが）金肥を自給肥料に代置せんとする運動を起してゐる。現在の農産物價格では高い金肥を使つて農業を経営することは引合はないがさりとて金肥を自給肥料に換へることは部分的に成功しても大勢の許さぬところである。

前説が許容されぬと同時に、次の如き單純な機械的見解も認容出来ぬ。それは、現在我國の反當窒素施用量が一・五貫であるが、全國卅七ヶ所の農事試験場の水稲についてなせる試験によれば、窒素肥料の施用と收穫には次のやうな關係があるから、水稲については勿論、その他の作物の場合にもこの關係に基き金肥の消費が増すであらうといふ説である。

反當窒素施用量	一・〇	反當收穫	二・四五
反當窒素施用量	一・五	反當收穫	二・七〇
反當窒素施用量	二・〇	反當收穫	二・八五
反當窒素施用量	二・五	反當收穫	三・〇〇
反當窒素施用量	三・〇	反當收穫	三・一五
反當窒素施用量	三・五	反當收穫	三・三〇

以上觀きたつたやうに、金肥の需要は將來大して變化のないものやうであるが、農業恐慌が克服されない限り、肥料問題の解決が政府の力に俟つことが多い。第六十四議會にもこの問題を繞つて種々の議論が交された。しかし、實際問題としての硫安對策の如きは、金融資本、産業資本を行政的に監督する商工省と、農林行政の衝に當る農林省との意見は絶えず反撥し、資本主義の矛盾をそのまま暴露し、政府の力を必要とするにも拘らず、これによつて需給の調節、價格の安定は期待し難い情勢にあり、この十年間に迷つてきた肥料界の發展様相は、そのまま押進められるだけである。

洋紙業

量的發展

洋紙業の現地位

洋紙業は、これを纖維工業としてみれば紡績業に次ぐ巨大産業であり、化學工業としてみれば、その王座を占める大企業である。しかし、その發展の歴史は新しい。企業規模の大膨脹を來たしたのは最近の十年、大體において世界大戰後のことである。一例として、洋紙大會社の資本金變化を見ると、王子製紙は大正九年に拂込資本一九、八〇〇千圓が昭和七年末には四八、七〇〇千圓に、二倍以上に膨脹し、富士製紙は、大正九年二四、〇〇〇千圓が昭和七年に五九、〇〇〇千圓と、これまた二倍の増加となつてゐる。昭和七年末における製紙聯合會九會社の公稱資本金合計は二億四千九百萬圓、うち拂込資本一億八千五百萬圓である。なほ、洋紙業が日本産業界に占める現地位を示す若干の主要事實を左に記しておく。(昭和七年)

洋紙製造高	一、三二、三五千磅	同	販賣高	一、四四、七七千磅
販賣金額	これは、正確な數字は不明だが、内地販賣だけで、一億三千萬圓ぐらゐに達するものと推定される。			
洋紙輸出高	七、六三、三三三千磅	八、二六、二六千圓	工場數(パルプ工場を含む)	四

従業員	職員	三、〇〇〇人	職工	三、〇〇〇人
使用原料(石炭)		一、五〇〇千噸		
使用動力		十二萬馬力		

(化學工業従業員總數の約一割五分に當る)
(重要工業石炭消費高の約三割五分)
(重要工業電力使用のうち、第四位を占める)

生産規模の發展

洋紙業の生産發展は、多くの事業のそれと同じく、大正九年の大恐慌をもつて、一轉期を劃するものと認められる。大戰中は外品の輸入殆んど杜絶し、内地諸會社は晝夜兼行で擴張また擴張、猛烈に増産に努めたが到底需要に應じ切れず、市價は暴騰して、大正六年には、遂に暴利取締令が發動して、洋紙相場の暴騰抑制も取締りの一項目となり、更に印刷紙の輸出制限令も發布されたほどであつた。しかるに九年の恐慌襲來するや洋紙業も急激に萎縮し、一時的ではあつたが、需要激減、市價暴落の窮地に陥り、斯業としては最初の限産協定を實行して對策を講ずる仕儀となつた。ここで、洋紙業發展の第一期は終りを告げたのである。

ところが、その後、十二年の震災を起點として、また膨脹期に這入つた。それは、質、量ともに、第一期膨脹とは比較にならぬ大發展であつた。震災以後、最近に至るまでの十年間において、明治初年以來徐々に發展して來た全産規模の二倍以上に、一気に膨脹してしまつたのである。たゞに、量的に膨脹しただけではない。内容的にも、この最近十年間に、巨大會社の覇權制が實現され、遂に、昭和七年末、完全獨占企業の成立を見るに至つた。しかし、質的發展の跡は後節に詳記するとして、まづ量的發展について、大體の説明を加へてみる。

まづ、企業規模の膨脹の跡を見よう。王子製紙調査の表によれば聯合會各社の綜合數字は次表のやうになつてゐる。同表によれば、拂込資本金または社債および借入金等、生産設備の膨脹を意味する數字は、過去十年間に、いづれも二倍乃至三倍に激増してゐる。九年の反動以後、不況繼續時代に這入つたとはいへ、諸産業はやはり大抵膨脹を續けてゐるのだから、洋紙業の生産發展もこの意味では、別に奇とすることはない。たゞ、洋紙業において特異と思はれ

生産高	販賣高	消費高
大正十一年 三九、四三、三三	大正十一年 六七、五九、千	大正十一年 六六、四二、千
昭和七年 一、三三、三、五、千	昭和七年 一、四四、七、七、千	昭和七年 一、三九、八、六、千
増加率 二〇割四	増加率 三五割	増加率 一九割四

右によれば、最も重要な消費高は、過去十年間に一九割四分、平均して一年九分四厘づつ殖えて来たことが知られる。しかし、更に、過去二十年間の統計を見るならば、消費増加率は、一年平均一割以上を示してゐるから、最近十年間においては、その増加率が、やゝ鈍つて来たことが解る。これは大切なことだ。ただし、かく、最近十年間に消費増加率が低調となつた原因は、洋紙消費がすでに飽和點近くに達したと解すべきではなく、財界の不況の累年深化の反映と見るべきであらう。従つて、財界の景況回復が實現されるときには、洋紙消費の増加率は、また往年の如き高率を取りかへす望みがあると考へられる。

も一つ、右統計が示す特異な象現は、昭和五年度に至つて、消費量の絶対額減少が起つたことだ。これは過去二十餘年來、かつてない現象である。金解禁恐慌が、如何に深刻であつたかを如實に示してゐる。その後、消費高は幾分増加したが、昭和七年度においても辛うじて四年度の消費高を僅かに凌駕してゐるに過ぎない。

操短時代

大正九年の財界反動後、洋紙業も一時操業短縮時代に入つたことは、前に一言したが、本項で改めて、操短史を略記する。それについては、操短實行の指導機關として、洋紙業全体の統制組織に關して、一應の説明を加へておく必要があらう。

洋紙業は、新聞用紙生産と、一般洋紙生産とに二大別されるが、この二者について、それぞれ舊くから統制機關が發達してゐる。新聞用紙生産に關しては、王子、富士、樺工三社からなる共販會社、一般洋紙については、洋紙聯合會がある。今は、この後者について述べる。

洋紙聯合會の母體は、明治十三年十二月、王子製紙以下五會社が結合して作つた製紙所聯合會で、全文十九ヶ條から成る統制條規を成立させた。重なる内容は市價維持を目的とする價格協定である。この洋紙聯合會は、わが國の統制機關中、最舊に屬するものの一である。製紙所聯合會は、後に、日本製紙聯合會と改稱され、統制の内容も價格協定は廢されて、生産制限を唯一機能とするやうになつた。但し、昭和五年以降の洋紙業恐慌時代におよび聯合會の機能は限産の他、市價協定、輸出奨励、ストック管理等多方面に擴大されることになつた。これ等の點については、後記する。

大正九年から大正十一年までを第一期操短期とする。大戦景氣で膨脹した生産設備が、一應こゝで過剩状態に陥り事業は萎縮期に入つた譯である。その時期の操短率の變遷は左の如し。

- ・ 大正九年七月—同年十一月まで一割限産。
- 大正九年十二月—同十一年三月まで二割操短。
- 大正十一年四月—同十一年九月まで一割操短。

操短の目的となつた製品は、上等印刷紙、一般印刷紙、模造紙、筆記用紙および畫用紙で、これらは一般洋紙の中心をなす主要製品である。

大正十二年以後、二、三年間は中間的繁榮期が來た。反動以後の市價激落で、國民の消費力が相對的に増加したとと、震災の大事變があり、新聞、雜誌一般出版物の急増したことなどが、この中間期繁榮の原因である。詳しく説明する必要はないことだが、洋紙の消費は、戦争その他の國民的大事變あるごとに急増し、そして一旦増加した消費は、そのままに繼續されるといふ特質をもつてゐる。かくて、大正十五年まで、無操短時代が続いた。

ところが、第一項「生産規模の膨脹」の所で示したやうに、洋紙生産設備は、この中間繁榮期中に大擴張され、當

然の結果として、再び生産過剰難に當面することの餘儀なきに至つた。大正十二年八月から、また限産時代に入つた。限産の目的製品は、第一期操短のそれと同じである。

大正十五年八月より、一割二分。

昭和二年一月——同年九月まで一割七分。

昭和二年十月——三年十月まで一割四分。たゞし、この期間内には操短率は一割二分、一割六厘と漸減され、三年十一月からは、全操業となつた。

だが、操短撤廢は、ホンの一時的のものでつた。最早、この時代には、洋紙業は、全體として根本的な生産過剰の重壓を負うてゐたのである。だから、操短撤廢後、半年も経たぬうちに、また生産大過剰に陥り、昭和四年四月からずつと最近に至るまで、操短率には時々の変動があつたが概して高率操短を續けてゐる。ある時期には五割五分といふ、他の事業には、比類のまれな高度限産をやつたことさへもある。

昭和四年五月——同年九月まで二割乃至一割操短。

昭和四年十月——同年十一月まで、二割五分乃至一割二分五厘。

昭和四年十二月——五年十一月まで、三割五分乃至一割七分五厘。

昭和五年十二月——六年八月まで、三割五分乃至二割五分。

昭和六年九月——同年十一月まで、四割五分乃至二割八分。

昭和六年十二月——最近まで五割五分乃至三割。

右によつて明らかやうに、昭和四年以降、限産率は、次第に高まつて來てゐる。限産率の變移は洋紙業苦難のバロメータである。特に、昭和六年下半年期には、完全な恐慌状態を呈した。日支事變勃發のため、輸出が杜絶したこと

金解禁の影響が全面的に現はれ、輸入紙の壓迫甚だしく、更に、歐洲諸國の金輸再禁止は外紙の脅威に輪をかけた。この時、僅か半年で、洋紙相場は總平均一封度一錢以上の慘落となつた。洋紙の利益は優良會社でも一封度二錢位のものだから、一錢の市價下落は、利潤の大半をケシ飛ばすほどの大打撃だつたのである。

しかし、昭和七年におよんで、さしもの恐慌も、どうにか中心圏から遠ざかることが出來た。日本の金輸再禁止が恐慌の嵐を、一とまづ吹き拂つたのである。そこで七年度以降から、操短率も、次第に緩和されることになつた。それでも、まだ三割の限産で、三分の一の資本は遊んでゐる。前途立直りは容易でない。

内外紙の角逐

次に、最近十年における内外洋紙の角逐、競争の跡を略述する。この期間、大體において完全な自給自足であり、輸入紙は特殊な高級品に限られてはゐるが、前項でも一言觸れたやうに、昭和五、六年頃には、外國紙の脅威甚大なるものあり、必ずしも坦々たる行路では無かつた。

洋紙の自給自足は、すでに大戦前において、大體實現されてゐた。大正三年の統計によれば、この年の内地會社生産高三六九、四七八千封度、輸入五三、三八五千封度で、輸入高は内地生産の一割四五に當り、他方輸出が一四、四〇六千封度あるから、まづ自給自足状態にあつたと稱し得る。大戦中は、輸入激減だから別問題だが、戦後の大正九年には、内地生産五九七、二九八千封度、これに對する輸入五七、三九一千封度で輸入は内地生産の僅か九分五厘にしか當らず、自給自足化の傾向は一層強くなつた。

右の、洋紙輸出入比較表によれば、輸入紙は大正十三年を境として、以後漸次凋落の經路を辿ることになつた。反對に、輸出の方は大正九年以降、大體において毎年増加の傾向を示してゐる。

輸出増加の原因は、勿論内地生産が増加の結果、供給過剩状態となり、一部製品を海外に捌かねばならなくなつたからである。近代産業は一般に、その生産規模が擴大され、企業がトラスト化されるに従つて、商品の一部販路を必

洋紙輸出入表 (單位千磅)

年	輸入	輸出	年	輸入	輸出
大正九年	五,三三	六,三三	大正十四年	五,七〇	六,三〇
同 十年	四,五五	六,三三	昭和元年	一五,四九〇	八,五七
同 十一年	三〇,八六	五,七〇	同 二年	一三,七三	二,六〇
同 十二年	二二,五八	六,四四	同 三年	一〇,六七	一七,一〇〇
同 十三年	一五,三五	七,二四	同 四年	九,三五	一七,五七
			昭和五年	九,四九	三六,九四
			同 六年	一四,〇八	一八,五四
			同 七年	一六,四四	一三,六四

す海外市場に求めなければならぬ性質のものだが、わが國のトラスの産業の模範たる洋紙工業は、當然に以上の法則通りに行動して来た譯である。だから、洋紙輸出は、大體において一種のダンピングであつた。洋紙聯合會は、各社の出資金から捻出した輸出奨励金を、輸出會社に交附して、過剩製品の軽減に努めた。奨励金は、その時々市況で變化したが、一封度につき二錢ぐらゐまで出したこともある。但し、昭和八年一月からは、奨励金交附は當分中止することになつた。輸出會社は舊富士製紙が筆頭で總輸出の五割をこの會社が取扱ひ、三割ぐらゐを樺太工業、殘餘を王子製紙その他會社で占めてゐる。輸出地は支那、南洋等、東洋市場が大部分を占める。しかし、前にも一言したやうに、日支紛争が起つて以來、繼續的な日貨ボイコットで、洋紙輸出も昭和五年を峠として、以後毎年下り坂となつた。最近の圓爲替安の有利條件をもつても、容易に伸びない。近き將來は、滿洲國の消費増加が、一の有利な期待となつてゐるが、それにしても急速な輸出發展は、當分の間望めないやうである。

輸入については、昭和五年以降の、金解禁を原因とする外紙侵略のことを、一言述べておく必要があらう。それまで、長年の間、外紙の競争などは問題にしてゐなかつた内地當業者も、金解禁後の輸入紙の競争には、少からず恐怖を覚えさせられた。侵入外紙の主なるものは、新聞用紙であつた。新聞用紙については、古く明治三十四年以來、王子、富士、および後に富士に合併された四日市製紙との三者間に、鞏固な販賣カルテルが組織されてゐたが、昭和五

年以後には、さしも堅固な内地市場も外紙のために、その一角を突き崩されてしまつた。外紙の脅威は、その數量よりも、市價を崩す力をもつてゐた點で、重大な打撃を與へた。新聞用紙は、共販會社と各新聞社との間に、一年毎更改の協定値段で取引される習慣となつてゐるが、五年以來は外紙の壓迫で、一連(四十五封度)五圓三十錢のものが、毎年夏の協定値段更改期毎に五十錢または七十錢づゝ引下げを餘儀なくされ、遂に三圓七十錢にまで激落させられる仕儀となつた。新聞用紙は、王子、富士、樺工等の有力會社では、總生産の三割五分乃至五割を占める主要商品だから、この打撃は容易ならぬものであつた。たゞ、洋紙業としての立場からは幸ひに、六年末に金再禁止となつた。七年前期中は舊契約品の輸入があつたが、その後は、輸入紙の壓力は全く去ることになつた。内地市場は、洋紙トラスの手中に、完全に奪回したのである。

質的 發展

合理化の實績

以上で、大體、洋紙業の最近十年間の量的膨脹を説明した。次に質的、或は内容的發展を見よう。内容的發展として、第一に注意されなければならぬのは、合理化である。

一般的に、最近十年は、産業合理化の強行時代である。技術的な、單なる能率増進に止まらず、一産業全體として進んでは一國民經濟全體として更生を策するやうになつたのが、新合理化が舊式合理化と根本的に異なる特色である。洋紙資本家達も、勿論、合理化のスローガンを高く掲げて、盛んにタガの緩みかかつた企業の建直しに努力した。以下、洋紙業合理化の實績を略敘する。便宜上、内部的な能率増進と、外部的な市場統制とに分けて説明する。

一、限産協定の實行 洋紙業全體の協調による市價統制を目的とする限産實行が、合理化の一内容をなすものであ

ることは、詳説するまでもない。たゞしこれは、前項で論じたから、こゝに再言しない。

一、製品の共同保管 操短とならんで、市價維持策として案出されたのが、ストックの共同保管である。昭和五年十月に初めて實行されることになった。各社のストック中、一定率の常備用のものを除き、他は總て封印して當分市場に出さぬことにしたのである。五年十月から、七年八月まで、五回封印量を更めた。この間、若干の封印解除もやつたが、大體において保管量を増やして行つた。しかるに、七年夏以降は、金再禁止で市況が一變することになった。そこで七年十月から、漸次解封することになり、最近では、すでに解封し盡し、以來、各社の解封率に相當するだけ、生産制限を緩和されてゐるものもある。

一、價格協定の再實施 明治の初年、洋紙カルテルが一種の價格協定を實行したことは、前に一言したが、それが廢止されて以來、長年の間、市價協定は一度も試みられなかつた。ところが、洋紙恐慌の深化は、昭和六年末から、市價協定を再實行させることになった。最初は、各製品別に、具體的な協定値段を定めたが、製品種類が雑多のためこの方法は餘り効が無かつたので、その後はB模造紙だけに具體的値段を定め、その他の製品は厚物と薄物との間の値額だけを協定することにしてゐる。そして市價引上の場合には各社共同に同率引上げを實行することになつてゐる。

一、輸出の共同奨励 輸出奨励金を交附して、内地ストックの緩和に努めて來たことは、すでに述べた。たゞし、奨励金交附は、八年一月から中止された。

右は、一般洋紙に對する、當業者の共同な合理化實行手段だが別に新聞用紙については、増産設備、およびカルテル加盟會社の輸入禁止、共同販賣、値段協定、規格統一等の諸手段を實施してゐる。

次に、内部的の合理化、即ち能率増進に關しては、その綜合的結果たる製品の原價低下によつて、合理化の實績を見ることにする。一例として王子製紙を採る。

製品原價推移表

昭和元年上	昭和二年上	昭和三年上	昭和四年上	昭和五年上	昭和六年上	昭和七年上	昭和四年下	昭和五年下	昭和六年下	昭和七年下	製造高		
											千圓	千圓	
製造高	38,500	30,000	31,000	35,000	37,000	38,000	37,200	37,000	37,000	37,000	37,000	千圓	千圓
總經費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	一磅當原價	一磅當原價
一磅當原價	8.1	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
昭和元年上	31,000	30,000	31,000	35,000	37,000	38,000	37,200	37,000	37,000	37,000	37,000	千圓	千圓
製造高	31,000	30,000	31,000	35,000	37,000	38,000	37,200	37,000	37,000	37,000	37,000	千圓	千圓
總經費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	一磅當原價	一磅當原價
一磅當原價	8.1	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
昭和二年上	30,000	30,000	31,000	35,000	37,000	38,000	37,200	37,000	37,000	37,000	37,000	千圓	千圓
製造高	30,000	30,000	31,000	35,000	37,000	38,000	37,200	37,000	37,000	37,000	37,000	千圓	千圓
總經費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	一磅當原價	一磅當原價
一磅當原價	8.1	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
昭和三年上	38,500	30,000	31,000	35,000	37,000	38,000	37,200	37,000	37,000	37,000	37,000	千圓	千圓
製造高	38,500	30,000	31,000	35,000	37,000	38,000	37,200	37,000	37,000	37,000	37,000	千圓	千圓
總經費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	一磅當原價	一磅當原價
一磅當原價	8.1	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
昭和四年上	31,000	30,000	31,000	35,000	37,000	38,000	37,200	37,000	37,000	37,000	37,000	千圓	千圓
製造高	31,000	30,000	31,000	35,000	37,000	38,000	37,200	37,000	37,000	37,000	37,000	千圓	千圓
總經費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	一磅當原價	一磅當原價
一磅當原價	8.1	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9

【備考】

洋紙製造高中には、毎期のバルブ製造高を、洋紙に換算して合計した。また、總經費中には、電氣部經費、木材販賣費等を控除し、固定資産償却費を加へた。

右の表で注意をひくのは、昭和三年までは、一封度當り生産原價は漸落してゐるが、四年、五年には反つて大いに高くなつてゐる。これは、高率限産で休眠固定資本の壓迫が大である一方、經費節約がまだ十分に行はれず、結果として原價の上向となつたものである。この傾向に狼狽した當業者達は、冗員整理、低能率の工場閉鎖、その他一般的經費の切り下げ等を、急ピッチで實行するやうになり、原價は再び低落傾向となつた。最も原價の高かつた四年下期に比較し、七年末には一封度當り二錢五厘も低減させることに成功してゐる。金再禁止以來、洋紙相場は數次引上げられてゐるが、製造原價の方は、漸騰の傾向はあるにしても、急激に高くなることはない。洋紙業資本家としては、この意味ではやゝ樂觀状態に轉じたわけである。

企業集中化の激成

洋紙業の質的發展として、最も重要なのは、企業集中の激成である。企業集中の過程は、大體前後の二期に分れる。第一期は大正の中頃から、昭和の初年までで、この十年内外の間に、有力會社は盛んに弱小會社の合併をやり、業界の勢力分野をほぼ確定した。第二期の昭和時代は、少數